鹿 児 島 県 地 域 防 災 計 画
原子力災害対策編

（鹿児島県原子力防災計画）

令和６年４月

鹿 児 島 県 防 災 会 議

沿革　昭和58年４月25日　防災会議決定
昭和60年２月25日　修正
昭和61年４月１日　修正
昭和63年３月４日　修正
平成元年４月１日　修正
平成３年３月22日　修正
平成４年３月25日　修正
平成５年３月26日　修正
平成６年５月27日　修正
平成７年６月５日　修正
平成８年６月13日　修正
平成13年10月19日　修正
平成17年１月７日　修正
平成18年３月27日　修正
平成20年３月５日　修正
平成23年５月２日　修正
平成24年３月23日　修正
平成25年３月25日　修正
平成26年３月25日　修正
平成27年３月19日　修正
平成28年３月24日　修正
平成28年５月30日　修正
平成29年３月22日　修正
平成29年４月１日　修正
平成30年３月20日　修正
平成30年４月１日　修正
平成31年３月15日　修正
平成31年４月１日　修正
令和２年３月25日　修正
令和２年４月１日　修正
令和２年８月18日　修正
令和２年12月16日　修正
令和３年４月１日　修正
令和３年５月20日　修正
令和４年１月18日　修正
令和４年４月１日　修正
令和５年１月31日　修正
令和６年２月16日　修正
令和６年４月１日　修正

目次

第１章　総則 ･･ 1
第１節　計画の目的 ･･ 1
第２節　定義 ･･ 1

第３節　計画の性格 ･･ 5
第４節　計画の周知徹底 ･･ 6
第５節　計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 ･･････････････････････････････ 6
第６節　計画の基礎とするべき災害の想定 ･･････････････････････････････････････ 6
第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 ･･････････････7
第８節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 ･･････････ 12
第９節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 ･･････････････････････････････････ 13
第10節　本県以外で発生した原子力災害への対応 ･･････････････････････････････ 24

第２章　防災体制 ･･ 25
第１節　災害応急対策における対応基準 ･･････････････････････････････････････ 25
第２節　防災活動体制 ･･ 26

第３章　原子力災害事前対策 ･･ 53
第１節　基本方針 ･･ 53
第２節　九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 ･･････････ 53
第３節　立入検査と報告の徴収 ･･ 54
第４節　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 ･･････････････････ 54
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え ･･････････････････････ 55
第６節　情報の収集・連絡体制等の整備 ･･････････････････････････････････････ 55
第７節　緊急事態応急体制の整備 ･･ 59
第８節　複合災害に備えた体制の整備 ･･････････････････････････････････････ 68
第９節　避難収容活動体制の整備 ･･ 71
第10節　飲食物の摂取制限及び出荷制限 ･･････････････････････････････････････ 79
第11節　緊急輸送活動体制の整備 ･･ 79
第12節　救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備 ･･････････････････････ 82
第13節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 ･･････････････････････････････ 88
第14節　行政機能の移転及び業務継続計画の策定 ･･････････････････････････････89
第15節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信 ･･････････ 91
第16節　防災業務関係者の人材育成 ･･ 93
第17節　防災訓練等の実施 ･･ 93
第18節　原子力発電所上空の飛行規制 ･･････････････････････････････････････ 95
第19節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 ･･････････････････････････ 95

第４章　緊急事態応急対策 ･･ 97
第１節　基本方針 ･･ 97
第２節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 ･･････････････････････ 97
第３節　活動体制の確立 ･･ 105
第４節　緊急時モニタリング ･･ 109

第５節　避難，屋内退避等の防護措置 …… 110
第６節　治安の確保及び火災の予防 …… 123
第７節　飲食物の摂取制限及び出荷制限 …… 124
第８節　緊急輸送活動 …… 125
第９節　救助・救急，消火及び医療活動 …… 127
第10節　住民等への的確な情報伝達活動 …… 132
第11節　自発的支援の受入れ等 …… 135
第12節　行政機能の移転及び業務継続に係る措置 …… 136
第13節　家畜の飼養管理・飼料管理の指導 …… 137
第14節　原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定 …… 137

第５章　複合災害時対策 …… 138
第１節　基本方針 …… 138
第２節　災害応急体制 …… 138
第３節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 …… 138
第４節　緊急時モニタリングの実施 …… 139
第５節　避難，屋内退避等の防護措置の実施 …… 139
第６節　緊急輸送活動体制の確立 …… 142
第７節　救助・救急，消火及び医療活動 …… 142
第８節　住民等への的確な情報伝達活動 …… 143

第６章　原子力災害中長期対策 …… 159
第１節　基本方針 …… 159
第２節　緊急事態解除宣言後の対応 …… 159
第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 …… 159
第４節　放射性物質による環境汚染への対処 …… 160
第５節　各種制限措置等の解除 …… 160
第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 …… 161
第７節　災害地域住民に係る記録等の作成 …… 161
第８節　被災者等の生活再建等の支援 …… 162
第９節　風評被害等の影響の軽減 …… 163
第10節　被災中小企業等に対する支援 …… 164
第11節　心身の健康相談体制の整備 …… 164
第12節　物価の監視 …… 164
第13節　復旧・復興事業からの暴力団排除 …… 164

（資料）
１　原子力事業者，国，地方公共団体が採ることを想定される措置等 …… 166

２　防護措置実施のフローの例 ･･･ 168
３　川内原子力発電所におけるＥＡＬについて ･････････････････････････････ 169
４　ＯＩＬと防護措置について ･･･ 180
５　避難に当たっての住民等への指示事項 ･････････････････････････････････ 182
６　避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点　･････････････････ 183
７　避難所における住民等に対する留意事項 ･･････････････････････････････ 184

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

本計画は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号，以下「原災法」という。）に基づき，九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）の川内原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の運転等（原子炉の運転，貯蔵，発電所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な対策について，県，市町村，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め，総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって，県民の生命，身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２節　定義

本計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により県民の生命，身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

原災法第２条第２号の規定に基づく事態であり，放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（原子力発電所の外における放射性物質の運搬の場合にあって，当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 緊急事態応急対策

原災法第１５条第２項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第４項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において，原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(4) 原子力災害事前対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

(5) 原子力災害事後対策

原災法第１５条第４項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において，原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第２条第２項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(6) 関係周辺市町

原災法第７条第２項に規定する市町であり，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，姶良市，さつま町，長島町をいう。

(7) 受入市町村

薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所，行政機能移転先となる施設又は原子力災害医療対策として設置する救護所等の所在市町村をいう。

(8) 指定行政機関

災害対策基本法第２条第３号に規定する指定行政機関をいう。

内閣府，原子力規制委員会，環境省，経済産業省，文部科学省，国土交通省等

(9) 指定地方行政機関

災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関をいう。

九州管区警察局，九州厚生局，九州農政局，九州経済産業局，九州産業保安監督部，九州運輸局等

(10) 指定公共機関

災害対策基本法第２条第５号に規定する指定公共機関をいう。

九州旅客鉄道株式会社，西日本電信電話株式会社，日本赤十字社，日本放送協会，西日本高速道路株式会社等

(11) 指定地方公共機関

災害対策基本法第２条第６号に規定する指定地方公共機関をいう。

株式会社南日本放送，株式会社エフエム鹿児島，公益社団法人鹿児島県医師会，公益社団法人鹿児島県トラック協会等

(12) 防災関係機関

県，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村，県警察，県教育委員会，消防機関，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体，九州電力その他防災機関をいう。

(13) 原子力防災専門官

内閣府及び原子力規制委員会原子力規制庁に置かれ，原子力規制事務所に配置される原子力防災についての専門的な知識，経験等を有する者であり，平常時には，原子力防災に係る関係機関との連携を強化し，不測の事態に備える態勢を確立する業務を行うとともに，原子力災害時には，オフサイトセンターにおいて，その状況の把握のため必要な情報の収集・提供，応急措置に関する助言など原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行う。

(14) 国から派遣される専門家

国が派遣する原子炉及び放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）をいう。

(15) オフサイトセンター

原災法第１２条に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設であって，原子力災害が発生した場合，緊急事態応急対策や原子力災害事後対策の拠点となる施設で，通称オフサイトセンターという。

(16) 情報収集事態

薩摩川内市で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態をいう。

(17) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが，原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため，情報収集や，緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備，施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階（薩摩川内市において，震度６弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したＥＡＬのとおり。）をいう。

(18) 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため，原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

(19) 全面緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため，重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため，及び確率的影響のリスクを低減するため，迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

(20) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは，ＰＡＺ内の住民等であって，施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア　要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち，避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ　妊婦，授乳婦，乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ウ　安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(21) 要配慮者

高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦，傷病者，入院患者等をいう。

(22) 国事故現地警戒本部

警戒事態が発生した場合において，原子力規制委員会及び内閣府が，オフサイトセンターに原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官を現地本部長として

設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部のことをいう。

(23) 国事故現地対策本部

施設敷地緊急事態が発生した場合において，原子力規制委員会及び内閣府が，オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部のことをいう。

(24) 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合において，内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を議長としてオフサイトセンターに参集した国，県，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力及び専門家等により情報共有や対応準備等のため開催される会議をいう。

(25) 国現地本部

全面緊急事態に至り，原災法第１５条第２項に基づき，原子力緊急事態宣言が発出された場合において，オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長として設置される原子力災害現地対策本部のことをいう。原子力災害現地対応の総合調整を行う。

(26) 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態に至り，原災法第１５条第２項に基づき，原子力緊急事態宣言が発出された場合において，内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）又は代理の職員を事務局長としてオフサイトセンターに参集した国，県，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力及び専門家等によって構成される組織で,国現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行うことを目的としている。

(27) 機能グループ

オフサイトセンターにおいて，原子力災害合同対策協議会をサポートするために，国，県，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力等の職員で構成される組織で，総括班，広報班，放射線班，医療班，住民安全班，実動対処班，運営支援班，プラントチームの８つの班等をいい，国現地本部を構成する。

(28) 緊急事態応急対策実施区域

原災法第１５条第２項に基づく原子力緊急事態宣言において緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域をいう。

(29) 警戒区域

原災法第２８条第２項により読み替えて適用される災害対策基本法第６３条の規定に基づき薩摩川内市長又は関係周辺市町長が，原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において，一度に大量の放射線により被ばくすることなどにより人の生命又は身体に対する危険を防止するため，特に必要があると認めるとき，災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し，若しくは禁止し又は退去を命ずることができる区域をいう。

(30) 環境放射線監視強化区域

平常時から緊急時に備えてモニタリングポストを整備するなど，環境放射線の監視を強化して行う原子力発電所からおおむね３０ｋｍの圏内及び甑島の全域の区域をいう。

(31) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム

原子力災害時における住民避難をより円滑にするため，原子力災害時に，防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し，管理・共有するためのシステムをいう。

なお，同システムのうち，住民が一時移転又は避難に際し利用するスマートフォン向けアプリケーションを「原子力防災アプリ」という。

(32) 原子力防災・避難施設等調整システム

一時移転又は避難の防護措置が必要となったとき，ＵＰＺ内の住民については，予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど，避難先として不適当である場合の代替の避難所を，ＵＰＺ内の医療機関，社会福祉施設については，その避難先を迅速に調整するためのシステム（以下「避難施設等調整システム」という。）をいう。

第３節　計画の性格

１　鹿児島県の原子力災害対策の基本となる計画

本計画は，鹿児島県の原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針に基づき，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように，緊密に連携を図り作成したものである。

防災関係機関は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし，たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

２　鹿児島県地域防災計画における他の災害対策との関係

本計画は，「鹿児島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり，本計画に定めのない事項については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編，地震災害対策編，津波災害対策編及び火山災害対策編）」によるものとする。

３　薩摩川内市及び関係周辺市町地域防災計画との関係

薩摩川内市及び関係周辺市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては，本計画を基本とするものとし，鹿児島県地域防災計画に抵触することのないようにするとともに，具体的な計画を定めておくものとする。

なお，県は，市町村の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

４　計画の修正

本計画は，災害対策基本法第４０条の規定に基づき，毎年検討を加え，防災基本計画，原子力災害対策指針，鹿児島県の体制又は組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは，これを修正するものとする。

第４節　計画の周知徹底

県は，本計画について，防災関係機関に対し，本計画の周知徹底を図るとともに，特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また，各防災関係機関においては，本計画を熟知し，必要に応じて細部の活動計画等を作成し，万全を期すものとする。

第５節　計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては，原災法第６条の２第１項の規定により，原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第６節　計画の基礎とするべき災害の想定

福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ，原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され，住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態を想定する。

原子力発電所においては，多重の物理的防護壁が設けられているが，これらの防護壁が機能しない場合は，放射性物質が周辺環境に放出される。その際，大気へ放出の可能性がある放射性物質としては，気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス，揮発性の放射性ヨウ素，気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは，気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり，移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの，風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また，特に降雨雪がある場合には，地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに，土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり，それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際，平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては，格納容器の一部の封じ込め機能の喪失，溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果，放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また，炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって，事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく，複合的であることを十分考慮する必要がある。

第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材，モニタリング設備，非常用通信機器等の整備，避難計画の策定等，原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については，原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ，施設の特性，行政区画，地勢等地域に固有の自然的，社会的周辺状況等を勘案し，具体的な地域を定めるものとする。

１　予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone，以下「ＰＡＺ」という。）

ＰＡＺとは，急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため，緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等，通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり，原子力発電所を中心としておおむね半径５ｋｍとする。（別表１－１及び別図１のとおり）

別表１－１　ＰＡＺ

薩摩川内市	水引地区，滄浪地区，寄田地区，峰山地区

２　緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone，以下「ＵＰＺ」という。）

ＵＰＺとは，確率的影響のリスクを低減するため，緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき，緊急防護措置を準備する区域であり，原子力発電所を中心としておおむね半径５～３０ｋｍの範囲内とする。（別表１－２及び別図１のとおり）

別表１－２　ＵＰＺ

薩摩川内市	亀山地区，可愛地区，育英地区，川内地区，平佐西地区，平佐東地区，隈之城地区，永利地区，八幡地区，高来地区，城上地区，陽成地区，吉川地区，湯田地区，西方地区，藤本地区，野下地区，市比野地区，樋脇地区，倉野地区，副田地区，清色地区，朝陽地区，大馬越地区，八重地区，斧渕地区，南瀬地区，山田地区，鳥丸地区，藤川地区，上手地区，大村地区，轟地区，藺牟田地区，里地区，上甑地区の一部（中野，上甑町江石）
いちき串木野市	全　域
阿久根市	全　域
鹿児島市	郡山町，郡山岳町，西俣町，花尾町，油須木町及び有屋田町の各一部
出水市	（出水） 定之段，君名川，宇都野々，小原上，小原下
	（西出水） 小木場，平岩，丸塚，栗毛野，江川野，清水，上中，下中，上屋，野添，政所，花立東，花立西，上大野原，下大野原，西大野原，東大野原，鶴見，上屋団地

出　水　市	（荘） 荘上，荘下，荒崎
	（高尾野） 上の原，上り立，太鼓橋，千間山，松ヶ野，大久保，御岳，野平，浦，昭興，本町，大野原，鶴寿会たかおの，東町，町，中里，麓，麓団地，萩の尾，大和，柴引，柴引団地，野添上，野添下，砂原，中屋敷，本城，内野々下，内野々上，石坂，表上，下高尾野上，下高尾野下，唐笠木，昭和，鶴里，松ノ元，上水流，ウッドタウン，星原，西水流
	（江内） 旧番所，荒崎，冷筋，上冷筋，段，南方，木牟礼，木串，連尺野，小島，西下り松，東下り松，浦窪，上浦窪
	（野田） 尾毛無，上特手，越地，川平，久木野，大久，大丸，受口，下持手，涼松，籠土山，青木原，野角，天神，大日，地蔵，仮屋，加治屋町，別府，町，春町，西通，仲町，岩元，本町，八幡，上田多園，田多園，瀬戸，中郡，屋地，旭，上餅井，下餅井，女子高白梅寮，野田の郷
日　置　市	（東市来町養母） 高山，鉾之原，立和名，荻，北山，上床，田代，梅木，元養母
	（東市来町長里） 下養母，麓上，麓下，古市，城之町上，城之町，杉之迫，坂之上下
	（東市来町湯田） 大平，皆田東，皆田西，丸牧，上野東，上野西，向湯田，駅前，中央，元湯，田之湯，堀内
	（東市来町伊作田） 上伊作田，元伊作田，中伊作田，柿之迫，江口，川北，平迫比良，赤崎，鈩口，永山
	（東市来町神之川） 神之川
	（東市来町南神之川） 南神之川
	（東市来町美山） 美山の一部
	（東市来町寺脇） 牧之角
	（東市来町宮田） 美山の一部
	（伊集院町下谷口） 荒瀬の一部

日　置　市	（伊集院町大田） 大田上，大田中，大田下，久木野々，城山の一部
	（伊集院町徳重） 城山の一部，荒瀬の一部，小城，瀬戸内の一部，徳重東の一部
	（伊集院町猪鹿倉） 徳重東の一部
	（伊集院町郡） 瀬戸内の一部，徳重東の一部，郡上，郡内，宮脇，中福良，平古，郡下，立野
	（伊集院町上神殿） 上神殿，中神殿
	（伊集院町下神殿） 下神殿１区，下神殿２区，下神殿３区，下神殿４区
	（伊集院町桑畑） 桑畑
	（伊集院町野田） 野田
	（伊集院町寺脇） 寺脇
	（伊集院町妙円寺） 妙円寺１区，妙円寺２区，妙円寺３区，妙円寺５区，妙円寺６区，妙円寺７区，妙円寺８区，妙円寺９区
	（伊集院町郡一丁目） 郡下の一部
	（伊集院町郡二丁目） 徳重東の一部，郡下の一部
	（日吉町神之川） 二潟
	（日吉町山田） 山田，日新
	（日吉町日置） 毘沙門，草原
姶　良　市	（蒲生町白男） 松生

さつま町	（宮之城屋地） 城之口，五日町，町頭，上仲町，天神，屋地馬場，八幡馬場，愛宕，東谷，川原町，中央，ウッドタウン，観月台，ホープタウン，宮之城病院，むつみ寮，ふくし園
	（虎居） 虎居町，東町，西町，轟原，虎居馬場，西手東，西手西，上向，上向中，虎居大角，甫立，海老川，日当瀬，一ツ木，下川口，紫雲寮
	（時吉） 時吉新地，時吉中城
	（船木） 船木東，船木西，船木下，旭，マモリエ
	（柊野） 柊野上向江，柊野中間下
	（平川） 下平川，上平川，大薄下，大薄上
	（湯田） 湯之元，湯田中，湯田上，湯田下，ほのぼの苑
	（佐志） 木渋，前目，さくら，上寺下，豆漬，布田，あながわ，田原
	（山崎） 山崎上，山崎中，山崎町，草田，古野，荒瀬
	（久富木） 北原，大長，角郷，久富木町，大畝町
	（二渡） 二渡町，二渡，須杭，折小野
	（白男川） 浅井野，白男川
	（泊野） 泊野高峰，きらら
	（神子） 柳野
	（柏原） 上川口，市場，諏訪下，小路下手，大願寺，下京塚原，京塚原，種子田
	（紫尾） 紫尾下，紫尾中，紫尾上，鶴宮園
長島町	（山門野） 田尻，火ノ浦
	（下山門野） 汐見，潟，広野

別図１　ＰＡＺ及びＵＰＺ

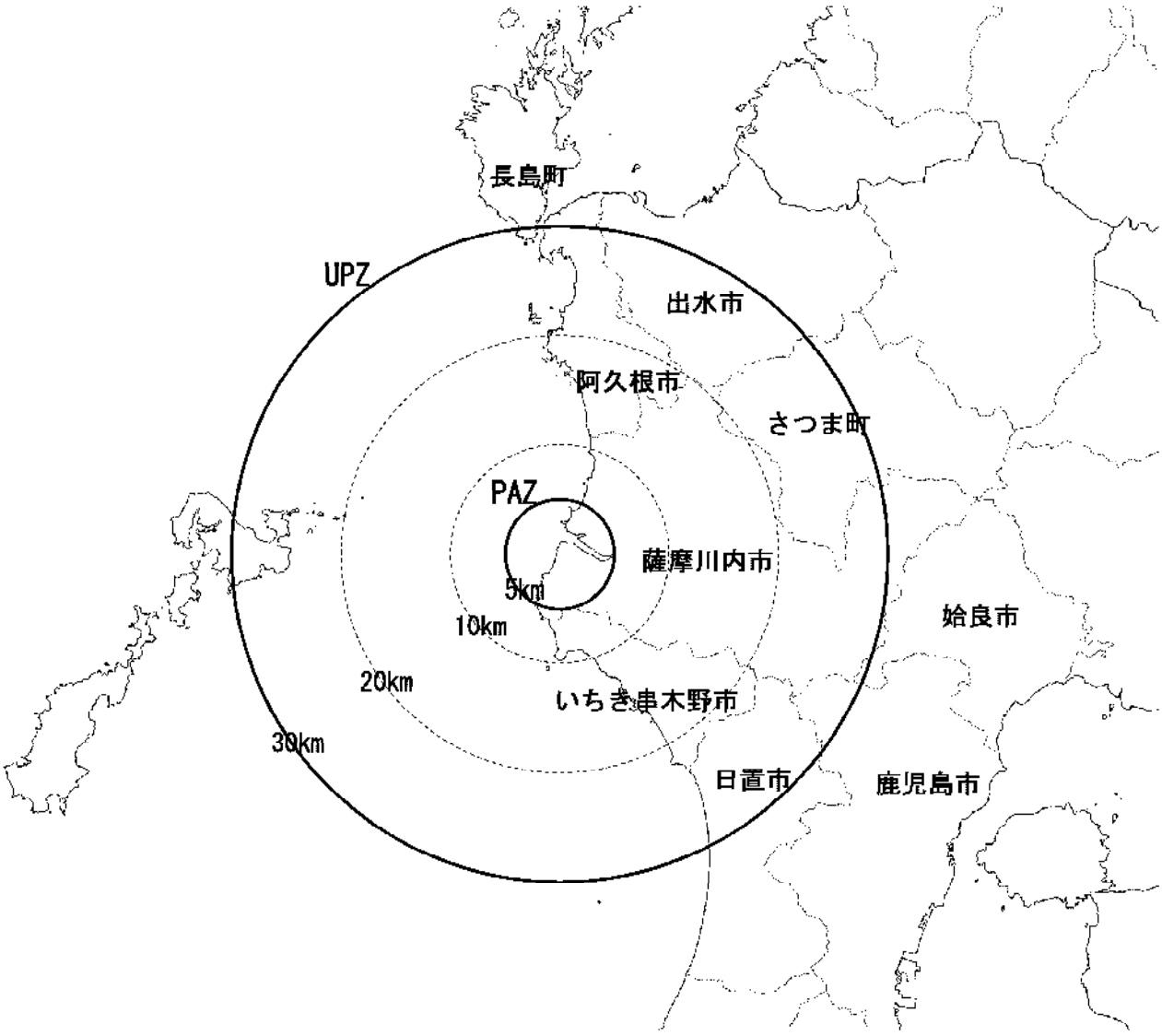

第８節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

１　原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

ＰＡＺにおいては，原子力発電所において異常事態が発生した場合には，急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため，放射性物質の環境への放出前の段階から，原子力発電所の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて，避難等の予防的な防護措置を準備し，実施することとする。

なお，事態の規模，時間的な推移に応じて，国の指示によってＰＡＺの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

・警戒事態
・施設敷地緊急事態
・全面緊急事態

（九州電力が設定する川内原子力発電所における緊急時活動レベル（EAL:Emergency　Action Level，以下「ＥＡＬ」という。）については，巻末の資料「川内原子力発電所におけるＥＡＬについて」参照）

また，ＵＰＺにおいては，全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

２　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合，ＵＰＺを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を，防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational　Intervention Level，以下「ＯＩＬ」という。）と照らし合わせ，必要な防護措置を実施する。

第９節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し，県，市町村，消防機関，県警察，県教育委員会，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体並びに九州電力が処理すべき事務又は業務の大綱は，鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編，地震災害対策編及び津波災害対策編の第１部第２章並びに火山災害対策編の第１部第１章）ほか，次のとおりとする。

１　鹿児島県

事務又は業務
（１）　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
（２）　原子力災害対策の業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育に関すること。
（３）　原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
（４）　通信連絡設備の整備に関すること。
（５）　環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること。
（６）　環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。
（７）　原子力災害医療設備等の整備に関すること。
（８）　放射線防護資機材の整備に関すること。
（９）　原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(10)　災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
(11)　災害対策本部等の設置・運営に関すること。
(12)　原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
(13)　住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(14)　住民等の避難等（屋内退避，コンクリート屋内退避又は避難をいう。以下同じ。）及び立入制限等に係る市町村への指示要請に関すること。
(15)　原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備及び運用に関すること。
(16)　避難施設等調整システムを活用したＵＰＺ内の住民，医療機関及び社会福祉施設の避難先の調整に関すること。
(17)　飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に係る市町村への指示に関すること。
(18)　被ばく医療措置に関すること。
(19)　緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
(20)　放射性物質による環境汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）に関すること。
(21)　原子力災害対策に係る市町村への指示，指導及び助言に関すること。
(22)　損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
(23)　風評被害等の影響の軽減に関すること。
(24)　住民相談窓口の設置に関すること。
(25)　健康相談窓口の設置に関すること。
(26)　受入市町村への要請等及び情報提供に関すること。
(27)　原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。
(28)　災害時における所管道路の通行確保に関すること。
(29)　薩摩川内市及び関係周辺市町と受入市町村との調整に関すること。

２　薩摩川内市，関係周辺市町

事 務 又 は 業 務
（１）　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
（２）　防災業務関係者に対する教育に関すること。
（３）　原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
（４）　通信連絡設備の整備に関すること。
（５）　放射線防護資機材の整備に関すること。
（６）　原子力災害対策の資料の整備に関すること。
（７）　災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
（８）　災害対策本部等の設置・運営に関すること。
（９）　原子力災害合同対策協議会や現地事故対策連絡会議への参画に関すること。
(10)　住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(11)　緊急時モニタリングへの協力に関すること。
(12)　住民等の避難のための立ち退きの指示等及び立入制限，警戒区域の設定に関すること。
(13)　避難所の開設及び運営に関すること。
(14)　飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
(15)　被ばく医療措置への協力に関すること。
(16)　緊急輸送及び必要物資の調達に関すること。
(17)　環境汚染への対処に関すること。
(18)　各種制限措置の解除に関すること。
(19)　損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
(20)　風評被害等の影響の軽減に関すること。
(21)　住民相談窓口の設置に関すること。
(22)　健康相談窓口の設置に関すること。
(23)　避難計画の作成に関すること。
(24)　原子力災害対策本部長からの指示に基づく緊急事態応急対策の実施に関すること。
(25)　災害時における所管道路の通行確保に関すること。

３　受入市町村

事務又は業務
（１）　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 （２）　防災業務関係者に対する教育に関すること。 （３）　原子力防災に関する訓練の実施に関すること。 （４）　災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。 （５）　住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 （６）　緊急時モニタリングへの協力に関すること。 （７）　薩摩川内市及び関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること。 （８）　避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。 （９）　避難誘導への協力に関すること。 (10)　飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。 (11)　被ばく医療措置への協力に関すること。 (12)　環境汚染への対処に関すること。 (13)　損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。 (14)　風評被害等の影響の軽減に関すること。 (15)　災害時における所管道路の通行確保に関すること。

４　消防機関

機関名	事務又は業務
鹿児島市消防局 〃　消防団 阿久根地区消防組合 阿久根市消防団 長島町消防団 出水市消防本部 〃　消防団 薩摩川内市消防局 〃　消防団 日置市消防本部 〃　消防団 いちき串木野市消防本部 〃　消防団 さつま町消防本部 〃　消防団 姶良市消防本部 〃　消防団	（１）　住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 （２）　住民等の避難等の誘導に関すること。 （３）　傷病者の救急搬送に関すること。 （４）　住民等の避難等の誘導に係る資料の整備に関すること。 （５）　緊急事態応急対策実施区域の消防対策に関すること。 （６）　原子力災害合同対策協議会への参画に関すること。

５　鹿児島県警察

事 務 又 は 業 務
（１）　住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
（２）　住民等の避難等の誘導に関すること。
（３）　緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の警戒警備及び交通規制に関すること。
（４）　災害状況の把握及び連絡通報に関すること。
（５）　緊急輸送に関すること。
（６）　防犯対策（避難所その他）に関すること。
（７）　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。

６　鹿児島県教育委員会

事 務 又 は 業 務
（１）　園児，児童及び生徒に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。
（２）　災害時における園児，児童及び生徒の安全対策に関すること。
（３）　災害時における避難等に係る施設の提供・協力・調整に関すること。
（４）　市町村立学校及び県立学校等への災害情報の伝達に関すること。
（５）　被災した園児，児童及び生徒の把握及び心のケア等に関すること。
（６）　市町村立学校及び県立学校等の避難計画作成への指導・調整に関すること。

7　指定地方行政機関

機　関　名	事 務 又 は 業 務
九州管区警察局	（1）　災害時における管区内各県警察の指導及び調整（警察災害派遣隊等の応援派遣，装備資機材の援助等）に関すること。 （2）　災害時における警察庁及び他管区警察局との連携に関すること。 （3）　管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 （4）　災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 （5）　災害時における警察通信の運用に関すること。
九　州　財　務　局 (鹿児島財務事務所)	（1）　災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 （2）　地方公共団体に対する災害融資に関すること。 （3）　提供可能な国有財産の情報提供に関すること。
九　州　厚　生　局	（1）　災害状況の情報収集・通報に関すること。 （2）　関係職員の現地派遣に関すること。 （3）　関係機関との連絡調整に関すること。 （4）　その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九　州　農　政　局	（1）　災害時における農地，農業用施設，家畜・家きん，農林畜水産物への影響等に関する情報収集等に関すること。 （2）　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 （3）　災害時における応急用食料等の確保等に関すること。 （4）　被災地周辺の家畜・家きん，飼料，たい肥，農林畜水産物等の移動規制及び解除に関すること。
九州森林管理局	（1）　災害時における国有林野，国有林林産物の汚染状況等の情報収集・把握等に関すること。
九州経済産業局	（1）　災害に関する情報収集及びそれらに係る支援に関すること。
九　州　運　輸　局 (鹿児島運輸支局)	（1）　災害時における陸上輸送の調整及び指導に関すること。 （2）　災害時における自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 （3）　災害時における海上輸送の調整及び指導に関すること。 （4）　災害時における船舶運航事業者に対する運航命令に関すること。 （5）　災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関すること。 （6）　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
大　阪　航　空　局 (鹿児島空港事務所)	（1）　原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 （2）　災害時における飛行場使用の総合調整に関すること。 （3）　原子力災害発生時の航空法第８０条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定に関すること。

機　関　名	事 務 又 は 業 務
九州地方測量部	（1）　地殻変動の監視に関すること。 （2）　災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 （3）　復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
第十管区 海上保安本部	（1）　災害時における船舶に対する情報の伝達に関すること。 （2）　災害時における海上における応急救援に関すること。 （3）　船舶に対する航行規制等及び周辺海域の警戒警備に関すること。 （4）　海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 （5）　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	（1）　気象情報の把握，伝達及び発表に関すること。 （2）　緊急時モニタリングの支援に関すること。 （3）　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
九州総合通信局	（1）　非常通信体制の整備に関すること。 （2）　非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 （3）　災害時における通信機器，臨時災害放送局用機器，移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 （4）　災害時における電気通信の確保に関すること。 （5）　非常通信の統制，監理に関すること。 （6）　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	（1）　災害時における労働災害調査に関すること。 （2）　労働災害防止についての監督，指導に関すること。 （3）　被災労働者に対する救助，救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての必要な指導に関すること。 （4）　事業者に対する労働者の被ばく管理の監督，指導に関すること。 （5）　被災事業場の再開についての必要な指導に関すること。 （6）　災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため，離職者の発生状況，求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職に関すること。 （7）　雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。
九州地方整備局	（1）　災害時における所管道路の通行確保に関すること。 （2）　災害時における川内川の管理に関すること。 （3）　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 （4）　道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
九州地方環境事務所	（1）　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること。 （2）　災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。
九州防衛局	（1）　災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整。 （2）　災害時における米軍部隊との連絡調整。

８　自衛隊

機　関　名	事 務 又 は 業 務
陸　上　自　衛　隊 西部方面総監部 海　上　自　衛　隊 佐世保地方総監部 海　上　自　衛　隊 第１航空群司令部 航　空　自　衛　隊 西部航空方面隊司令部	（１）　災害時における応急救援に関すること。 （２）　緊急時モニタリングの支援に関すること。 （３）　被害状況の把握に関すること。 （４）　避難の救助に関すること。 （５）　行方不明者の捜索・救助に関すること。 （６）　消防活動に関すること。 （７）　救護に関すること。 （８）　人員及び物資の緊急輸送に関すること。 （９）　避難退域時検査及び簡易除染に関すること。 (10)　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。 (11)　その他（生活支援等）。

９　指定公共機関

機　関　名	事 務 又 は 業 務
西日本高速道路株式会社 (鹿児島高速道路事務所)	（１）　災害時における所管道路の通行確保に関すること。 （２）　利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 （３）　緊急輸送，避難に対する協力に関すること。 （４）　災害救助等災害緊急車両の通過に伴う料金徴収の免除の取り扱いに関すること。
九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	（１）　利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。 （２）　災害時における救助物資，人員の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 （鹿児島支店） ＫＤＤＩ株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	（１）　災害時における通信の確保に関すること。 （２）　仮設回線の設置に関すること。 （３）　災害時優先電話に関すること。
日本郵便株式会社 （各郵便局）	（１）　災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
日本赤十字社 （鹿児島県支部）	（１）　災害時における医療救護等に関すること。 （２）　災害時におけるこころのケアに関すること。 （３）　救援物資の備蓄と配分に関すること。 （４）　災害時の血液製剤の供給に関すること。 （５）　義援金の受付に関すること。 （６）　災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 （７）　災害時の外国人の安否調査に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	（１）　災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携，情報交換に関すること。 （２）　災害医療班の編成・派遣に関すること。 （３）　被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会 (鹿児島放送局)	（１）　原子力防災に関する知識の普及に関すること。 （２）　災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。

機　関　名	事 務 又 は 業 務
日　本　銀　行 （鹿 児 島 支 店）	（1）　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 　ア　通貨の円滑な供給の確保 　イ　現金供給のための輸送，通信手段の確保 　ウ　通貨および金融の調節 （2）　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 　ア　決済システムの安定的な運行に係る措置 　イ　資金の貸付け （3）　金融機関の業務運営の確保に係る措置 （4）　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 （5）　各種措置に関する広報 （6）　その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか，所要の災害応急対策
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	（1）　原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関すること。 （2）　緊急時モニタリングセンターへの参画に関すること。 （3）　緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関すること。
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	（1）　原子力災害合同対策協議会への専門家派遣に関すること。 （2）　緊急時モニタリングセンターへの参画に関すること。 （3）　緊急時モニタリングの資機材及び要員の動員に関すること。 （4）　緊急時被ばく医療に関すること。利用者に対する事故情報及び各種措置の連絡に関すること。

10　指定地方公共機関

機　関　名	事 務 又 は 業 務
株式会社南日本放送 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社エフエム鹿児島 株式会社鹿児島讀賣テレビ	（1）　原子力防災に関する知識の普及に関すること。 （2）　災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
公益社団法人鹿児島県医師会 公益社団法人鹿児島県歯科医師会 公益社団法人鹿児島県看護協会	（1）　災害時における医療救護に関すること。
公益社団法人鹿児島県薬剤師会	（1）　災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
公益社団法人鹿児島県トラック協会 公益社団法人鹿児島県バス協会	（1）　災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

11　公共的団体等

機　関　名	事 務 又 は 業 務
学　校　法　人	（1）　園児，児童及び生徒等に対する原子力防災教育及び登下校時の安全確保に関すること。 （2）　災害時における園児，児童及び生徒等の安全対策に関すること。 （3）　災害時における避難等に係る施設の提供・協力に関すること。 （4）　被災した園児，児童及び生徒等の把握及び心のケア等に関すること。 （5）　避難計画の作成に関すること。
その他の公共的団体	
社会福祉施設経営者 そ の 他 の 団 体	（1）　防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 （2）　事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 （3）　災害時における入所者等の安全対策に関すること。 （4）　避難計画の作成に関すること。
漁業協同組合 農業協同組合 森　林　組　合 その他の団体	（1）　防災関係機関が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。 （2）　事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 （3）　農林畜水産物の出荷制限に関すること。

12　九州電力

事 務 又 は 業 務
（１）　原子力発電所の防災体制の整備に関すること。
（２）　原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関すること。
（３）　原子力発電所の災害予防に関すること。
（４）　災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。
（５）　従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。
（６）　災害時における施設内の応急対策に関すること。
（７）　原子力発電所内に一時滞在する見学者等の避難に関すること。
（８）　通報連絡設備及び体制の整備に関すること。
（９）　環境放射線モニタリング設備，機器類の整備に関すること。
(10)　環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の実施に関すること。
(11)　原子力防災資機材の整備に関すること。
(12)　原子力災害対策の資料の整備に関すること。
(13)　原子力災害合同対策協議会等への参画に関すること。
(14)　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
(15)　相談窓口の設置に関すること。
(16)　県，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。
(17)　環境汚染への対処に関すること。
(18)　災害復旧に関すること。

第10節　本県以外で発生した原子力災害への対応

県は，本県以外で原子力災害が発生した場合等において，県民の安全を確保するため，原子力防災上必要と認められる場合は，本計画に基づき対応を行うものとする。

第２章　防　災　体　制

第１節　災害応急対策における対応基準

県は，別表２の「災害応急対策における対応基準」にしたがって，災害応急体制をとるものとする。

別表２　災害応急対策における対応基準

<table>
<tr><th rowspan="2">県の体制区分</th><th rowspan="2">県の体制の設置基準</th><th colspan="2">県の対応</th><th>国の対応</th></tr>
<tr><th>県庁</th><th colspan="2">オフサイトセンター</th></tr>
<tr><td rowspan="3">警戒本部体制</td><td>・九州電力から異常時における連絡*を受けた場合において知事が必要があると認めたとき。</td><td rowspan="3">災害警戒本部の設置・運営</td><td colspan="2" rowspan="3">－</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において，知事が必要があると認めたとき。</td></tr>
<tr><td>・情報収集事態の発生の連絡を受けたとき。</td><td>国現地情報連絡室の設置・運営</td></tr>
<tr><td rowspan="3">対策本部体制</td><td>・警戒事態の発生の連絡を受けたとき。</td><td rowspan="6">災害対策本部の設置・運営</td><td colspan="2" rowspan="6">現地災害対策本部の設置・運営</td><td>国事故現地警戒本部の設置・運営</td></tr>
<tr><td>・施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。</td><td rowspan="2">国事故現地対策本部の設置・運営</td></tr>
<tr><td>・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において，知事が必要があると認めたとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現地事故対策連絡会議の開催</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急時体制</td><td rowspan="2">・全面緊急事態に至り，原災法第１５条第２項に基づいて，内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。</td><td>国現地本部の設置・運営</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原子力災害合同対策協議会の開催
・機能グループへの参画</td></tr>
</table>

＊「川内原子力発電所に関する安全協定書」第８条に規定する事項をいう。

第２節　防災活動体制

１　警戒本部体制

(1) 災害警戒本部の設置

県は，警戒本部体制をとるべき状況になった場合，速やかに職員の非常参集，情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに，総括危機管理防災監を本部長とする災害警戒本部を危機管理課又は災害対策課に設置し，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り，異常事象に対処するためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の組織，構成，各構成員の所掌事務は別表３の「災害警戒本部の組織図」及び別表４の「災害警戒本部の組織，構成，所掌事務」のとおりとする。

(2) 情報の収集

県は，警戒本部体制をとるべき状況になった場合，原子力防災専門官，九州電力等から情報等を得るなど国等との連携を図りつつ，事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

(3) 災害警戒本部の所掌事務

ア　原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
イ　国及び九州電力との連絡調整に関すること。
ウ　薩摩川内市，関係周辺市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
エ　関係課（室・所）相互の連絡調整に関すること。
オ　緊急時モニタリングの準備に関すること。
カ　市町村や県民への情報提供に関すること。
キ　その他必要な事項

(4) 災害警戒本部の廃止

ア　警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
イ　知事が災害の危険が解消したと認めたとき。

(5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合，災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

別表３　災害警戒本部の組織図

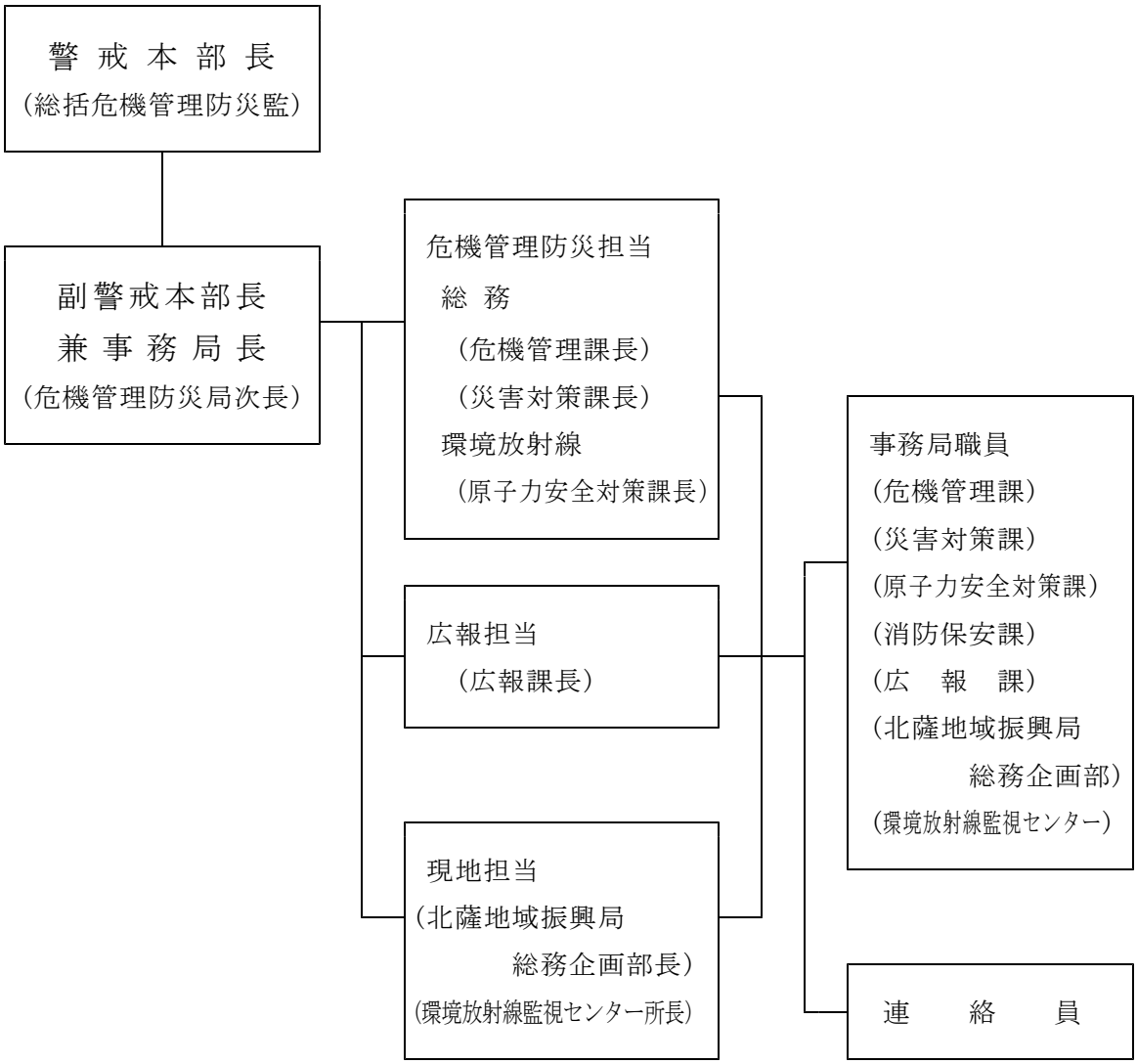

別表４　災害警戒本部の組織，構成，所掌事務

<table>
<tr><th>職　　名</th><th>充　当　職</th><th>所 掌 事 務</th></tr>
<tr><td>警　戒　本　部　長</td><td>総括危機管理防災監</td><td>知事の命を受け，警戒本部の事務を統括する。</td></tr>
<tr><td>副 警 戒 本 部 長</td><td>危機管理防災局次長</td><td>警戒本部長を補佐し，警戒本部長に事故あるときは，その職務を代理する。</td></tr>
<tr><td>事　務　局　長</td><td>危機管理防災局次長</td><td>警戒本部長の命を受け，情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">危機管理防災担当
総　務</td><td>危機管理課長
災害対策課長</td><td rowspan="4">原子力発電所や環境放射線モニタリング情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。</td></tr>
<tr><td>環 境 放 射 線</td><td>原子力安全対策課長</td></tr>
<tr><td>広　報　担　当</td><td>広報課長</td></tr>
<tr><td>現　地　担　当</td><td>北薩地域振興局総務企画部長
環境放射線監視センター所長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事　務　局　職　員</td><td>危機管理課職員
災害対策課職員
原子力安全対策課職員
消防保安課職員
広報課職員
北薩地域振興局総務企画部職員</td><td>上司の命を受け，警戒本部の事務を処理する。</td></tr>
<tr><td>環境放射線監視センター職員</td><td>環境放射線モニタリングによる周辺環境の状況把握</td></tr>
<tr><td>連　絡　員</td><td>関係部等において，鹿児島県災害対策本部規程の連絡員に充てられている職員</td><td>上司の命を受け，関係部署との連絡にあたる。</td></tr>
</table>

2 対策本部体制

(1) 災害対策本部

ア　設置

県は，対策本部体制をとるべき状況になった場合，防災活動を強力に推進するため，知事を本部長とする災害対策本部を県災害対策本部室（行政棟６階）に設置し，国へ連絡するとともに，県の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施にあたる。

災害対策本部の組織，構成，各対策部の所掌事務は別表５の「災害対策本部の組織図」及び別表６の「災害対策本部の組織，構成，所掌事務」のとおりとする。

別表６に記載がない所掌事務については，「鹿児島県災害対策本部規程」に準拠するものとする。

また，必要に応じて関係機関等の出席を求め，意見聴取・連絡調整を行うものとする。

イ　所掌事務

（ア）災害状況の把握に関すること。
（イ）国，市町村，九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
（ウ）住民等に対する広報，指示伝達及び相談窓口に関すること。
（エ）県における防護措置の決定に関すること。
（オ）住民等の避難及び立入制限の薩摩川内市，関係周辺市町への要請に関すること。
（カ）原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。
（キ）避難施設等調整システムに関すること。
（ク）国への専門家の派遣要請に関すること。
（ケ）報道要請に関すること。
（コ）自衛隊への派遣要請等に関すること。
（サ）海上保安本部への派遣要請等に関すること。
（シ）県バス協会等への協力要請に関すること。
（ス）原子力災害医療に関すること。
（セ）緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。
（ソ）飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の決定及び解除に関すること。
（タ）交通規制・緊急時輸送等に関すること。
（チ）その他必要な事項

ウ　オフサイトセンターの機能確認

県は，国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能していることを確認するものとする。

エ　警戒事態発生の場合の対応

（ア）オフサイトセンターの設営及び緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力

県は，警戒事態の発生を認知した場合，原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と連携をとり，直ちにオフサイトセンターの設営と緊急時モニタリングセンターの立ち上げ

準備への協力を行うものとする。

（イ）国事故現地警戒本部との情報の共有等

県は，オフサイトセンター内に設置された国事故現地警戒本部に対応状況を随時連絡するなど，国事故現地警戒本部との連携・調整・情報の共有を行うものとする。

オ　施設敷地緊急事態発生の場合の対応

（ア）現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し，これに県の職員の派遣要請があった場合には，あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

（イ）国事故現地対策本部との情報の共有等

県は，オフサイトセンターに派遣した職員に対し，県が行う応急対策の状況，緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国事故現地対策本部との連絡・調整，情報の共有を行うものとする。

カ　オフサイトセンターが機能しない場合の対応

（ア）国の本部との連絡確保

災害の影響等の事由により，国事故現地警戒本部や国事故現地対策本部が十分機能しない場合には，原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国事故警戒本部」という。）や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国事故対策本部」という。）の事務局との通信手段を確保し対応するものとする。

また，薩摩川内市，関係周辺市町，県警察，自衛隊，消防機関等に対しても，国と同様の情報共有及び調整をメール・ＦＡＸ・電話等により行うものとする。

（イ）代替オフサイトセンターの立ち上げ

県は，オフサイトセンターが機能不全により使用できない場合には，原子力防災専門官と連携し，オフサイトセンター及び緊急時モニタリングセンターの代替オフサイトセンターへの移転・立ち上げを行うものとする。

(2) 現地災害対策本部

ア　設置

災害対策本部長は，災害対策本部を設置したときは，被災現地と災害対策本部の間の連絡調整，被災現地において迅速な応急対策を実施するため，直ちに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）をオフサイトセンター(使用できない場合は，代替オフサイトセンター)に設置するものとし，現地本部の長（以下「現地本部長」という。）には副知事を充てる。

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町１－３　鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	日置市東市来町長里１０２０－１　鹿児島県消防学校
	鹿児島市鴨池新町１０－１　鹿児島県庁行政庁舎

なお，オフサイトセンター（代替を含む。）の施設，設備等については，適切に整備，維持・管理を行うものとする。

現地本部の組織，構成，各チームの所掌事務は別表７の「対策本部体制における現地本部等の組織図」及び別表８の「現地本部の組織，構成，所掌業務」のとおりとする。

イ　現地本部の所掌事務

（ア）災害対策本部との連絡調整に関すること。

（イ）災害状況の収集伝達に関すること。

（ウ）国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。

（エ）国から派遣される専門家との調整に関すること。

（オ）住民等に対する情報提供及び指示伝達に関すること。

（カ）国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る市町村への通知に関すること。

（キ）住民避難等についての市町村長への助言等に関すること。

（ク）県バス協会等との調整に関すること。

（ケ）原子力災害医療の実施に関すること。

（コ）緊急時モニタリングの計画・実施に関すること。

（サ）飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限の実施及び解除等に係る市町村長への指示に関すること。

（シ）現地事故対策連絡会議への参画に関すること。

（ス）国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関すること。

（セ）その他必要な事項

(3) 災害対策本部及び現地本部の廃止

災害対策本部及び現地本部は，国事故現地警戒本部，国事故現地対策本部及び国現地本部が解散し，災害対策本部長が，原子力施設の事故が終結し，原子力災害中長期対策が完了した又はその必要がなくなったと認めたとき廃止する。

(4) 災害対策本部及び現地本部の緊急時体制への移行

全面緊急事態に至り，原災法第１５条第２項に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には，緊急時体制に移行する。

別表５　災害対策本部の組織図

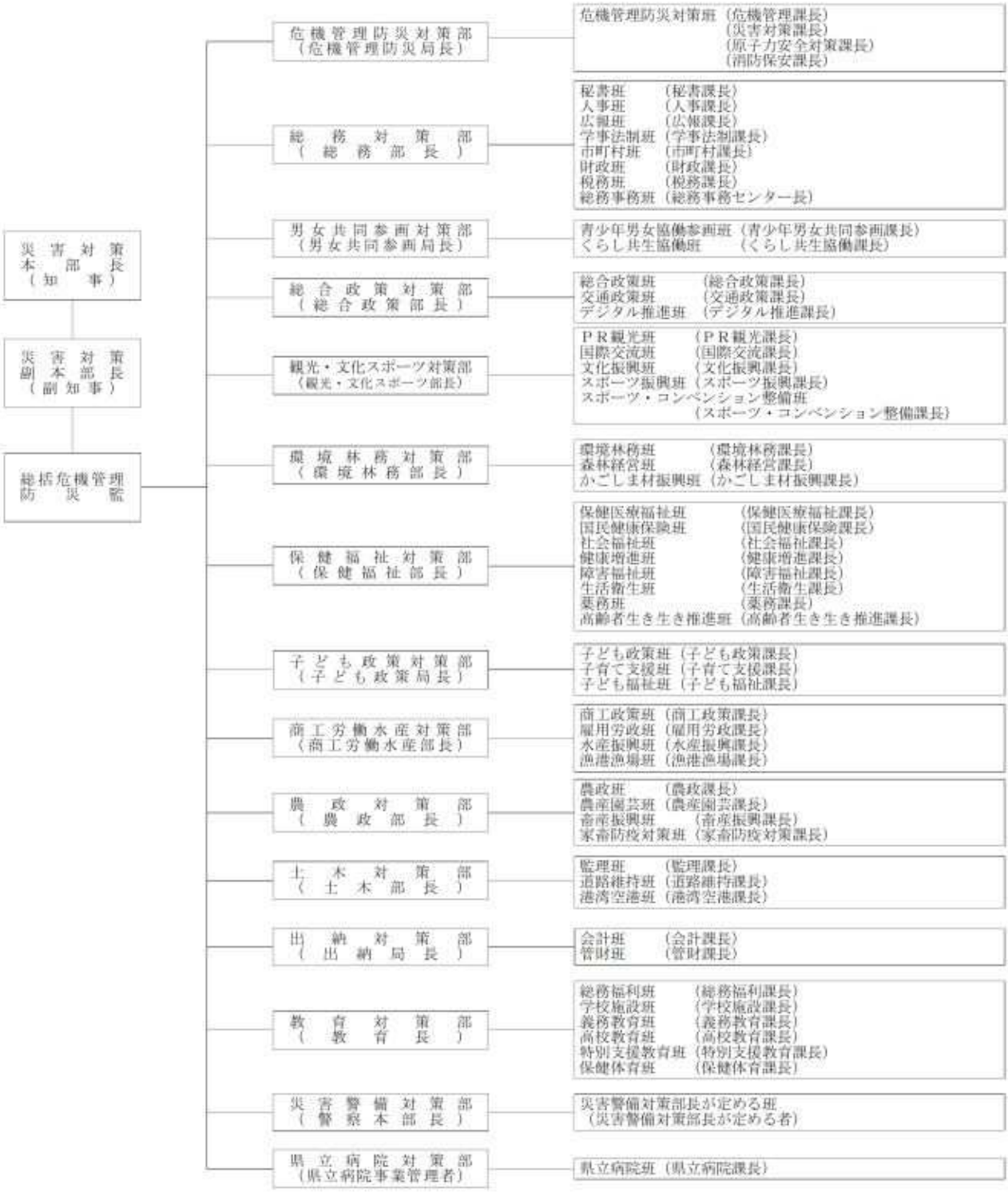

別表６　災害対策本部の組織，構成，所掌事務

対策部名	班　名	課　名	所　掌　事　務
危機管理防災対策部（危機管理防災局長）	危機管理防災対策班	危機管理課 災害対策課 原子力安全対策課 消防保安課	1.　災害対策本部会議の運営，現地本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2.　災害状況の把握に関すること。 3.　各対策部及び各関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 4.　原子力発電所の異常事象の状況把握に関すること。 5.　県における防護措置の決定に関すること。 6.　緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。 7.　災害応急対策の総合調整に関すること。 8.　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。 9.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10.　自衛隊等の出動要請に関すること。 11.　災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。 12.　現地災害対策本部等の災害対策事務に要する経費に関すること。 13.　市町村災害対策本部の運営指導に関すること。 14.　無線通信の運用及び保守に関すること。 15.　代替オフサイトセンターの開設に関すること。 16.　業務継続計画に関すること。 17.　原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。 18.　避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものを除く。）に関すること。 19.　本部長が特に命じたこと。

対策部名	班名	課名	所掌事務
総務対策部 (総務部長)	秘　書　班	秘　書　課	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	人　事　班	人　事　課	1.　総務対策部の総括に関すること。 2.　災害時における人員の動員及び調整に関すること。 3.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 4.　職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 5.　職員の被災給付に関すること。
	広　報　班	広　報　課	1.　広報に関すること。 2.　報道機関との連絡調整に関すること。 3.　住民からの相談に係る連絡調整に関すること。
	学事法制班	学事法制課	1.　私立学校（大学，短大及び幼稚園を除く。）の被害の調査及び対策に関すること。 2.　教育施設との連絡調整に関すること。
	市町村班	市町村課	1.　被災市町村の行財政運営に対する助言に関すること。 2.　市町村の応急復旧に要する資金に関すること。
	財　政　班	財　政　課	1.　災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 2.　県有財産の被害の調査に関すること。
	税　務　班	税　務　課	災害による県税の減免に関すること。
	総務事務班	総務事務センター	1.　職員の安全衛生管理に関すること。 2.　職員の災害の補償に関すること。 3.　災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関すること。
男女共同参画対策部（男女共同参画局長）	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	1.　男女共同参画対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 3.　PAZ避難施設の調整に関すること。
	くらし共生協働班	くらし共生協働課	1.　くらし共生協働課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2.　関係物資の価格需要動向の実態等調査に関すること。 3.　適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
総合政策対策部（総合政策部長）	総合政策班	総合政策課	1.　総合政策対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	デジタル推進班	デジタル推進課	本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関すること。
	交通政策班	交通政策課	1.　公共交通機関に関すること。 2.　県バス協会等への協力要請に関すること。
観光・文化スポーツ対策部（観光・文化スポーツ部長）	ＰＲ観光班	ＰＲ観光課	1.　観光・文化スポーツ対策部の総括に関すること。 2.　観光・文化スポーツ対策部関係の被害の調査及び報告に関すること。 3.　風評被害対策に関すること。 4.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 5.　PR観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 6.　観光客等宿泊施設及び観光施設の一時滞在者の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人の被災状況調査等の支援に関すること。
	文化振興班	文化振興課	1.　文化振興関係施設の被害調査及び対策に関すること。 2.　PAZ避難施設の調整に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	スポーツ振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	スポーツ･コンベンション整備課	スポーツ･コンベンション整備課	スポーツ･コンベンションセンター関連施設の被害の調査及び対策に関すること。
環境林務対策部（環境林務部長）	環境林務班	環境林務課	1.　環境林務対策部の総括に関すること。 2.　林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。 3.　風評被害対策に関すること。 4.　林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 5.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	森林経営班	森林経営課	1.　特用林産物の汚染状況調査に関すること。 2.　特用林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3.　風評被害対策に関すること。
	かごしま材振興班	かごしま材振興課	1.　林産物の汚染状況調査に関すること。 2.　林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3.　風評被害対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
保健福祉対策部（保健福祉部長）	保健医療福祉班	保健医療福祉課	1.　保健福祉対策部（子ども政策対策部を除く。）の総括に関すること。 2.　保健所との連絡に関すること。 3.　社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4.　医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5.　避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものに限る。）に関すること。 6.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 7.　原子力災害医療対策に関すること。 8.　被災者の応急救護に関すること。 9.　安定ヨウ素剤の服用に関すること。 10.　安定ヨウ素剤の備蓄，確保，安定ヨウ素剤関連の資機材の保管・管理，調整に関すること。
	国民健康保険班	国民健康保険課	災害による国民健康保険税等の減免に関すること。
	社会福祉班	社会福祉課	1.　日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 2.　義援金品に関すること。 3.　救助状況の報告に関すること。 4.　ボランティア活動の情報提供に関すること。
	健康増進班	健康増進課	1.　被災者及び災害対策要員の健康管理に関すること。
	感染症対策班	感染症対策課	感染症予防に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
保健福祉対策部（保健福祉部長）	障害福祉班	障害福祉課	1.　被災した障害者の援護に関すること。 2.　障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	生活衛生班	生活衛生課	1.　災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。 2.　飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関すること。 3.　飲料水及び飲食物の摂取制限等に関すること。 4.　風評被害対策に関すること。 5.　動物（ペットに限る。）救援対策に関すること。
	薬務班	薬務課	1.　安定ヨウ素剤以外の災害対策医薬品の備蓄及び確保に関すること。 2.　救急用医薬品，安定ヨウ素剤以外の衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 3.　血液の確保に関すること。 4.　安定ヨウ素剤の服用に関すること。
	高齢者生き生き推進班	高齢者生き生き推進課	1.　被災した高齢者の援護に関すること。 2.　高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 3.　高齢者生き生き推進課所管の関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
子ども政策対策部（子ども政策局長）	子ども政策班	子ども政策課	1.　子ども政策対策部の総括に関すること。 2.　子ども政策課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	子育て支援班	子育て支援課	1.　被災した妊産婦や乳幼児の援護に関すること。 2.　子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関すること。
	子ども福祉班	子ども福祉課	1.　被災した児童の援護に関すること。 2.　被災した母子世帯及び父子世帯の援護に関すること。 3.　子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 4.　子ども福祉課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
商工労働水産対策部（商工労働水産部長）	商工政策班	商工政策課	1.　商工労働水産対策部の総括に関すること。 2.　商工労働水産関係の被害調査に関すること。 3.　災害用物資の入手あっせんに関すること。 4.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1.　漁業関係の被害調査に関すること。 2.　水産物の汚染状況調査に関すること。 3.　水産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 4.　風評被害対策に関すること。 5.　災害対策用船艇の斡旋に関すること。 6.　緊急輸送手段としての県有の船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。 7.　漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1.　漁港施設等の被害調査に関すること。 2.　漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3.　緊急輸送施設の確保に関すること。
農政対策部（農政部長）	農政班	農政課	1.　農政対策部の総括に関すること。 2.　農産物の汚染状況調査に関すること。 3.　農産物の出荷の制限等に関すること。 4.　風評被害対策に関すること。 5.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1.　農産物の収穫及び出荷の制限等に関すること。 2.　風評被害対策に関すること。 3.　災害救助法に基づく食糧（米穀）の調達に関すること。 4.　炊き出し用主食，副食物のあっせんに関すること（災害救助法適用米穀を除く）。 5.　農産物等の被害の調査に関すること。 6.　農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	畜産班	・畜産振興課 ・家畜防疫対策課	1.　飼料及び畜産物の汚染状況調査に関すること。 2.　飼料及び畜産物の出荷制限等に関すること。 3.　風評被害対策に関すること。 4.　家畜の飼養管理・飼料管理に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
土木対策部 （土木部長）	監　理　班	監　理　課	1.　土木対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	道路維持班	道路維持課	1.　道路及び橋りょうの状況把握に関すること。 2.　災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 3.　緊急輸送道路の確保に関すること。 4.　道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
	港湾空港班	港湾空港課	1.　港湾の状況把握に関すること。 2.　緊急輸送施設の確保に関すること。
国体・全国障害者ｽﾎﾟｰﾂ大会対策部（国体・全国障害者ｽﾎﾟｰﾂ大会局長）	総務企画班	総務企画課	1.　国体・全国障害者スポーツ大会対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
出納対策部 （出納局長）	会　計　班	会　計　課	1.　出納対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	管　財　班	管　財　課	1.　本部の応急設営に関すること。 2.　災害時における本庁の施設の利用に関すること。 3.　有線通信の運用及び保守に関すること。 4.　本庁電気施設の保守及び非常発電に関すること。 5.　災害事務のための車両に関すること。 6.　救援物資及び災害対策用物品の調達に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
教育対策部 （教育長）	総務福利班	総務福利課	1.　教育対策部の総括に関すること。 2.　児童，生徒及び学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関すること。 3.　教職員及び教職員の家族の安否確認並びに教職員住宅の被害調査に関すること。 4.　教育事務所との連絡調整に関すること。 5.　教職員の健康管理に関すること。 6.　被災地の学校教育の確保に関すること。 7.　風評被害対策に関すること。 8.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 9.　PAZ避難施設の調整に関すること。
	学校施設班	学校施設課	1.　学校施設の被害の調査及び対策に関すること。 2.　避難等に係る学校施設の提供・協力・調整に関すること。
	義務教育班	義務教育課	1.　児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2.　授業に係る措置に関すること。 3.　災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。
	高校教育班	高校教育課	1.　生徒の避難その他の対策に関すること。 2.　授業に係る措置に関すること。
	特別支援教育班	特別支援教育課	1.　児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2.　授業に係る措置に関すること。 3.　災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。
	保健体育班	保健体育課	1.　児童及び生徒の避難その他の対策に関すること(総括)。 2.　PAZ避難施設の調整に関すること。
災害警備対策部 (警察本部長)	災害警備対策部長が定める班		1.　災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 2.　被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 3.　交通規制・交通管制に関すること。 4.　死体の見分・検視に関すること。 5.　犯罪の予防社会秩序の維持に関すること。 6.　その他防災に関し，県警察の所掌すべきこと。
県立病院対策部（県立病院事業管理者）	県立病院班	県立病院課	1.　県立病院との連絡に関すること。 2.　県立病院の被害の調査に関すること。

別表７　対策本部体制における現地本部等の組織図

災害対策本部長
（知　　事）

現地本部長
（副　知　事）

現地副本部長
（北薩地域振興局長）
（鹿児島地域振興局長）

総括・広報チーム

◎ 北薩地域振興局総務企画部長
◎ 鹿児島地域振興局総務企画部長
○ 北薩地域振興局総務企画部総務企画課長
○ 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課長
○ 原子力安全対策課原子力安全対策監

現地本部連絡担当
・危機管理課
・災害対策課
・消防保安課
・北薩地域振興局
　総務企画部，農林水産部，建設部
・鹿児島地域振興局総務企画部
・秘書課
広報担当
・広報課
・危機管理課
・災害対策課
・消防保安課
・北薩地域振興局総務企画部
・鹿児島地域振興局総務企画部

環境放射線チーム

◎ 環境放射線監視センター所長
○ 環境放射線監視センター放射線監視室長
○ 環境放射線監視センター放射能分析室長

放射線担当
・環境放射線監視センター
・環境保健センター

医療チーム

◎ 伊集院保健所長
○ 北薩地域振興局保健福祉環境部
　健康企画課長
○ 鹿児島地域振興局保健福祉環境部
　健康企画課長

救助担当
・社会福祉課
薬務担当
・薬務課
・北薩地域振興局保健福祉環境部
・鹿児島地域振興局保健福祉環境部
救護担当
・保健医療福祉課
・北薩地域振興局保健福祉環境部
・鹿児島地域振興局保健福祉環境部

住民安全チーム

◎ 川薩保健所長
○ 北薩地域振興局
　保健福祉環境部地域保健福祉課長
○ 鹿児島地域振興局
　保健福祉環境部地域保健福祉課長
○ 北薩地域振興局
　総務企画部総務企画課課長補佐
○ 鹿児島地域振興局
　総務企画部総務企画課課長補佐
○ 交通政策課課長補佐
○ 北薩教育事務所長
○ 鹿児島教育事務所長
○ 北薩地域振興局
　保健福祉環境部衛生・環境課長
○ 鹿児島地域振興局
　保健福祉環境部健康企画課技術補佐兼衛生・環境係長
○ 北薩地域振興局建設部長
○ 鹿児島地域振興局建設部長

保健福祉担当
・北薩地域振興局保健福祉環境部
・鹿児島地域振興局保健福祉環境部
避難担当
・北薩地域振興局総務企画部
・鹿児島地域振興局総務企画部
輸送（公共交通）担当
・交通政策課
・北薩地域振興局総務企画部
・鹿児島地域振興局総務企画部
文教担当
・北薩教育事務所
・鹿児島教育事務所
飲食物安全担当
・社会福祉課
・生活衛生課
・北薩地域振興局保健福祉環境部
・鹿児島地域振興局保健福祉環境部
土木担当
・北薩地域振興局建設部
・鹿児島地域振興局建設部

警察チーム

◎ 警察本部警備課危機管理調査官

危機管理・災害警備担当
・　警察本部
・　薩摩川内警察署

産業経済チーム

◎ 北薩地域振興局農林水産部長
◎ 鹿児島地域振興局農林水産部長
○ 北薩地域振興局農林水産部農政普及課長
○ 鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長
○ 北薩地域振興局農林水産部林務水産課長
○ 鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課長
○ 商工労働水産部次長
○ 観光・文化スポーツ部次長

農政担当
・北薩地域振興局農林水産部
・鹿児島地域振興局農林水産部
林務水産担当
・北薩地域振興局農林水産部
・鹿児島地域振興局農林水産部
商工労働担当
・商工政策課
・雇用労政課
観光交流担当
・ＰＲ観光課
・国際交流課

運営支援チーム

◎ 北薩地域振興局総務企画部県税課長
◎ 鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長
○ 北薩地域振興局建設部建設総務課長
○ 鹿児島地域振興局建設部建設総務課長

管理調達担当
・北薩地域振興局
　総務企画部，保健福祉環境部
　農林水産部，建設部
・鹿児島地域振興局
　総務企画部，保健福祉環境部
　農林水産部，建設部
・北薩教育事務所
・鹿児島教育事務所

◎：責任者，○：副責任者

別表８　現地本部の組織，構成，所掌業務

<table>
<tr><td>現地本部長</td><td colspan="2">副知事</td></tr>
<tr><td>現地副本部長</td><td colspan="2">北薩地域振興局長 ，鹿児島地域振興局長</td></tr>
<tr><td rowspan="3">総括・広報チーム</td><td colspan="2">責 任 者：北薩地域振興局総務企画部長，鹿児島地域振興局総務企画部長
副責任者　連絡調整担当：北薩地域振興局総務企画部総務企画課長
鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課長
広 報 担 当：原子力安全対策課原子力安全対策監</td></tr>
<tr><td>現地本部連絡担当
(危機管理課)
(災害対策課)
(消防保安課)
(北薩地域振興局
総務企画部
農林水産部
建設部)
(鹿児島地域振興局
総務企画部)
(秘　書　課)</td><td>1.　現地本部の運営及び本部との連絡調整に関すること。
2.　災害状況の把握・伝達に関すること。
3.　国，市町村等との連絡調整に関すること。
4.　災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。
5.　災害調査団に関すること。</td></tr>
<tr><td>広　報　担　当
(広　報　課)
(危機管理課)
(災害対策課)
(消防保安課)
(北薩地域振興局
総務企画部)
(鹿児島地域振興局
総務企画部)</td><td>1.　広報に関すること。
2.　報道機関との連絡調整に関すること。
3.　災害写真に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境放射線チーム</td><td colspan="2">責任者：環境放射線監視センター所長
副責任者　モニタリング担当：環境放射線監視センター放射線監視室長
解析・評価担当：環境放射線監視センター放射能分析室長</td></tr>
<tr><td>放 射 線 担 当
(環境放射線監視
センター)
(環境保健センター)</td><td>1.　緊急時モニタリングの計画・実施に関すること。
2.　モニタリング要員の被ばく管理及び資機材の汚染検査に関すること。
3.　モニタリング要員の確保及びローテーションに関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">医療チーム</td><td colspan="2">責 任 者：川薩保健所長
副責任者：北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課長
鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課長</td></tr>
<tr><td>救　助　担　当
(社会福祉課)
救　護　担　当
(保健医療福祉課)
(北薩地域振興局
保健福祉環境部)
(鹿児島地域振興局
保健福祉環境部)
薬　務　担　当
(薬　務　課)
(北薩地域振興局
保健福祉環境部)
(鹿児島地域振興局
保健福祉環境部)</td><td>1.　災害救助法に基づく救助の総括に関すること。
2.　日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。
3.　災害対策医薬品の確保に関すること。
4.　原子力災害医療対策に関すること。
5.　被災者の応急救護に関すること。
6.　防災業務関係者の被ばく管理に関すること。
7.　安定ヨウ素剤の服用に関すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">住民安全チーム</td><td colspan="2">責任者：北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課長
副責任者
保健福祉担当：鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課長
避難担当：北薩地域振興局総務企画部総務企画課課長補佐
鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課課長補佐
輸送（公共交通）担当：交通政策課課長補佐
文教担当：北薩教育事務所長，鹿児島教育事務所長
飲食物安全担当：北薩地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長
鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課技術補佐兼衛生・環境係長
土木担当：北薩地域振興局建設部長，鹿児島地域振興局建設部長</td></tr>
<tr><td>保健福祉担当
（北薩地域振興局
保健福祉環境部）
（鹿児島地域振興局
保健福祉環境部）</td><td>1. 福祉施設等の災害状況の把握に関すること。
2. 福祉施設等との連絡調整に関すること。
3. 医療施設等の災害状況の把握に関すること。
4. 医療施設等との連絡調整に関すること。
5. 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。</td></tr>
<tr><td>避難担当
（北薩地域振興局
総務企画部）
（鹿児島地域振興局
総務企画部）</td><td>1. 住民の避難状況等の把握・伝達に関すること。
2. 避難所の設置，運営状況等の把握・伝達に関すること。</td></tr>
<tr><td>輸送(公共交通)担当
（交通政策課）
（北薩地域振興局
総務企画部）
（鹿児島地域振興局
総務企画部）</td><td>1. 公共交通機関の手配に係る県バス協会等との調整に関すること</td></tr>
<tr><td>文教担当
（北薩教育事務所）
（鹿児島教育事務所）</td><td>1. 園児，児童及び生徒の災害対策に関すること。
2. 教育施設との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>飲食物安全担当
（社会福祉課）
（生活衛生課）
（北薩地域振興局
保健福祉環境部）
（鹿児島地域振興局
保健福祉環境部）</td><td>1. 飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関すること。
2. 飲料水の摂取制限等及び供給に関すること。
3. 飲食物の摂取制限等に関すること。</td></tr>
<tr><td>土木担当
（北薩地域振興局
建設部）
（鹿児島地域振興局
建設部）</td><td>1. 道路及び橋りょう等の状況把握に関すること。
2. 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。
3. 道路の災害予防及び応急措置に関すること。
4. 緊急輸送道路の確保に関すること。
5. 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警察チーム</td><td colspan="2">責任者：警察本部警備課危機管理調査官</td></tr>
<tr><td>危機管理・災害警備担当
（警察本部）
（薩摩川内警察署）</td><td>1. 立入禁止区域及びその周辺の警戒警備に関すること。
2. 避難誘導等に関すること。
3. 交通情報の収集に関すること。
4. 交通規制に関すること。
5. その他交通問題の処理に関すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">産業経済
チーム</td><td colspan="2">責任者：北薩地域振興局農林水産部長
鹿児島地域振興局農林水産部長
副責任者　農政担当：北薩地域振興局農林水産部農政普及課長
鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長
林務水産担当：北薩地域振興局農林水産部林務水産課長
鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課長
商工労働担当：商工労働水産部次長
観光交流担当：観光・文化スポーツ部次長</td></tr>
<tr><td>農政担当
（北薩地域振興局
農林水産部）
（鹿児島地域振興局
農林水産部）</td><td>1.　農作物の汚染状況調査に関すること。
2.　農作物の収穫及び出荷の制限等に関すること。
3.　畜産物の汚染状況調査に関すること。
4.　畜産物の出荷制限等に関すること。
5.　災害時における食糧対策に関すること。</td></tr>
<tr><td>林務水産担当
（北薩地域振興局
農林水産部）
（鹿児島地域振興局
農林水産部）</td><td>1.　林産物の汚染状況調査に関すること。
2.　林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。
3.　水産物の汚染状況調査に関すること。
4.　水産物の採取及び出荷の制限等に関すること。</td></tr>
<tr><td>商工労働担当
（商工政策課）
（雇用労政課）</td><td>1.　商工労働関係の被害調査に関すること。
2.　労働対策に関すること。</td></tr>
<tr><td>観光交流担当
（ＰＲ観光課）
（国際交流課）</td><td>1.　ＰＲ観光課の所掌事務関係の被害調査に関すること。
2.　観光客等宿泊施設及び観光施設の一時滞在者の安否情報の収集に関すること。
3.　外国人の被災状況調査等の支援に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運営支援
チーム</td><td colspan="2">責任者：北薩地域振興局総務企画部県税課長
鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長
副責任者：北薩地域振興局建設部建設総務課長
鹿児島地域振興局建設部建設総務課長</td></tr>
<tr><td>管理調達担当
（北薩地域振興局
総務企画部
保健福祉環境部
農林水産部
建設部）
（鹿児島地域振興局
総務企画部
保健福祉環境部
農林水産部
建設部）
（北薩教育事務所）
（鹿児島教育事務所）
（鹿児島県消防学校）
※消防学校を代替オフサイトセンターとする場合にのみ消防学校を加える。</td><td>1.　災害対策用物品の出納に関すること。
2.　現地災害対策本部用飲食物の調達，宿泊先の確保等に関すること。
3.　災害対策用車両に関すること。
4.　オフサイトセンターへの入退室に関すること。
5.　オフサイトセンター関係者のための駐車場に関すること。
6.　災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</td></tr>
</table>

３　緊急時体制

(1) 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第１５条第２項に基づき，内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合，緊急時体制をとる。

緊急時体制における現地本部等の組織は，別表９の「緊急時体制における現地本部等の組織図」，原子力災害合同対策協議会の構成員等は，別表１０の「原子力災害合同対策協議会の構成員等」のとおりとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され，オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は，県は，副知事をこれに出席させ，原子力緊急事態に関する情報を交換し，緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

(3) オフサイトセンターへの職員の派遣

県は，あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し，周辺地域での活動体制を確立するとともに，原子力発電所の状況の把握，緊急時モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

(4) 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

ア　災害状況の把握に関すること。
イ　国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
ウ　住民等に対する広報，指示伝達及び相談窓口に関すること。
エ　県における防護措置の決定に関すること。
オ　原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。
カ　避難施設等調整システムに関すること。
キ　報道要請に関すること。
ク　自衛隊への派遣要請に関すること。
ケ　海上保安本部への派遣要請等に関すること。
コ　県バス協会等への協力要請に関すること。
サ　原子力災害医療に関すること。
シ　緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。
ス　飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。
セ　交通規制・緊急輸送等に関すること。
ソ　その他必要な事項

(5) 緊急時体制における現地本部の所掌事務

ア　災害対策本部との連絡調整に関すること。
イ　災害状況の収集伝達に関すること。

ウ　住民避難等の実施に係る連絡調整に関すること。
エ　県バス協会等との調整に関すること。
オ　原子力災害医療の実施に関すること。
カ　緊急時モニタリングの計画・実施に関すること。
キ　飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施に関すること。
ク　原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画に関すること。
ケ　その他必要な事項

(6) 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第１５条第４項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ，国の原子力災害対策本部が廃止されたときは，緊急時体制を廃止し，対策本部体制に移行するものとする。

別表９　緊急時体制における現地本部等の組織図

別表10　原子力災害合同対策協議会の構成員等

1　合同対策協議会（全体会議）の構成員

構　成　員	副知事（現地本部長） 北薩地域振興局長（現地副本部長） 鹿児島地域振興局長（　　〃　　）	
補助構成員	消防保安課課長補佐（総括班副責任者） 広報課課長補佐（広報班副責任者） 保健医療福祉課課長補佐（医務担当）（医療班副責任者） 危機管理防災局次長（住民安全班副責任者） 危機管理防災局参事（実動対処班副責任者） 北薩地域振興局総務企画部県税課長（運営支援班副責任者） 鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長（運営支援班副責任者） 環境保健センター副所長（放射線班副責任者）	
機能及び任務	関係者の情報共有相互協力のための調整（議事をオフサイトセンター内の関係者に公開）	・オフサイトセンター内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・各機能班からの緊急事態応急対策の実施状況の確認 ・オンサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認 ・緊急事態応急対策実施区域の拡張，縮小，緊急事態解除宣言等について原災本部への提言

2　機能グループの構成員等

機能グループ	構成員，機能及び任務	
総　括　班	副責任者：消防保安課課長補佐 協議会事務局チーム員：危機管理課職員 災害対策課職員 北薩地域振興局総務企画部職員 情報連絡チーム員：消防保安課職員 北薩地域振興局総務企画部職員	
	総合調整	○総括担当業務 ・現地対策本部長，副本部長等の補佐業務 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ，議事録作成等） ・合同対策協議会の決定事項の関係機関（構成員とはなっているが出られなかった機関）への伝達 ・各機能班の情報の集約及び総合調整 ・県，市町村，指定地方行政機関，指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動情報，被害状況等の情報のとりまとめ及びそれら各機関の防災活動状況等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。），国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）への支援要請に関する原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ＥＲＣ」という。）チーム総括班への要請依頼 ・その他重要事項に関する総合調整 ・原災本部長の指示等（各班担当の指示は除く。）の現地対策本部の各機能班，地方公共団体，関係機関等への周知 ・官邸チーム総括班，ＥＲＣチーム総括班，県・市町村災害対策本部との連絡・調整 ○記録担当業務 ・現地対策本部における資料管理保存，議事録作成等 ・現地対策本部各機能班の情報の集約，記録 ・現地対策本部における各事象のクロノロジーの作成

<table>
<tr><th>機能グループ</th><th colspan="2">構 成 員 ， 機 能 及 び 任 務</th></tr>
<tr><td rowspan="2">運 営 支 援 班</td><td colspan="2">副責任者：北薩地域振興局総務企画部県税課長
鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長
飲食物･消耗品調達チーム員：北薩地域振興局
鹿児島地域振興局
保健福祉環境部・農林水産部・建設部及び
北薩教育事務所並びに鹿児島教育事務所の総務担当職員
オフサイトセンター内環境整備チーム員：北薩地域振興局
鹿児島地域振興局
総務企画部・保健福祉環境部・農林水産部・建設部
及び北薩教育事務所並びに鹿児島教育事務所の職員
受付チーム員：北薩地域振興局，鹿児島地域振興局の総務企画部職員</td></tr>
<tr><td>オフサイトセンターの管理</td><td>・オフサイトセンターの環境整備（仮眠室の確保含む。）
・オフサイトセンター参集者の食料等の確保（日用品の調達含む。）
・オフサイトセンターの衛生管理
・オフサイトセンターにおける各種通信回線の確保
・その他オフサイトセンターにおける業務環境の整備に関すること
・オフサイトセンターの放射線防護対策設備の運用に関すること
・オフサイトセンターの出入管理（除染室を含む。）に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広 報 班</td><td colspan="2">副責任者：広報課課長補佐
資料作成チーム員：広報課職員</td></tr>
<tr><td>報道機関等対応住民等への広報</td><td>○総括担当業務
・現地対策本部における記者会見等の調整及び記者発表資料の作成
・現地の記者からの問い合わせ対応
・官邸チーム広報班及びＥＲＣチーム広報班との情報連絡
○問い合わせ担当業務
・地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応支援（プレス対応資料の共有等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放 射 線 班</td><td colspan="2">副責任者：環境保健センター副所長
整理・連絡チーム員：原子力安全対策課職員
環境放射線監視センター職員
環境保健センター職員</td></tr>
<tr><td>放射線に関する情報共有・調整</td><td>○総括担当業務
・緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会資料の作成
・現地各機能班への放射線班に関する情報の共有
・ＥＲＣチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
○放射性物質汚染対策担当業務
・除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>機能グループ</th><th colspan="2">構 成 員 ， 機 能 及 び 任 務</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住 民 安 全 班</td><td colspan="2">副責任者：危機管理防災局次長
状況把握チーム員：危機管理課職員，災害対策課職員，社会福祉課職員，
生活衛生課職員，保健医療福祉課職員
北薩地域振興局保健福祉環境部職員
鹿児島地域振興局保健福祉環境部職員</td></tr>
<tr><td>被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整</td><td>○総括担当業務
・災害に関する情報（被害，避難，避難施設及び輸送手段，社会的混乱等に関する情報，災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集，整理
・住民避難，物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送，交通規制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成
・各機能班への住民安全班に関する情報の共有
・官邸チーム住民安全班及びＥＲＣチーム住民安全班との情報共有・調整
○住民避難・輸送担当業務
・住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整
・緊急輸送関係省庁（警察庁，防衛省，国土交通省，海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼
・緊急輸送に係る優先順位に関する調整
・緊急輸送，進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整
・交通規制等の状況の把握及び調整
○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務
・施設敷地緊急事態要避難者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している施設敷地緊急事態要避難者に対する物資等の支援）
○住民支援・要望対応担当
・避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取
・地方公共団体の要望のＥＲＣチーム住民安全班への伝達
・ＥＲＣチーム住民安全班と連絡・調整し，物資関係省庁（厚生労働省，農林水産省，経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整
・関係機関からの支援申出への対応
・社会秩序の維持に関する調整
・被災地方公共団体への支援要員派遣</td></tr>
<tr><td>プラントチーム</td><td>原子力事業所に関する情報の収集，整理</td><td>・ＥＲＣチームプラント班との情報共有
・プラントの状況に関する現地での地方公共団体等への説明
・各機能班に対し，プラントの状況に関する情報提供</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実 動 対 処 班</td><td colspan="2">副責任者：危機管理防災局参事
状況把握チーム員：危機管理課職員，災害対策課職員</td></tr>
<tr><td>実動組織との連絡調整</td><td>○総括担当業務
・オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送，物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し，現地各機能班に情報共有
・現地各機能班で立案する計画につき，実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又はＥＲＣチーム実動対処班等との連絡・調整を実施
・物資調達・供給活動及び緊急輸送に関するクロノロジー作成</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>機能グループ</th><th colspan="2">構 成 員 ， 機 能 及 び 任 務</th></tr>
<tr><td rowspan="2">医　療　班</td><td colspan="2">副責任者：保健医療福祉課課長補佐（医務担当）
情報分析チーム員：保健医療福祉課職員
情報把握収集チーム員：保健医療福祉課職員，薬務課職員</td></tr>
<tr><td>被災者に対する医療活動の把握</td><td>○総括担当業務
・原子力災害医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成
・現地各機能班への医療班に関する情報の共有
・官邸チーム医療班及びＥＲＣチーム医療班との情報共有・調整
○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務
・原子力災害医療派遣チーム要員の派遣先の調整
・関係機関における，被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう措置
・県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関して指導・助言
・原子力災害対策指針に定める基準等を踏まえ，避難所等に設置された救護所等において，関係機関からの派遣要員と協力して，避難住民の汚染の測定，除染等の支援等
・救護所，医療機関等における放射線管理，除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には，ＥＲＣチーム医療班に依頼し，関係機関に支援を要請するとともに，要員・資機材の配置に関する調整を実施
・避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量，汚染確認者数，汚染残存者数等）の把握に努め，ＥＲＣチーム医療班に報告
○安定ヨウ素剤担当業務
・官邸チーム医療班が決定した安定ヨウ素剤服用指示の内容についての関係地方公共団体への伝達
・避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，必要に応じた安定ヨウ素剤，医師・薬剤師の確保等に係る支援
・安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握
○健康調査・管理担当業務
・公衆の被ばく線量の実測，原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施
・健康相談窓口の設置</td></tr>
</table>

３　緊急時モニタリングセンター

<table>
<tr><td rowspan="3">緊急時モニタリングセンター</td><td colspan="2">構成員，機能及び任務</td></tr>
<tr><td colspan="2">副責任者（緊急時モニタリングセンター長代理）：
環境放射線監視センター所長
モニタリングチーム員：環境放射線監視センター職員
環境保健センター職員　等</td></tr>
<tr><td>緊急時モニタリングの実施</td><td>○企画調整グループ業務
・緊急時モニタリング実施計画案の修正
・指示書，作業手順書の作成
・緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案
・ＥＲＣへの動員要請リストの作成
・緊急時モニタリングセンターの構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集
・緊急時モニタリングセンターの全文書の原本管理
・緊急時モニタリングセンターの運営支援
○情報収集管理グループ業務
・緊急時モニタリング結果の整理
・緊急時モニタリング結果の関連情報の整理
・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認及び再確認
・モニタリング地点周辺状況・気象状況等の付与
・緊急時モニタリングセンターの活動内容の記録
・ＥＲＣチーム放射線班，オフサイトセンター放射線班との情報伝達
・緊急時モニタリングセンター内の情報伝達
・放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下,「情報共有システム」という。）等の監視，維持
・モニタリングポスト等の稼働状況の監視，維持
・異常値への対応
○測定分析担当業務
・チーム編成
・指示書の共有及び測定，分析の指示
・緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報収集管理グループへの報告
・分析班の分析進捗状況確認
・緊急時モニタリング要員及び資機材等の汚染管理
・情報収集管理グループからの再確認依頼への対応
・緊急時モニタリング要員の安全管理
・指示書に基づいた測定対象地点における空間放射線量率の測定の実施及び試料採取
・空間放射線量率の測定結果の報告
・採取した環境試料の分析班への引渡し
・緊急時モニタリング要員の被ばく管理
・作業場所及び測定機器の汚染防止のための養生
・採取した環境試料の前処理
・環境試料の測定及び測定結果の報告
・分析進捗状況の報告
・環境試料の保管</td></tr>
</table>

第３章　原子力災害事前対策

第１節　基本方針

本章は，原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第２節　九州電力との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

〔実施責任：原子力安全対策課〕

１　原子力事業者防災業務計画の協議

県は，九州電力が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について，県の地域防災計画と整合性を保つ等の観点から，九州電力が計画を作成又は修正しようとする日の６０日前までに，その計画案を受理し協議を開始するとともに，直ちに原災法第７条第２項に基づき関係周辺市町に計画案を送付し，相当の期限を定めて，関係周辺市町の意見を聴き必要に応じて九州電力との協議に反映させるものとする。

２　原子力防災管理者の選任等の届出の関係周辺市町への送付

(1) 原子力防災要員の現況届出

県は，九州電力からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合，関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

(2) 原子力防災管理者等の選任等届出

県は，九州電力から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合，関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

(3) 原子力防災資機材等の現況届出

県は，九州電力から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合，関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第３節　立入検査と報告の徴収

〔実施責任：原子力安全対策課〕

１　立入検査等

県は，必要に応じ，原災法第３１条に基づく九州電力からの報告の徴収及び同法第３２条に基づく適時適切な立ち入り検査を実施すること等により，九州電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

２　身分証明書の携帯

立入検査を実施する県の職員は知事から，立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して，立入検査を行うものとする。

第４節　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

〔実施責任：原子力安全対策課〕

１　原子力防災専門官との連携

県は，鹿児島県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正，原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡，防災訓練の実施，オフサイトセンターの防災拠点としての活用，住民等に対する原子力防災に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策（避難計画の策定を含む。），広域連携などの緊急時対応等については，原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

また，県は，緊急時に備えて原子力防災専門官との連絡手段を常時確保しておくものとする。

２　上席放射線防災専門官との連携

県は，緊急時モニタリング計画の作成，事故時の連絡体制の準備，緊急時モニタリング訓練，緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力，緊急時モニタリング，他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については，上席放射線防災専門官と密接な連携を図り，実施するものとする。

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，広報課，交通政策課，学事法制課，保健医療福祉課，社会福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，水産振興課，ＰＲ観光課，国際交流課，農政課，農産園芸課，畜産振興課，家畜防疫対策課，道路維持課，港湾空港課，管財課，県教育庁，県警察〕

１　関係機関等との連携強化

(1) 県は，平常時から関係機関，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 県は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 公共用地等の有効活用

県は，避難所，備蓄等，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地，国有財産の有効活用を図るものとする。

第６節　情報の収集・連絡体制等の整備

県は，国，市町村，九州電力，その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため，次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

１　情報の収集・連絡体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，水産振興課，第十管区海上保安本部，県警察等〕

(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

県は，原子力災害に対し万全を期すため，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，その

他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに，これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また，被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合には，職員を情報収集のため被災市町に派遣するとともに，そのような場合に備えて，情報の収集先や連絡方法等について整備しておくものとする。

(2) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの整備

県は，薩摩川内市，関係周辺市町，その他防災関係機関が保有する被災情報を取得し，地図上に分かりやすく表示することで，迅速な救護活動や避難準備（避難車両や資機材の確保等）活動を可能とするため，原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを整備するものとする。

(3) 機動的な情報収集体制

県は，機動的な情報収集活動を行うため，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し，必要に応じヘリコプター, 車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(4) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み，原子力発電所の状況や薩摩川内市及び関係周辺市町の地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(5) 非常通信協議会との連携

県は，非常通信協議会と連携し，非常通信体制の整備，有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(6) 移動通信系の活用体制

県は，関係機関と連携し，衛星携帯電話，簡易無線局，ＭＣＡ用無線機，インターネットメール，移動系防災無線（車載型，携帯型），携帯電話，漁業無線等の業務用移動通信，海上保安庁無線, 警察無線, アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(7) 関係機関等から意見聴取

県は，意見聴取・連絡調整等のため，必要に応じて災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。

２　情報の分析整理と活用体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，環境放射線監視センター〕

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成・確保に努めるとともに，必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は，平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，国及び市町村とともに情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備とオフサイトセンター等への備え付け

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力その他関係機関と連携して，応急対策の的確な実施に資するため，社会環境に関する資料，放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料，防護資機材等に関する資料を適切に整備し，常に最新のものとなるよう更新し，災害対策本部室，オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに，これらを確実に管理するものとする。

3　通信手段の確保

〔実施責任：原子力規制委員会，危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，管財課〕

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，原子力防災対策を円滑に実施するため，原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行われるよう，以下のほか，あらかじめ緊急時通信連絡に必要な諸設備等の整備を行うとともに，その操作方法等について習熟しておくものとする。また，電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア　国，薩摩川内市及び関係周辺市町との間の専用回線網の整備

県は，国及び関係機関と連携し，緊急時における県と国，薩摩川内市及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

イ　オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は，国及び関係機関と連携し，緊急時におけるオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターと県，薩摩川内市及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

ウ　九州電力の専用回線網の整備

九州電力は，緊急時における原子力発電所と県，薩摩川内市，オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター間の通信連絡のための専用回線網の整備，維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化等

ア　防災行政無線の確保・活用

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町等への的確な情報伝達を図るため，防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

イ　災害に強い伝送路の構築

県は，国と連携し，災害に強い伝送路を構築するため，有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

ウ　機動性のある緊急通信手段の確保

県は，国と連携し，通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話及び衛星通信ネットワークの衛星車載局の原子力防災への活用に努めるとともに，必要に応じて，九州総合通信局防災対策推進室長に対し，災害応急措置に係る災害対策用移動通信機器（簡易無線局，ＭＣＡ用無線機，衛星携帯電話）の借用について要請するものとする。

エ　多様な情報収集・伝達システムの整備

県は，国の協力のもと，被災現場の状況を迅速に収集するため，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・配信をするための通信網の整備を図るものとする。

オ　災害時優先電話等の活用

県は，電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

カ　通信輻輳の防止

県は，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係機関と連携し，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため，あらかじめ関係機関の間で運用方法について十分な調整を図った上で，非常時における運用計画を定めておくものとする。

キ　非常用電源等の確保

県は，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係機関と連携し，庁舎等が停電した場合に備え，耐震性及び浸水に対する対応を考慮した上で，非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備するよう努めるものとする。

ク　保守点検の実施

県は，通信設備，非常用電源設備等について，保守点検を実施し，適切な管理を行うものとする。

第７節　緊急事態応急体制の整備

県は，原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため，以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について，あらかじめ必要な体制等を整備するものとする。

１　警戒本部体制をとるために必要な体制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課〕

県は，警戒本部体制をとるべき状況になった場合，総括危機管理防災監を本部長とする災害警戒本部を迅速･的確に設置･運営するため，速やかに職員の非常参集，情報の収集・連絡が行えるよう，あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を作成し，参集基準や連絡経路を明確にしておくなど，職員の参集体制の整備を図るものとする。また，マニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

２　対策本部体制等の整備

〔実施責任：鹿児島県(関係課)，北薩地域振興局，環境放射線監視センター，県教育庁，県警察〕

(1) 災害対策本部等の整備

県は，対策本部体制をとるべき状況になった場合，知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため，災害対策本部の設置場所，職務権限，本部の組織・所掌事務，職員の参集配備体制，本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また，県は，迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え，迅速に意思決定し防護対策の指示を行うための体制,意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法について，あらかじめ定めておくものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は，警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，直ちに国，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力して，オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう，原子力災害合同対策協議会の機能グループへの参画準備等，あらかじめ職員の派遣体制，必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は，国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際，これに職員を迅速に派遣するため，あらかじめ派遣職員を指定するとともに，オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

３　緊急時体制の整備

〔実施責任：原子力規制委員会，その他指定行政機関，鹿児島県(関係課)，北薩地域振興局，環境放射線監視センター，県教育庁，県警察，九州電力〕

(1) 緊急時体制の整備

県は，内閣総理大臣が原災法第１５条第２項に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に，直ちに対策本部体制から緊急時体制に移行するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制

県は，原子力緊急事態宣言発出後は，同法第２３条により，当該原子力緊急事態に関する情報を交換し，それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため，国，薩摩川内市，関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお，同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。

同協議会は，国の現地災害対策本部，県，薩摩川内市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者，指定公共機関の代表者及び九州電力の代表者から権限を委任された者から構成され，量子科学技術研究開発機構，日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。このため，県は同協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について，地域の実情等を勘案し，原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の機能グループに配置する職員

原子力災害合同対策協議会のもとに，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能グループを設け，国，県，薩摩川内市，関係周辺市町，関係機関及び九州電力等のそれぞれの職員を配置することから，県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割，権限等について，あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

４　長期化に備えた動員体制の整備

〔実施責任：人事課，総務事務センター，危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，各部（局）主管課，県警察，県教育庁〕

(1) 職員の動員体制

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係機関と連携し，事態が長期化した場合に備え，職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(2) 医療関係者の配置

県は，長期間における災害対応において，職員の心身の状態を健全に維持するため，保健師，精神科医等の医療関係者の配置を検討する。

5　防災関係機関相互の連携体制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課〕

県は，平常時から原子力防災専門官をはじめとする国，薩摩川内市，関係周辺市町，自衛隊，県警察，消防機関，第十管区海上保安本部，医療機関，指定公共機関，指定地方公共機関，九州電力，その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し，各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め，相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6　警察災害派遣隊

〔実施責任：県警察〕

県警察は，警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

7　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

〔実施責任：消防保安課〕

県は，消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備，緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに，緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順，受入体制，連絡調整窓口，連絡の方法の整備に努めるものとする。

8　自衛隊との連携体制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課〕

県は，自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の周知徹底，受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。また，適切な役割分担を図るとともに，自衛隊の災害派遣要請内容（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，平常時より関係部隊と調整を行うものとする。

９　原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム派遣要請体制

〔実施責任：保健医療福祉課〕

県は，必要に応じて，速やかに拠点となる原子力災害拠点病院又は原子力災害現地対策本部に対し，原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請ができるよう手続きについてあらかじめ定めておくとともに，受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

10　広域的な応援協力体制の拡充・強化

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課〕

(1) 他の都道府県等との応援協定の締結

県は，緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難や避難退域時検査（「居住者，車両，家庭動物，携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに，他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて，国の協力のもと，他の都道府県等との応援協定の締結を図り，応援先・受援先の指定，応援・受援に関する連絡・要請の手順，災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに，市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し，関係市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。

(2) 応援要請に必要な準備

県は，九州電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか，国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう，要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。

(3) 隣接県との連携

県は，環境放射線モニタリングや避難体制，防災訓練等に関し，平常時から，熊本県及び宮崎県と緊密な連携を図るものとする。

11　オフサイトセンター

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，北薩地域振興局〕

(1) オフサイトセンターの指定等

県は，原災法第１２条の規定により，オフサイトセンターの指定又は変更について，内閣総

理大臣から意見を求められた場合は，意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) オフサイトセンターの整備・活用

ア　県は，国と連携してオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練，住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

イ　県及び国は，相互に連携して，オフサイトセンターに非常用電話，ファクシミリ，テレビ会議システム，衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。

ウ　県及び国は，相互に連携して，過酷事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設，設備，防護資機材，資料等について適切に整備，維持・管理を行うものとする。

エ　県及び国は，相互に連携して，オフサイトセンターが使用できない場合に，これを代替する施設への移転・立上げ体制を確保するとともに，搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

12　モニタリング体制等

〔実施責任：原子力規制委員会，原子力安全対策課，
環境放射線監視センター，九州電力〕

(1) 緊急時モニタリングの実施体制

ア　環境放射線チーム

知事は，警戒本部を設置したときは，緊急時モニタリングの準備のために直ちに環境放射線監視センター内に環境放射線チームを設置するものとする。

なお，緊急時モニタリングセンターが設置された場合には，環境放射線チームは緊急時モニタリングセンターに移行するものとする。

イ　緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するために，ＥＲＣチーム放射線班からの指示により，緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは，国（原子力規制委員会及び関係省庁），県，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，県外原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により編成される。県は，国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備と立ち上げに協力する。

緊急時モニタリングセンターの組織及び業務は，別表１１「緊急時モニタリングの組織及び業務」，通信連絡系統は，別表１２「緊急時モニタリング通信連絡系統図」のとおりとする。

(2) 平常時からの環境放射線モニタリング

県及び九州電力は，緊急時に原子力発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から，平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施し，県内の状況把握に努めるものとする。

(3) 緊急時モニタリング体制の整備

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，県外原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して，緊急時モニタリング計画の作成，モニタリングの資機材の整備・維持，モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通した連携の強化等を行い，緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。

ア　緊急時モニタリング計画の作成

県は，原子力災害対策指針等に基づき，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，県外原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て，緊急時モニタリング計画を作成する。

イ　モニタリング資機材等の整備・維持

県は，平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため，モニタリングポスト，テレメータシステム，積算線量計，可搬型のモニタリング用資機材，環境試料分析装置及び携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに，その操作の習熟に努めるものとする。

また，国（原子力規制委員会）は，緊急時モニタリング結果の集約，関係機関との情報共有及び公表を迅速に行うための情報共有システムを整備する。

ウ　環境放射線監視強化区域の監視体制

県は，風向等気象条件による放射性物質又は放射線の影響を確認するため，環境放射線監視強化区域にモニタリングポストを整備するなど環境放射線の監視体制に万全を期すものとする。

エ　要員の確保

国（原子力規制委員会及び関係省庁）は，緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し，必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。

また，県は，オフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンターの要員を受け入れるための受入体制を確保する。

県は，モニタリング要員に対して，定期的に講習会に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。

オ　訓練等を通じた測定品質の向上

県は，平常時から，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，県外原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会，訓練及び研修を通じて意思疎通を深め，測定品質の向

上に努める。

カ　緊急時対策支援システム等の整備

（ア）緊急時対策支援システムの整備

国（原子力規制委員会）は，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）について，自然災害により情報が途絶することがないよう適切に整備，維持，管理するものとする。

（イ）緊急時運転パラメータ伝送システム（ＳＰＤＳ）の整備

九州電力は，必要な緊急時運転パラメータ伝送システムを平常時から適切に整備，維持，管理するものとする。

(4) 九州電力における環境放射線モニタリング体制の整備

九州電力は，敷地境界モニタリングポストのほか，排気筒モニタ，ガンマ線サーベイメータ，中性子線サーベイメータ，積算線量計，ダストサンプラ，ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備し，放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

排気筒モニタや敷地境界モニタリングポストのデータを伝送する県伝送計算機及び伝送機器については，自然災害により情報が途絶することがないよう，適切に整備，維持及び管理するものとする。

別表１１　緊急時モニタリングの組織及び業務

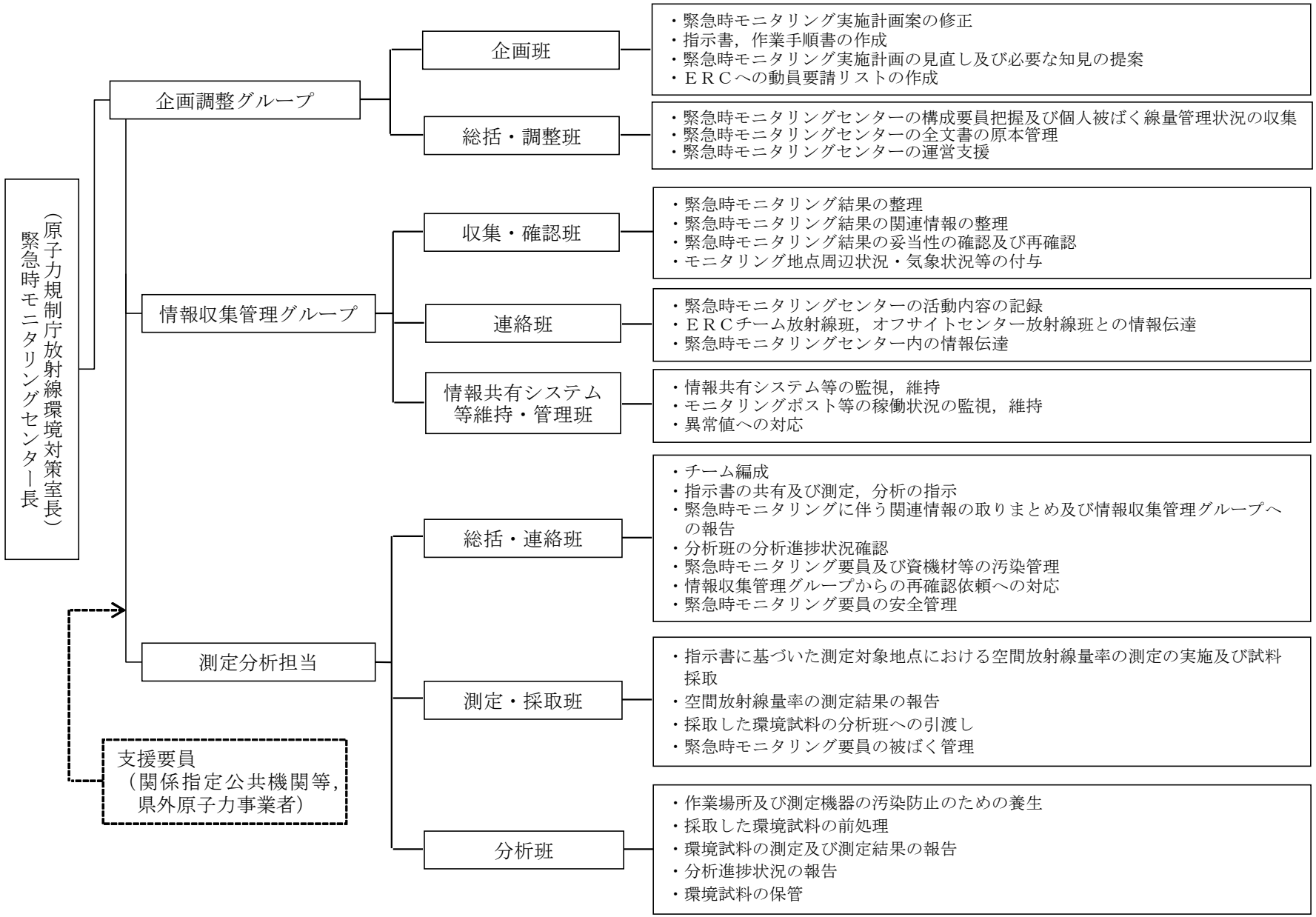

別表１２　緊急時モニタリング通信連絡系統図

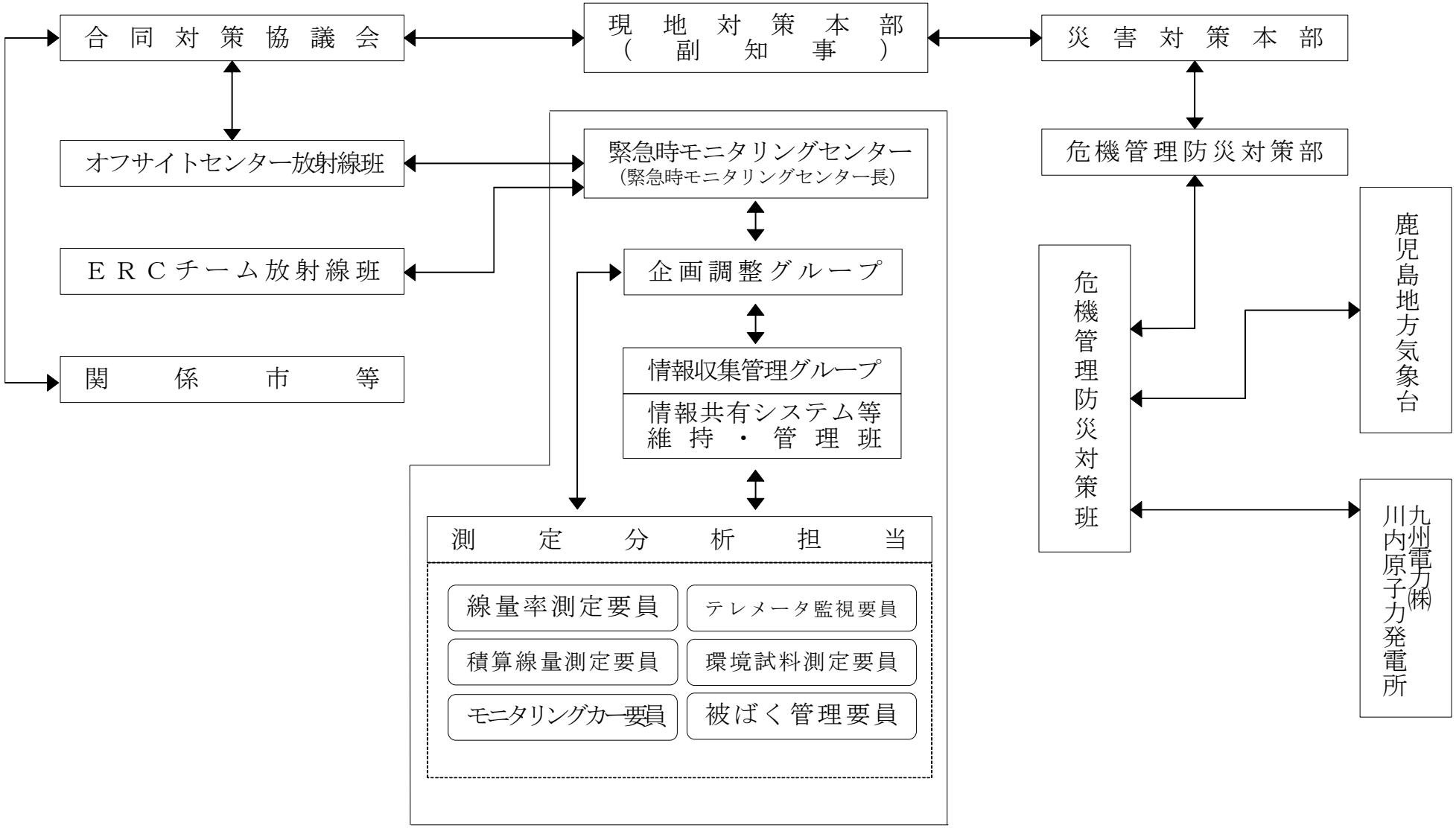

13　専門家の派遣要請手続き

〔実施責任：原子力安全対策課，保健医療福祉課〕

県は，九州電力より施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合に備え，必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

14　放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は，国，市町村，九州電力及びその他の関係機関とともに，放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員，航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

第８節　複合災害に備えた体制の整備

県は国と連携し，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，備えを充実するものとする。

また，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うとともに，外部からの支援を早期に要請するものとする。

１　情報の収集・連絡体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，水産振興課等〕

県は，複合災害時においても，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力，その他防災関係機関との間において確実に情報の収集及び連絡を行うため，必要な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

２　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は，複合災害の発生により，防災活動に必要な人材及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し，人材及び防災資機材の確保等において，国，指定公共機関，市町村及び九州電力と相互の連携を図るものとする。

３　災害応急体制の整備

(1) 原子力災害医療体制の整備

〔実施責任：保健医療福祉課，薬務課〕

県は，複合災害への対応による医師及び機器等の不足に備えて，広域的応援体制の整備や，道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。

また，県は，複合災害時の救護所運営について，大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう，あらかじめ体制を整備する。

(2) 広域的な応援協力体制の整備

〔実施責任：鹿児島県（関係課），県教育庁，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村〕

県は，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村と協力して，複合災害時の対応により，職員及び資機材が不足する場合に備え，広域的な応援協力体制の整備を図るものとする。

(3) モニタリング体制等の整備

〔実施責任：原子力安全対策課，環境放射線監視センター，九州電力〕

県は，複合災害による道路等の被災，固定観測局や資機材等の被災及び職員の不足等に備えて，代替手段や活動等体制を整備する。

４　避難収容活動体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，保健医療福祉課，社会福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，農産園芸課〕

(1) 避難計画の整備

県は，薩摩川内市，関係周辺市町が行う避難計画の作成にあたり，道路等の状況等を考慮し，複合災害時でも避難が行えるよう支援する。

(2) 避難所の整備等

県は，複合災害時の避難所の設置運営方法について，情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう薩摩川内市，関係周辺市町の体制の整備について協力する。

また，広域的な避難に備え，受入市町村に対し，避難の受入体制について，あらかじめ調整を図るなど，体制を整備する。

５　緊急輸送活動体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，漁港漁場課，道路建設課，道路維持課，港湾空港課，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 職員の派遣体制

県は，国及び防災関係機関と協議し，複合災害時においても，必要な職員をオフサイトセンターへ確実に派遣するため，派遣経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(2) 資機材の搬送体制

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町と協力し，災害応急対策に必要な資機材について，複合災害時においても確実に搬送できるよう，搬送経路及び手段について体制の整備に努めるものとする。

(3) 代替輸送手段の確保

県は，輸送路及び輸送手段の被災に備え，海上輸送やヘリコプター輸送による避難がとれるよう，防災関係機関と必要な体制を整備する。

６　住民等への的確な情報伝達体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，広報課，デジタル推進課，水産振興課，管財課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，複合災害時において，周辺住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため，防災行政無線（屋外同報系による。），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），原子力防災アプリ，テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）を効果的に活用するとともに，インターネット（ホームページ，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア）や緊急速報（エリアメール等），ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるものとする。

７　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と協力して，複合災害時に周辺住民が取るべき行動について，普及啓発活動を行う。

８　防災業務関係者の人材育成及び防災訓練等の実施

〔実施責任：指定地方行政機関，自衛隊，鹿児島県（関係課），県教育庁，県警察，消防機関，薩摩川内市，関係周辺市町，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体，九州電力〕

県は，国，防災関係機関と連携し，本章第１６節に定める人材育成及び第１７節に定める防災訓練等を実施するにあたっては，複合災害時の対応についても考慮する。

第９節　避難収容活動体制の整備

１　避難等の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は，原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

ア　薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は，関係機関の協力のもと，緊急事態応急対策実施区域内の屋外にいる住民等に対し，速やかに自宅に戻るか，又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

イ　薩摩川内市，関係周辺市町，消防機関，県警察等関係機関は，住民等の屋内退避の実施にあたり，避難誘導にあたるものとする。

(2) コンクリート屋内退避

コンクリート屋内退避は，原則として薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長が指定するコンクリート建屋内に退避するものとする。

ア　薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は，関係機関の協力のもと，住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するものとし，指示にあたっては，あらかじめ指定しているコンクリート建屋のうちから，原子力発電所との方位・距離等を考慮のうえ，退避するコンクリート建屋，避難経路等を指定するものとする。

イ　薩摩川内市及び市町災害対策本部長は，コンクリート屋内退避を実施するコンクリート建屋を指定したときは，職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

ウ　薩摩川内市，関係周辺市町，消防機関，県警察等関係機関は，住民等のコンクリート屋内退避の実施にあたり，避難誘導を行うものとする。

エ　避難誘導者は，避難住民等に対し，コンクリート屋内退避にあたっての携行品を必要最小限に制限し，円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

(3) 避難

避難は，原則として緊急事態応急対策実施区域外（海上にあっては，警戒区域外）に退避するものとする。

ア　薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は，関係機関の協力のもと，住民等に対し避難を指示するものとし，指示にあたっては，あらかじめ指定している避難所のうちから，原子力発電所からの方角・距離等を考慮のうえ，避難する避難所，避難経路等を指定するものとする。

イ　薩摩川内市及び関係周辺市町災害対策本部長は，避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。

ウ　薩摩川内市，関係周辺市町，消防機関及び県警察等関係機関は，住民等の避難の実施にあたり，避難誘導を行うものとする。

エ　避難誘導者は，避難住民等に対し，避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し，円滑な避難が行われるよう適宜指導するものとする。

オ　県，第十管区海上保安本部，県警察等関係機関は，警戒区域内の海上の船舶に対し，速やかに警戒区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

２　避難計画の作成

〔実施責任：原子力規制委員会，危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，九州電力〕

県は，薩摩川内市，関係周辺市町に対し，国，関係機関及び九州電力の協力のもと，屋内退避及び避難計画の作成について支援するものとする。

(1) ＰＡＺ内の避難計画

ア　迅速な避難体制の構築

原子力災害対策指針に基づき，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し，施設敷地緊急事態発出時には施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置，原子力緊急事態宣言発出時にはＰＡＺ圏内の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置が直ちに可能な体制を構築するものとする。

イ　屋内退避施設への避難

ＰＡＺ内の住民等に係る防護措置については，避難することを原則とするが，避難が遅れ

た住民等は，必要に応じて放射線防護対策が実施された屋内退避施設などに避難するものとする。

(2) ＵＰＺ内の避難計画

原子力災害対策指針に基づき，段階的な避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし，避難計画を策定するものとする。

(3) 留意事項

避難先からの更なる避難を避けるため，避難先はＵＰＺ外とする。

また，県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては，国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお，地域コミュニティの維持に着目し，同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう，努めるものとする。避難計画には，ＰＡＺ及びＵＰＺの地区毎に集合場所，主要な避難経路（幹線道路），避難所を明示する。

(4) 避難施設等調整システムの整備

県は，ＵＰＺ内の住民について，一時移転等の防護措置が必要となったとき，予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど，避難先として不適当である場合に備え，あらかじめ選定した避難先等を登録した避難施設等調整システムを整備するものとする。

３　避難所等の整備等

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，税務課，環境林務課，廃棄物・リサイクル対策課，保健医療福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，農業経済課，農産園芸課，商工政策課，中小企業支援課，雇用労政課，建築課，県警察，市町村〕

(1) 避難所等の整備等

ア　避難所等の指定

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，学校やコミュニティセンター等公共的施設等を対象に，避難所等をあらかじめ指定するよう助言するものとする。

また，県は，避難所等の指定の助言に当たっては，風向等の気象条件により避難所等や避難経路が使用できなくなる可能性を考慮するとともに，要配慮者に十分配慮する。なお，必要に応じて国の協力のもと，広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等，広域避難体制を整備するものとする。

イ　避難所設備の整備

避難所等として指定された建物については，必要に応じ，衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等の確保

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町等と協力し，広域避難も想定して，避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査するとともに，具体的なコンクリート屋内退避施設を整備することについて助言するものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整備に努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は，国，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに，災害に対する安全性に配慮しつつ，応急仮設住宅の用地に関し，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 救助に関する施設等の整備

県は，救助の万全を期するため，必要な計画の作成，強力な救助組織の確立並びに労務，施設，設備，物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

県は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 避難所における設備等の整備

県は，国や市町村と連携しながら，避難所において，必要な貯水槽，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器，テレビ，ラジオ等のほか，空調，洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し，必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努めるものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

県は，国や市町村と連携しながら，指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し，食料，飲料水，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに，避難所として指定した学校等において，備蓄のためのスペース，通信設備の整備等に努めるものとする。

また，平時から訓練等を通じて，物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先,要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

４　要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，学事法制課，保健医療福祉課，社会福祉課，障害福祉課，子育て支援課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，ＰＲ観光課，国際交流課，県教育庁〕

(1) 避難支援計画等の整備

県は，要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため，避難誘導に当たっては，放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど，原子力災害の特殊性に留意し，次の項目に取り組むものとする。

ア　受入れ体制の整備

必要に応じて避難誘導や搬送，福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。

イ　避難支援計画等の整備

薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，要配慮者の避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 病院等医療機関の避難計画の整備

ア　避難計画の作成

原子力発電所から１０ｋｍ圏内の病院等医療機関の管理者は，県，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，原子力災害時における避難場所，避難経路，誘導責任者，誘導方法，患者の移送に必要な資機材の確保，避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

イ　避難先調整の仕組み

県は，ＵＰＺ内の医療機関の一時移転等に備え，医師会等の関係機関と連携し，避難施設等調整システムに避難元となる医療機関及び避難先候補となる病院をあらかじめ登録するとともに，連絡体制を整備するなど，入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し，定期的に更新するものとする。

(3) 社会福祉施設の避難計画の整備等

ア　避難計画の作成

原子力発電所から１０ｋｍ圏内の介護保険施設，障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は，県，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，原子力災害時における避難場所，避難経路，誘導責任者，誘導方法，入所者等の移送に必要な資機材の確保，関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に，入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

イ　避難先調整の仕組み

県は，ＵＰＺ内の社会福祉施設の一時移転等に備え，関係機関と連携し，避難施設等調整システムに避難元となる社会福祉施設及び避難先候補となる社会福祉施設をあらかじめ登録するとともに，連絡体制を整備するなど，入所者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し，定期的に更新するものとする。

ウ　災害協定の締結等

県は，ＰＡＺ及びＵＰＺ内の社会福祉施設に対し，あらかじめ，県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定の締結を促進するよう努め，併せて，その内容を県に登録するよう要請するとともに，社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや，関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより，介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

５　学校等施設における避難計画の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，学事法制課，雇用労政課，県教育庁〕

(1) 避難計画の作成

ＰＡＺ及びＵＰＺ内の学校等施設の管理者は，県，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，原子力災害時における園児，児童，生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため，あらかじめ，避難所，避難経路，誘導責任者，誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

(2) 生徒等の保護者への引渡しに関するルールの整備

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，学校等が保護者との間で，災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

６　不特定多数の者が利用する施設等における避難計画の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，生活衛生課，ＰＲ観光課，県教育庁〕

ＰＡＺ及びＵＰＺ内の興行場，駅，ショッピングセンター，その他の不特定多数の者が利用する施設及び工場等事業所の管理者は，県，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，避難誘導に係る計画の作成に努めるものとする。

なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画となるよう努めるものする。

７　住民等の避難状況の確認体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，保健医療福祉課，社会福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，ＰＲ観光課，国際交流課，県教育庁〕

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町が屋内退避又は避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合において，住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう薩摩川内市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。

８　居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，消防保安課，広報課，デジタル推進課，水産振興課，管財課，市町村〕

県は，国と連携し，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し，円滑な運用・強化が図れるよう努めるものとする。

９　警戒区域を設定する市町への支援

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，漁港漁場課，道路維持課，港湾空港課，県警察〕

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町が警戒区域を設定する場合に備え，警戒区域設定に伴う広

報，立入規制，一時立入等に関する計画の策定を支援するものとする。

10　避難所等・避難方法等の周知

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，生活衛生課，薬務課〕

(1) 避難所等の周知

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，避難，避難退域時検査，安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所，自家用車の利用，緊急避難に伴う交通誘導，家庭動物との同行避難等を含む。），屋内退避の方法等について，日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，屋内での避難等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難退域時検査場所について，県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携してそれぞれの地域の実情等を考慮し，原子力災害対策指針等を踏まえ，候補地を選定するものとする。

(2) 住民に提供する情報の整理

避難を迅速に実施するためには，具体的な避難計画を薩摩川内市，関係周辺市町，防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから，県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携のうえ，警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

(3) ＰＡＺ内の住民の円滑な避難への配慮

ＵＰＺを含む市町は，ＰＡＺ内の住民に対して避難指示が出された際には，同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど，ＰＡＺ内の住民等が円滑に避難できるよう配慮することについて，日頃からＵＰＺ内の住民に対して理解を求めるものとする。

11　避難のための輸送施設の整備

〔実施責任：道路建設課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課〕

県は，住民等の避難誘導・移送を行うための道路，港湾及び漁港の整備に努めるとともに，薩摩川内市及び関係周辺市町に対しても，整備するよう助言するものとする。

第10節　飲食物の摂取制限及び出荷制限

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，森林経営課，生活衛生課，水産振興課，農政課，農産園芸課，畜産振興課課，家畜防疫対策課〕

１　飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

県は，国及び関係機関と協議し，飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

２　飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への飲食物の供給体制の確保

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における，住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第11節　緊急輸送活動体制の整備

１　専門家の移送体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，保健医療福祉課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課，管財課，県警察〕

県は，国及び関係機関と協議し，量子科学技術研究開発機構，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き，空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

２　緊急輸送路の確保体制等の整備

〔実施責任：鹿児島国道事務所，交通政策課，道路建設課，道路維持課，港湾空港課，漁港漁場課，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 緊急輸送活動のための施設の把握・点検等

県は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し，緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また，県は国

と連携し，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(2) 道路関連設備の整備

県は，県の管理する情報板等の道路関連設備について，緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

県及び県警察は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び受入市町村の道路管理者等と協力し，緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため，被害状況や交通，気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い，緊急輸送の確保体制の充実に努めるものとする。

(3) 運転者の義務の周知等

県警察は，警察庁と協力し，緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(4) 交通管理体制の整備

ア　ＰＡＺから迅速に避難するための体制整備

県警察は，警察庁と協力し，ＰＡＺなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ　警備業者への要請

県警察は，緊急時の交通規制を円滑に行うため，必要に応じ「災害時における交通誘導業務等に関する協定（平成９年10月８日締結）」に基づき，一般社団法人鹿児島県警備業協会に対し，交通誘導の実施等応急対策を迅速に要請できる体制を整えるものとする。

(5) 臨時ヘリポートの有効利用の推進

県は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として位置付けるとともに，これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の必要な機材については，必要に応じ，当該候補地に備蓄とともに維持管理に努めるものとする。

(6) 物資の緊急輸送に係る運送業者との協力体制整備

県は，国と連携し，必要に応じ，緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加，物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施，物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(7) 物資の調達・輸送に必要な環境整備の推進

県は，国と連携し，物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化，物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援，緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

(8) 緊急通行車両標章の事前届出の普及等

県は，国と連携し，輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから，民間事業者等に対して周知を行うとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図るものとする。

第12節　救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備

１　救助・救急活動用資機材の整備

〔実施責任：消防保安課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し，必要な資機材の整備に努めるとともに，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，救助工作車，救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

２　救助・救急機能の強化

〔実施責任：消防保安課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は国及び九州電力と連携し，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。

３　医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

〔実施責任：保健医療福祉課，薬務課，薩摩川内市，
関係周辺市町〕

(1) 医療活動用資機材等の整備

県は，国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け，放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 原子力災害医療活動体制等の整備

ア　原子力災害医療体制等の整備

県は，国と協力し，原子力災害医療体制の構築，原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また，原子力災害医療を行う専門医療機関は，放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

イ　原子力災害医療調整官

県は，自然災害等との複合災害を見据え，救急医療，災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等の医療関係者を原子力災害医療調整官とし，原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して県が設置する災害対策本部内に配置する。

原子力災害医療調整官は，各災害対策本部等と調整し，県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たるものとする。

ウ　原子力災害拠点病院の選定等

県は，国と協力し，関係機関等と調整の上，原子力災害において，各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院を指定し，原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど，地域の原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

エ　原子力災害医療に係る医療情報システムの整備

県は，国及び拠点となる原子力災害拠点病院と協力し，原子力災害時の拠点となる原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために，原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努めるものとする。

オ　広域的な原子力災害医療体制の整備

県は，国と協力し，外来診療及び入院診療に対応する各地域で原子力災害医療の中核的な機能を担う拠点となる原子力災害拠点病院,一般病院並びにそれらのネットワークについて，一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ，構築するよう努めるものとする。

（ア）原子力災害拠点病院

県は，原子力災害対策指針等を踏まえ，原子力災害拠点病院の指定を行う。

同病院は，原子力災害時において，汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ，被ばくがある場合には適切な診療を行う。

また，全身・創傷等の除染，甲状腺等の内部被ばくを含む線量評価，内部被ばく患者，高線量被ばく患者，高度被ばく医療支援センターへの搬送判断などに適確に対応するため，医師・保健師・放射線技師等の育成を図るとともに，他道府県での事故に対応するための原子力災害医療派遣チームの整備を行う。

なお，原子力災害拠点病院の指定状況は以下のとおりである。

施　設　名	所　在　地	指　定　日
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	平成29年11月1日
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	令和2年3月18日

（イ）原子力災害医療協力機関

県は，原子力災害対策指針等を踏まえ，原子力災害医療協力機関の登録を行う。

同機関は，原子力災害時における医療対応や県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療対策を支援する。

a　避難退域時検査の実施

避難退域時検査場所では，サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及びふき取り等の簡易な除染等を行う。

また，必要な資機材は，関係の保健所等に配置・保管する。

b　検査人員の確保

避難退域時検査場所の開設に伴い，業務に従事する人員を確保するため，県内の医療機関や県診療放射線技師会等に協力を要請するとともに，必要とする専門知識・技術の習得のための研修等への派遣や防災訓練等を行う。

c　除染及び被ばく線量評価の実施

関係保健所等に除染テントを配備するとともに，機動性のあるホールボディカウンタ等搭載車を整備し，広域避難に迅速・適確に対応する。

従来の二次被ばく医療施設に設置されている被ばく医療施設内の設備については，当該施設が避難対象区域に該当しない場合には，引き続き活用する。

（ウ）高度被ばく医療支援センター

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等の対応については，長崎大学が行う。

a　搬送体制の整備

高度被ばく医療支援センター等への搬送手段として，消防・防災ヘリコプター，自衛隊ヘリコプター等を活用することとする。

b　原子力災害拠点病院等との連携・協力体制の構築

原子力災害拠点等からの被ばく患者受入れや，これらの機関等における治療方針の決定等を円滑に実施するため，平常時から高度被ばく医療支援センターから専門的な技術援助等を受けられる体制を整備する。

（エ）原子力災害医療・総合支援センター

原子力災害拠点病院の平時における原子力災害拠点病院に対する支援，関係医療機関とのネットワークの構築，並びに原子力災害時における原子力災害医療派遣チームの派遣調整については，長崎大学が行う。

カ　関係機関との整合性ある計画の作成

県は，原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ，実効的な原子力災害医療が行われるよう，九州電力及び関係機関との整合性のある計画を作成するものとする。

キ　緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備

県は，国の支援や，原子力災害医療協力機関，原子力事業者，原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センター等の協力を得て，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い，当該住民の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう，必要な資機材（ＮａＩ（Ｔｌ）サーベイメータ，甲状腺モニタ，ホールボディカウンタ等）の確保・整備，測定・評価要員の確保，避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等，住民等の被ばく線量評価体制の整備に努めるものとする。

４　安定ヨウ素剤の服用体制の整備

〔実施責任：保健医療福祉課，薬務課，薩摩川内市，
関係周辺市町〕

県は，原子力災害対策指針を踏まえ，薩摩川内市，関係周辺市町及び医療機関等と連携して，速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう，準備しておくものとする。

安定ヨウ素剤の事前配布については，ＰＡＺ内の住民等及びＵＰＺ内に居住し，障害や病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し，希望する住民に対して実施する。

また，原子力災害対策重点区域の住民等に対する緊急時における配布体制を整備する。

(1) 事前配布体制の整備

ア　予備の安定ヨウ素剤の備蓄

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎，保健所，医療施設，学校等の公共施設において管理するとともに，事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え，予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

イ　説明会による事前配布

県は，安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係医療機関と連携し，対象となる住民向けの説明会を開催し，原則として医師による説明を行うものとする。また，説明会の開催に併せ，調査票や問診等により，禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

また県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し，説明会での説明事項を記した説明書を付して，安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

ウ　安定ヨウ素剤の再配布等

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，住民に事前配布した安定ヨウ素剤については，丸剤は使用期限の５年ごと，ゼリー剤は使用期限の３年ごとに回収し，新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また，転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(2) ＰＡＺ内の学校等への配備

県は，薩摩川内市と連携し，緊急時の避難に際して安定ヨウ素剤を配布することができるよう，ＰＡＺ内の学校，保育園，病院，社会福祉施設，希望する事業所に，安定ヨウ素剤を配備するものとする。

(3) 緊急時における配布体制の整備

ア　医師，薬剤師の手配等

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう，配布場所，配布のための手続き，配布及び服用に関与する医師，薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに，配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ　説明書等の準備

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に，服用の効果，服用対象者，禁忌等について説明するための，説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

(4) 副作用の対処に伴う体制整備

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え，あらかじめ医療機関に対し，副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど，救急医療体制の整備に努めるものとする。

5　消火活動体制の整備

〔実施責任：消防保安課，薩摩川内市，関係周辺市町，
九州電力〕

県は，平常時から薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力等と連携を図り，原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に助言するものとする。

6　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

〔実施責任：原子力安全対策課，保健医療福祉課，
薬務課，県警察，薩摩川内市，
関係周辺市町〕

(1) 資機材等の計画的な整備

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材等を計画的に整備するものとする。

また，配布した安定ヨウ素剤については，丸剤の使用期限である５年ごとに回収し，新しい安定ヨウ素剤を再配布する。

(2) 関係機関との情報交換

県は，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため，平常時より，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7　物資の調達，供給活動体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，社会福祉課，
生活衛生課，農産園芸課，薩摩川内市，
関係周辺市町，自衛隊〕

(1) 物資の調達等体制の整備

① 調達等体制の整備

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携し，大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それらの供給のための計画を定めておくものとする。

② 物資の備蓄等

備蓄を行うに当たって，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。

(2) 物資の緊急輸送活動体制の整備

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携のうえ，備蓄拠点については，輸送拠点とするなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 国や県の支援体制

① 国の支援体制

国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。

② 県の支援体制

県は，災害の規模等に鑑み，薩摩川内市，関係周辺市町等が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

8　大規模・特殊災害における救助隊の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対
策課，消防保安課〕

県は国と連携し，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第13節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，広報課，デジタル推進課，水産振興課，管財課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

１　住民等に提供すべき情報の整理

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携し，警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について，災害対応の段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

また，周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

２　情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達施設・設備の整備

県は，的確な情報を常に伝達できるよう，県防災行政無線，広報車両等の施設，装備の整備を図るものとする。

(2) 住民相談窓口の設置等

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法，体制等について定めておくものとする。

(3) 要配慮者への情報伝達体制の整備

県は，原子力災害の特殊性にかんがみ，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と連携し，要配慮者及び一時滞在者に対し，災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

県は，放送事業者，電気通信事業者，新聞社等の報道機関の協力の下，インターネット（ホームページ，電子メール，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア等），原子力防災アプリ，コミュニティＦＭ放送，ＦＭ電波を利用した文字多重放送，広報用電光掲示板，有線放送，ＣＡＴＶ，携帯端末の緊急速報メール機能，ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第14節　行政機能の移転及び業務継続計画の策定

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，人事課，その他関係課，北薩地域振興局，県警察，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

１　オフサイトセンターの機能移転

オフサイトセンターが自然災害や原子力災害により，避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて，県は国と連携して，代替オフサイトセンターを整備しておくものとする。

代替オフサイトセンターの施設，設備等については，適切に整備，維持・管理を行うものとする。

代替オフサイトセンター	日置市東市来町長里１０２０－１　鹿児島県消防学校
	鹿児島市鴨池新町１０－１　鹿児島県庁行政庁舎

２　薩摩川内市及び関係周辺市町の行政機能移転

薩摩川内市及び関係周辺市町は，庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて，行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

３　県の出先機関の行政機能移転

県の出先機関の庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できない場合に備えて，行政機能移転先をあらかじめ定めておくものとする。

別表１３　県の出先機関の行政機能移転先

県 出 先 機 関	機 能 移 転 先
北薩地域振興局本庁舎	北薩地域振興局出水庁舎 鹿児島地域振興局本庁舎
北薩地域振興局さつま庁舎	北薩地域振興局出水庁舎
川薩保健所（除染施設，検査設備を含む。）	伊集院保健所，出水保健所
串木野食肉衛生検査所	知覧食肉衛生検査所
阿久根食肉衛生検査所	大口食肉衛生検査所
宮之城高等技術専門校	姶良高等技術専門校
鹿児島障害者職業能力開発校	姶良高等技術専門校
北薩家畜保健衛生所	姶良家畜保健衛生所
鹿児島中央家畜保健衛生所	南薩家畜保健衛生所
環境放射線監視センター	代替オフサイトセンター（鹿児島県消防学校）
北薩教育事務所	北薩地域振興局出水庁舎
川内高等学校	明桜館高等学校
川内商工高等学校	吹上高等学校
串木野高等学校	松陽高等学校
串木野特別支援学校	鹿児島特別支援学校，南薩特別支援学校， 出水特別支援学校
市来農芸高等学校	加世田常潤高等学校
伊集院高等学校	鹿児島東高等学校
川薩清修館高等学校	蒲生高等学校
薩摩中央高等学校	伊佐農林高等学校
鶴翔高等学校	伊佐農林高等学校
野田女子高等学校	開陽高等学校
出水高等学校	大口高等学校
出水工業高等学校	隼人工業高等学校
いちき串木野警察署	南九州警察署
薩摩川内警察署	日置警察署
さつま警察署	伊佐警察署
阿久根警察署	出水警察署

第15節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

〔実施責任：原子力安全対策課，危機管理課，災害対策課，広報課，学事法制課，保健医療福祉課，薬務課，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

１　住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と協力して，住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため，次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに，薩摩川内市及び関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発に関し必要な助言を行うものとする。

①　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
②　原子力発電所の概要に関すること。
③　原子力災害とその特性に関すること。
④　放射線による健康への影響，モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
⑤　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
⑥　コンクリート屋内退避所，避難所，放射線防護対策が実施された屋内退避施設等に関すること。
⑦　要配慮者への支援に関すること。
⑧　緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等留意事項に関すること。
⑨　避難所での運営管理，行動等に関すること。
⑩　避難又は一時移転を指示された地域以外における自主避難の抑制（屋内退避の有効性を含む）に関すること。
⑪　原子力防災アプリに関すること。
⑫　その他原子力防災に関すること。

２　社会教育を通じての啓発

県及び県教育委員会は，ＰＴＡ，青少年団体等を対象とした各種研修会，集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか，各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級，集会，大会，学習会，研修会等において実施する。

３　各種団体を通じての啓発

県は，各種団体に対し，研修会，講演会，ＤＶＤ等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め，各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

４　防災教育の充実

県及び県教育庁は教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災教育を実施するものとし，教育機関においては，学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し，児童生徒等の安全の確保に努めるとともに，防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また，県は，私立学校に対しても防災教育を行うよう指導するものとする。

５　要配慮者への配慮

県が防災知識の普及・啓発を行うに際しては，要配慮者に十分配慮することにより，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに,被災時の男女のニーズの違い等,男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

６　避難状況の確実な把握

県は，避難状況の確実な把握のため，住民等が市町村の指定した避難所以外に避難した場合等に，市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町村が周知することについて，協力するものとする。

７　資料等の整理，教訓等の情報発信

(1) 資料の収集・整理

県は，国，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 教訓等の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，県は国及び市町村と連携し，災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第16節　防災業務関係者の人材育成

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，薬務課，北薩地域振興局，環境放射線監視センター，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，国と連携し，応急対策全般への対応力を高めることにより，原子力防災対策の円滑な実施を図るため，国，指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等，人材育成に努めるものとする。

また，国及び防災関係機関と連携して，以下に掲げる事項等について，防災業務関係者を対象に研修を実施するものとする。

研修成果については，訓練等において具体的に確認するとともに，緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，研修内容の充実に努めるものとする。

① 原子力防災体制及び組織に関すること。
② 原子力発電所の概要に関すること。
③ 原子力災害とその特性に関すること。
④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
⑤ モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
⑩ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保に関すること。
⑪ その他緊急時対応に関すること。

第17節　防災訓練等の実施

〔実施責任：指定地方行政機関，自衛隊，鹿児島県（関係課），県教育庁，県警察，消防機関，薩摩川内市，関係周辺市町，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体，九州電力〕

1　訓練計画の策定

(1) 県の訓練計画

県は，国，九州電力等関係機関の支援のもと，薩摩川内市及び関係周辺市町，自衛隊等と連携し，次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

① 災害対策本部等の設置運営訓練
② オフサイトセンターへの参集，立ち上げ，運営訓練
③ 緊急時通信連絡訓練
④ 緊急時モニタリング訓練
⑤ 原子力災害医療訓練
⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
⑦ 周辺住民避難訓練
⑧ 人命救助活動訓練

(2) 国の総合的な防災訓練計画

県は，原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第１３条に基づき，総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には，原子力災害医療，緊急時モニタリング，住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策について，訓練シナリオを作成するなど，国の訓練の実施計画の企画立案に協力するものとする。

２ 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は，計画に基づき，国，自衛隊，九州電力等関係機関と連携して，防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は，原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第１３条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には，実施計画に基づいて，必要に応じ住民の協力を得て，国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力等関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は，自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

３ 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

県は，訓練を実施するにあたり，参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等，現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう努めるものとする。

(2) 訓練の評価と防災体制の改善

県は，訓練を実施するにあたり，当該訓練の目的，チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに，訓練終了後，国，市町村，九州電力等関係機関と協力し，専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し，改善点を明らかにし，必要に応じ，緊急時のマニュアルの作成，改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお，必要に応じ，訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第18節　原子力発電所上空の飛行規制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，鹿児島空港事務所〕

１　国の規制措置等

鹿児島空港事務所長は，航空機事故に起因する原子力災害の発生を防止するため，原子力発電所上空の航空安全確保に関する以下の規制措置を行うとともに，原子力発電所上空の飛行規制について周知徹底を図るものとする。

(1) 施設付近の上空飛行は，できる限り避けさせること。

(2) 施設付近の上空に係る航空法第８１条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和４４年７月５日付け空航第２６３号，運輸省航空局長から地方航空局長あて）

県は国と協力して，この措置の周知徹底に努めるものとする。

２　九州電力の措置

九州電力は，原子力発電所であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し，維持管理に努めるものとする。

第19節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については，原子力発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み，九州電力と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であることから，防災関係機関においては次により対応するものとする。

1　消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は，直ちにその旨を県消防保安課に報告するとともに，事故の状況の把握に努め，事故の状況に応じて，消防職員の安全確保を図りながら，九州電力等に協力して，消火，人命救助，救急等必要な措置を実施するものとする。

2　警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，警察職員の安全確保を図りながら，九州電力等と協力して，人命救助，避難誘導，交通規制等必要な措置を実施するものとする。

3　海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部署は，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，海上保安庁職員の安全確保を図りつつ，九州電力等と協力して，事故発生場所海域への立入制限，人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

4　県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は，事故の状況の把握に努めるとともに，国の指示又は独自の判断により，事故現場周辺の住民避難等，一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第４章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針

本章は，情報収集事態，警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応，全面緊急事態に至ったことにより原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが，これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは，本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

１　施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，環境放射線監視センター〕

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア　原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は，情報収集事態を認知した場合は，情報収集事態の発生及びその後の状況について，関係省庁，県，薩摩川内市，関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし，国現地情報連絡室は，県，薩摩川内市，関係周辺市町に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

イ　九州電力からの連絡

九州電力は，情報収集事態を認知した場合は，直ちに発電所の状況を確認し，県に連絡するものとする。

ウ　県の確認

県は，国からの情報収集事態の情報提供又は九州電力からの連絡を受けた場合には，直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに九州電力に発電所の状況について確認するものとする。

また，情報収集事態の発生について，関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ　施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は，直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ，九州電力に施設の状況確認を行い，その結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は，その結果，発電所に異常の発生を確認した場合には，直ちに薩摩川内市及び関係周

辺市町並びに関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア　九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は，警戒事態の発生又は発見の通報を受けた場合，直ちに原子力規制委員会をはじめ県，薩摩川内市，関係機関等へ連絡するものとする。

イ　原子力規制委員会からの情報提供

原子力規制委員会は，警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には，警戒事態の発生及びその後の状況について，関係省庁，県，薩摩川内市，関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし，国事故警戒本部は，県，薩摩川内市，関係周辺市町に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

また，薩摩川内市に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を行うよう要請し，ＵＰＺ外の市町村に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

ウ　国からの関係機関等への連絡

県は，国から連絡があった場合など，警戒事態の発生を認知した場合は，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

また，必要に応じて，警戒事態の発生及びその後の状況について，県内全市町村，熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

(3) 九州電力から施設敷地緊急事態発生の通報があった場合

ア　九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は，施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合，直ちに県をはじめ官邸（内閣官房），原子力規制委員会，内閣府，薩摩川内市，関係周辺市町，県警察本部，薩摩川内市消防局，串木野海上保安部，原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに，県，原子力規制委員会等主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。なお，県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては簡潔，明瞭に行うよう努めるものとする。

なお，これらの連絡系統は別図２「連絡系統図」のとおりとする。

イ　原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は，通報を受けた事象について，発生の確認と原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房），内閣府，薩摩川内市，関係周辺市町，県警察本部及び公衆に連絡するものとする。

ウ　施設敷地緊急事態要避難者の避難実施等の要請

国事故対策本部は，薩摩川内市に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難実施及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとし，関係周辺市町に対し，屋内退避の準備を行うよう要請するとともに，ＵＰＺ外の市町村に対し，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先，輸送手段等の確保等）の協力を要請するものとする。

エ　国の職員による現場の状況等確認後の連絡

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は，施設敷地緊急事態発生後，直ちに現場の状況等を確認し，また，原子力防災専門官は，収集した情報を整理し，県をはじめ国，薩摩川内市，関係周辺市町，関係周辺都道府県に連絡するものとする。

オ　県からの関係機関等への連絡

県は，九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について，次に掲げる事項に留意し，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

・　薩摩川内市と同様の情報を関係周辺市町及び受入市町村等に連絡
・　連絡の際は，ＰＡＺ内の住民避難が円滑に進むよう配慮してほしい旨をＵＰＺ内の住民等に伝達するよう依頼
・　必要に応じて，事故の状況等について，県内全市町村，熊本県及び宮崎県に速やかに連絡

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合

ア　原子力防災専門官等への連絡等

県は，施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において県が設置している環境放射線監視テレメータシステムにより，モニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は，直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに，必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。

イ　施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は，直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ，九州電力に施設の状況確認を行い，その結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は，その結果を受け，施設敷地緊急事態の発生を確認した場合には，直ちに薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

なお，これらの連絡系統は別図２のとおりである。

別図２　連絡系統図

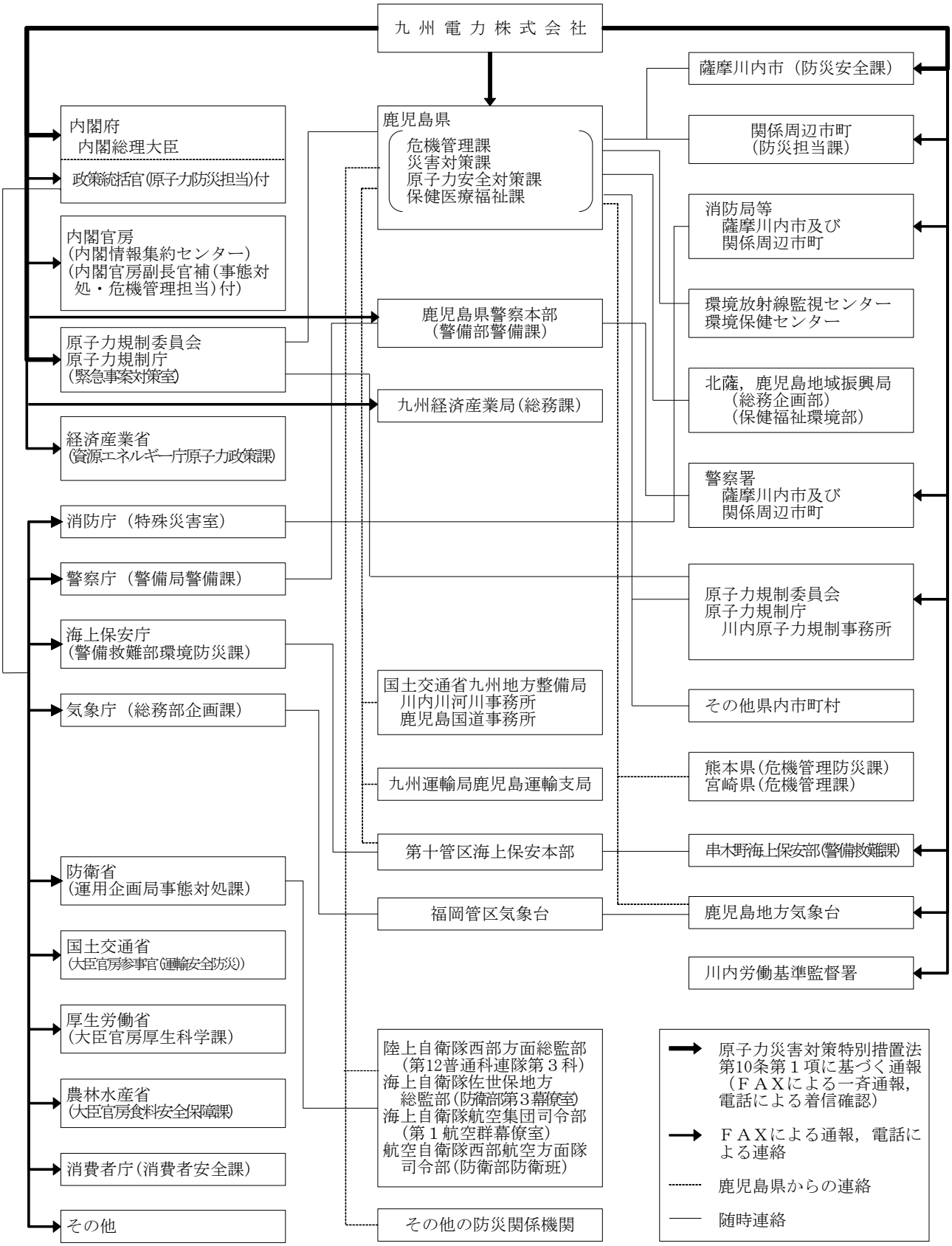
九州電力株式会社
鹿児島県
危機管理課
災害対策課
原子力安全対策課
保健医療福祉課
内閣府
内閣総理大臣
政策統括官(原子力防災担当)付
内閣官房
(内閣情報集約センター)
(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)
原子力規制委員会
原子力規制庁
(緊急事案対策室)
経済産業省
(資源エネルギー庁原子力政策課)
消防庁（特殊災害室）
警察庁（警備局警備課）
海上保安庁
(警備救難部環境防災課)
気象庁（総務部企画課）
防衛省
(運用企画局事態対処課)
国土交通省
(大臣官房参事官(運輸安全防災))
厚生労働省
(大臣官房厚生科学課)
農林水産省
(大臣官房食料安全保障課)
消費者庁(消費者安全課)
その他
鹿児島県警察本部
(警備部警備課)
九州経済産業局(総務課)
国土交通省九州地方整備局
川内川河川事務所
鹿児島国道事務所
九州運輸局鹿児島運輸支局
第十管区海上保安本部
福岡管区気象台
陸上自衛隊西部方面総監部
(第12普通科連隊第３科)
海上自衛隊佐世保地方
総監部(防衛部第３幕僚室)
海上自衛隊航空集団司令部
(第１航空群幕僚室)
航空自衛隊西部航空方面隊
司令部(防衛部防衛班)
その他の防災関係機関
薩摩川内市（防災安全課）
関係周辺市町
(防災担当課)
消防局等
薩摩川内市及び
関係周辺市町
環境放射線監視センター
環境保健センター
北薩，鹿児島地域振興局
(総務企画部)
(保健福祉環境部)
警察署
薩摩川内市及び
関係周辺市町
原子力規制委員会
原子力規制庁
川内原子力規制事務所
その他県内市町村
熊本県(危機管理防災課)
宮崎県(危機管理課)
串木野海上保安部(警備救難課)
鹿児島地方気象台
川内労働基準監督署
原子力災害対策特別措置法第10条第１項に基づく通報（ＦＡＸによる一斉通報，電話による着信確認）
ＦＡＸによる通報，電話による連絡
鹿児島県からの連絡
随時連絡

別図３　連絡系統図（核燃料物質等の運搬中の場合）

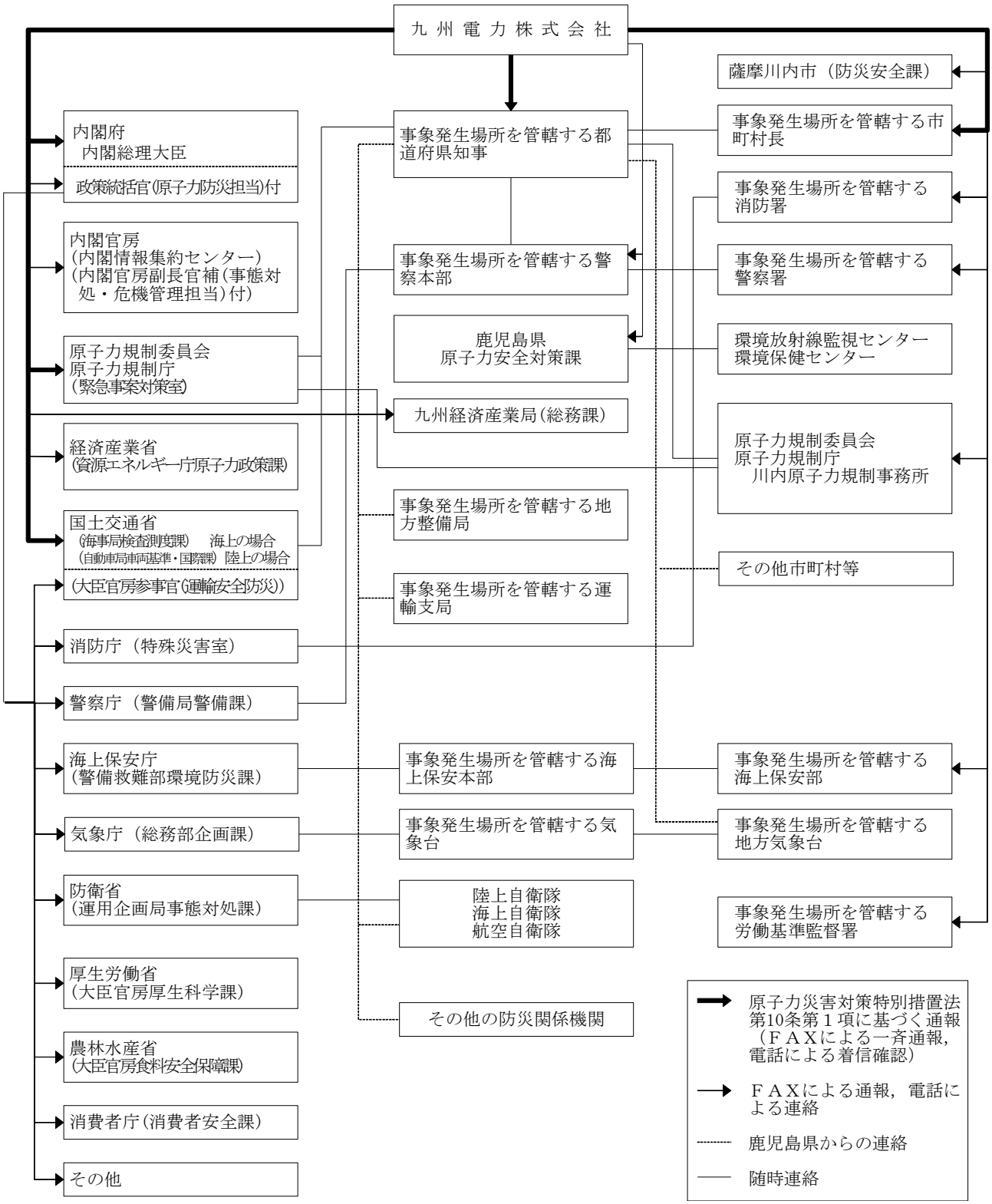

2　応急対策活動情報の連絡

〔実施責任：鹿児島県(関係課)，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村，自衛隊，第十管区海上保安本部，鹿児島地方気象台，九州電力〕

(1) 警戒事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡

ア　九州電力からの連絡等

九州電力は，県をはじめ原子力規制委員会，薩摩川内市，関係周辺市町，県警察本部，薩摩川内市消防局，串木野海上保安部，原子力防災専門官等に，施設の状況，九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに，国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部にも文書により連絡するものとする。なお，県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては，簡潔，明瞭に行うよう努めるものとする。

イ　国との連携

県は，国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに，九州電力等から連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，相互の連絡を密にするものとする。

ウ　薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

県，薩摩川内市及び関係周辺市町は，各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ　関係機関等との連携

県は，受入市町村，自衛隊，第十管区海上保安本部，鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において，九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。

オ　国事故現地警戒本部との連携

県は，国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡

ア　九州電力からの連絡等

九州電力は，県をはじめ官邸（内閣官房），原子力規制委員会，内閣府，薩摩川内市，関係周辺市町，県警察本部，薩摩川内市消防局，串木野海上保安部，原子力防災専門官等に，施設の状況，九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに，国事故対策本部及び国事故現地対策本部に連絡するものとする。なお，県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては，

簡潔，明瞭に行うよう努めるものとする。

イ　国との連携

県は，国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに，九州電力等から連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，相互の連絡を密にするものとする。

ウ　薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

県，薩摩川内市及び関係周辺市町は，各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ　関係機関等との連携

県は，受入市町村，自衛隊，第十管区海上保安本部，鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において，九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。

オ　現地事故対策連絡会議との連携

県は，国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

カ　広域連携

県は，必要に応じて，応急対策活動の状況等について，県内全市町村，熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

キ　薩摩川内市及び関係周辺市町からの関係機関等への連絡

薩摩川内市及び関係周辺市町は，事故の状況や，モニタリング情報，被害状況，避難等の状況，医療活動情報などの応急対策活動内容について，自治会，消防団，農協，漁協，要配慮者に係る施設（病院，福祉施設，学校，観光施設等）等へ電話・ＦＡＸ等を利用して連絡を行う。

また，薩摩川内市及び関係周辺市町が行う応急対策活動について，県，県警察，消防機関，その他の関係機関に対し，継続的に連絡する。

(3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）

ア　九州電力からの連絡等

九州電力の原子力防災管理者は，全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合，直ちに県をはじめ官邸（内閣官房），原子力規制委員会，内閣府，薩摩川内市，関係周辺市町，県警察本部，薩摩川内市消防局，串木野海上保安部，原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに，主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお，県は通報を受けた事象に対する九州電力への問い合わせについては簡潔，明瞭に行うよう努めるものとする。

イ　全面緊急事態の連絡

原子力規制委員会は，全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

ウ　オフサイトセンターでの対応

県は，国現地本部，指定公共機関，薩摩川内市，関係周辺市町，指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに，オフサイトセンターにおいて，原子力発電所の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能グループにそれぞれ職員を配置することにより，常時継続的に必要な情報を共有するとともに，県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また，県は，オフサイトセンターに派遣した職員に対し，県が行う緊急事態応急対策活動の状況，被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ　原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は，オフサイトセンターにおいて，必要な情報の収集・整理を行うとともに，県，薩摩川内市，関係周辺市町をはじめ九州電力，関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

３　一般回線が使用できない場合の対処

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課〕

(1) 国の指示等の確実な伝達

原子力規制委員会は，関係地方公共団体及び住民に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等多様な通信手段を用いて，原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。

(2) 県から市町村への連絡

県は，国から伝達された内容を市町村に確実に連絡するものとする。

なお，地震や津波等の影響に伴い，一般回線が使用できない場合は，衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し確実な伝達を図るものとする。

(3) 災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では，災害対策用移動通信機器（簡易無線機，ＭＣＡ用無線機，衛星携帯電話）や災害対策用移動電源車，可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を備蓄しており，災害時に県や市町村等に無償貸与することができることとなっている。

県は，九州総合通信局に対して，必要な通信機器等の貸し出しを要請するものとする。

第３節　活動体制の確立

１　県の活動体制

〔実施責任：鹿児島県（関係課），県警察〕

県は，第２章第１節に掲げる災害応急対策における対応基準及び第２章第２節に掲げる防災活動体制並びに以下の体制にしたがって，災害応急体制をとるものとする。

２　専門家の派遣要請

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，保健医療福祉課，県警察〕

県は，施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合，必要に応じ，あらかじめ定められた手続きに従い，国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

３　応援要請及び職員の派遣要請等

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，保健医療福祉課，県警察〕

(1) 応援要請

ア　他都道府県等に対する応援要請

県は，必要に応じ，あらかじめ締結された応援協定等に基づき，他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

イ　緊急消防援助隊の出動要請

県は，緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は緊急事態応急対策実施区域市町から要請があった場合は，消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

ウ　警察災害派遣隊の出動要請

県警察は，必要に応じ，警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

ア　関係機関への職員派遣要請

知事は，緊急事態応急対策のため必要と認めるときは，指定行政機関又は指定地方行政機

関の長に対し，職員の派遣を要請し，又は内閣総理大臣に対し，指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

イ　専門的事項の援助要請

知事は，緊急事態応急対策のため必要と認めるときは，指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し，放射線による人体の障害の予防，診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

４　自衛隊の派遣要請等

〔実施責任：危機管理課，災害対策課〕

知事は，国の原子力災害対策本部設置前において，自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町長から要請の要求があった場合は，直ちに派遣を要請するものとする。

また，原子力災害対策本部長又は知事は，自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには，速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

５　原子力被災者生活支援チームとの連携

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，秘書課，広報課，廃棄物・リサイクル対策課，環境保全課，保健医療福祉課，社会福祉課，健康増進課，生活衛生課，薬務課，商工政策課，ＰＲ観光課，国際交流課，雇用労政課，北薩地域振興局，鹿児島地域振興局，環境放射線監視センター，環境保健センター〕

(1) 原子力被災者生活支援チームの設置

国の原子力災害対策本部長は，原子力災害対策本部の下に，被災者の生活支援のため，環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

原子力被災者生活支援チームは，県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し，住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方自治体等との連絡・調整を行う。

(2) 原子力被災者生活支援チームとの連携

県は，災害対策本部を中心として，国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し，子供等をはじめとする健康管理調査等の推進，環境モニタリングの総合的な推進，適切な役割分

担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

６　防災業務関係者の安全確保

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，環境放射線監視センター，県警察〕

県は，緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

ア　適切な被ばく管理

県は，防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には，災害対策本部（又は現地本部）と現場指揮者との間で連携を密にし，適切な被ばく管理を行うとともに，災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

イ　二次災害の防止

二次災害発生の防止に万全を期するため，被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

(2) 防護対策

ア　防護資機材の装着等の指示

国は，関係地方公共団体等に対して，緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着,安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。

指示を受けた現地本部長，原子力災害医療対策班長は，オフサイトセンター放射線班と連携し，必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し，防護服，防護マスク，線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また，現地本部長は，緊急事態応急対策実施区域に係る市町やその他防災関係機関に対しても，防護服，防護マスク，線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ　防護資機材の調達の要請等

防護資機材に不足が生じた場合，又は生じるおそれがある場合には，現地本部長は，関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに，防護資機材が不足する場合には，関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において，防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア　放射線防護基準

緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は，原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが，防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

また，被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は，上述の指標を参考として，要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。

（参考）放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業	緊急作業	
実効線量		①５年間　１００ mSv	１００ mSv	２５０ mSv ※
		②１年間　５０ mSv	－	－
		③３ヶ月間　５ mSv（女子）	－	－
		④１ mSv（妊娠中の女子）		
等価線量	眼の水晶体	①５年間　１００ mSv	３００ mSv	
		②１年間　５０ mSv		
	皮膚	１年間　５００ mSv	１ Sv	
	腹部表面	２ mSv（妊娠中の女子）	－	

※：原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び15条の事象が発生した場合

核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年８月31日 原子力規制委員会告示第８号）

イ　被ばく管理

県は，県職員の被ばく管理を行うものとし，現地本部医療チームは，現地本部に被ばく管理を行う場所を設定し，必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

ウ　原子力災害医療対策班等との連携

県は，放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には，国（原子力緊急事態宣言後は，国現地本部等）に対し，専門派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

被ばく管理にあたっては，現地本部医療チーム及び環境放射線チームは，原子力災害医療対策班及び専門派遣チーム等と緊密な連携のもとに実施するものとする。また，必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

(4) 安全対策

ア　防護資機材の確保

県は，被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ　関係機関との情報交換

県は，被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため，オフサイトセンター等において，国，薩摩川内市，関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第４節　緊急時モニタリング

〔実施責任：原子力規制委員会，危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，環境放射線監視センター〕

１　原子力発電所において想定される放射性物質の放出形態

福島第一原子力発電所事故を踏まえると，原子力発電所からの放射性物質の放出形態は，複合的であることを十分考慮する必要がある。

大気への放出の可能性がある放射性物質

気体状のクリプトン，キセノン等放射性希ガス
揮発性の放射性ヨウ素，放射性セシウム
その他放射性物質のエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）

２　緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は，固定観測局等の稼働状況を確認し，異常がある場合には，代替機の設置や修理等を行い，平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は，固定観測局等の稼働状況を確認し，異常がある場合には，代替機の設置や修理等を行うとともに，平常時モニタリングの強化を行い，緊急時モニタリングの準備を開始する。また，原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い，国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

県は，施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には，国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。

国は，原子力災害対策指針等に基づき，緊急時モニタリング計画及び空間放射線量率の結果等を基に，緊急時モニタリング実施計画を策定する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は，緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は，県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき，緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて，緊急時モニタリングセンターの指揮の下，緊急時モニタリングを実施する。

(5) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

県は，緊急時モニタリングセンターを通じて，原子力発電所の状況，放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて，国の緊急時モニタリング実施計画の改定に協力する。

(6) モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認後，ＥＲＣチーム放射線班へ速やかに報告する。また，緊急時モニタリングセンター及びオフサイトセンター放射線班は，ＥＲＣチーム放射線班から緊急時モニタリングの評価結果等を受領する。オフサイトセンター放射線班はＥＲＣが行った緊急時モニタリング評価結果等をオフサイトセンター内で共有する。

県は，緊急時モニタリング計画等に沿って，オフサイトセンター内で共有された評価結果を，薩摩川内市及び関係周辺市町と共有する。

(7) 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は，必要な場合には，ＥＲＣチーム放射線班に対し，モニタリング要員の動員を要請する。

第５節　避難，屋内退避等の防護措置

１　避難，屋内退避等の防護措置の実施

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，学事法制課，保健医療福祉課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども福祉課，子育て支援課，高齢者生き生き推進課，交通政策課，広報課，北薩地域振興局，県警察，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村〕

(1) 避難準備

ア　住民の避難準備

県，薩摩川内市及び関係周辺市町は，原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で，あらかじめ定めてある避難計画に基づき，受入市町村へ避難の受入れ

準備を要請し，避難準備を整える。

イ　病院等医療機関等の避難準備

県，薩摩川内市及び関係周辺市町は，病院等医療機関，社会福祉施設，学校等施設，不特定多数の者が利用する施設（以下「医療機関等」という。）に対し，あらかじめ定めてある避難計画に基づき，避難先への避難の準備を要請し，避難準備を整える。

ウ　段階的避難への配慮

県は関係周辺市町に対し，ＰＡＺ内の住民等に対して避難指示が出された際には，同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど，ＰＡＺ内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて，ＵＰＺ内の住民等に対し周知を図るよう依頼するものとする。

(2) ＰＡＺ内における避難等の防護措置の実施

ア　施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備

県は，警戒事態発生時には，国の要請又は独自の判断により，施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先，輸送手段の確保等）を行うものとする。

また，県は，国の要請又は独自の判断により，ＵＰＺ外の市町村に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

イ　避難の準備等

県は，施設敷地緊急事態発生時には，国の要請又は独自の判断により，ＰＡＺ内における避難準備（避難先，輸送手段等の確保）を行うとともに，施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし，薩摩川内市にその旨を伝達するものとする。

また，県は，国の要請又は独自の判断により，ＵＰＺ内における屋内退避の準備を行うこととするとともに，ＵＰＺ外の市町村に対し，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

ウ　避難の実施等

県は，全面緊急事態に至ったことにより，内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し，ＰＡＺ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は，直ちに薩摩川内市に対し，住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに，住民避難の支援が必要な場合には薩摩川内市と連携し国に要請するものとする。

また，県は，ＰＡＺ内の避難の実施に併せ，国の指示又は独自の判断により，関係周辺市町に対し，屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに，ＵＰＺ外の市町村に対し，ＰＡＺ内から避難してきた住民等の受入れや関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに，必要に応じて，屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

エ　県の緊急措置

県は，原子力発電所の事故の進展が早く迅速な対応が必要な場合等は，薩摩川内市と連携して，ＰＡＺ内における避難を準備するとともに，避難が緊急に必要と判断したときは，国の指示等を待たずに，薩摩川内市に対し避難の指示を行うよう要請する。また，災害の発生により薩摩川内市が避難の指示を行うことができなくなった場合には，県が避難の指示を代行するものとする。

オ　薩摩川内市の緊急措置

薩摩川内市は，原子力発電所の事故の進展が早く国の指示，県からの要請等の発出前に避難が緊急に必要と判断したときは，住民等に対し避難の指示を行うものとする。

(3) ＵＰＺ内における緊急時防護措置の実施

ア　国や県の助言等

国は，放射性物質の放出後，県，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，緊急事態の状況により，ＯＩＬに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難，一時移転等の緊急事態応急対策の実施について，指示，助言等を行う。

また，県は，ＵＰＺ内の住民について，一時移転等の防護措置が必要となったとき，予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど，避難先として不適当である場合には，避難施設等調整システムを活用して，他の避難所を使用するよう，調整するものとする。

なお，県は，薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には，国による助言以外にも，避難指示等の対象地域，判断時期等について助言するものとする。

イ　国の指示等に基づく避難等の実施

県は，国の指示に従い，又は独自の判断により，薩摩川内市及び関係周辺市町に対し，住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに，住民避難の支援が必要な場合には薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し国に要請するものとする。

ウ　知事の意見陳述

知事は，国が指示を行うに当たり，国から事前に指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(4) ＵＰＺ外における防護措置の実施

ＵＰＺ外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については，基本的にＵＰＺ内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして，国の指示によりこれを実施するものとする。

(5) 感染症流行下での防護措置の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において，原子力災害が発生した場合，住

民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から，県民の生命・健康を守ることを最優先とする。

(6) 避難方法

ア　避難の手段

避難の際は，原則，自家用車両を利用するものとし，自家用車両による避難が困難な住民については，近所の方との乗り合い，若しくは，集合場所に参集し薩摩川内市，関係周辺市町等の準備した車両により避難を行う。

避難に当たっては，自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては，避難過程における感染拡大を防ぐため，避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離，人と人との距離の確保，マスクの着用，手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

イ　避難車両の手配

避難車両が不足する場合には，県が薩摩川内市，関係周辺市町からの依頼に基づき，県バス協会，消防機関，自衛隊等に要請し，手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

なお，県バス協会には「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき要請するものとする。

また，要配慮者の避難に当たっては，薩摩川内市及び関係周辺市町は，県及び九州電力と連携し，福祉車両を活用するものとする。

ウ　運送事業者への要請・指示

（ア）運送の要請

県は，緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。

（イ）運送の指示

県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示することができるものとする。

(7) 交通誘導

ア　県警察等による交通誘導

避難を円滑に実施するため，県警察等により避難経路の要所での交通誘導を強化する。県は，混雑が予想される避難退域時検査場所候補地及び交差点の情報を，あらかじめ県警察と共有するとともに，県警察は，住民を迅速・安全に避難させることができるよう，緊急時における交通誘導を円滑に実施できる体制を整えておくものとする。

イ　受入市町村の協力

受入市町村は，避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため，主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

(8) 受入市町村への指示

県は，市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は，迅速な避難を実施するため国の協力のもと，受入市町村に対し，収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

避難にあたっては，あらかじめ定めてある避難計画に基づく避難所に避難するものとするが，避難所の変更が必要な場合は，別途指示するものとする。

(9) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村の協力

避難開始当初は，薩摩川内市及び関係周辺市町は，住民の迅速な避難に全力を挙げるものとし，避難所の開設等避難住民の受入業務については，受入要請を踏まえてできるだけ受入市町村が行うなど，必要な協力を積極的に行うものとする。

薩摩川内市及び関係周辺市町は，避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに，できるだけ早期に受入市町村から避難所の運営の移管を完了するものとする。

(10) 甑島における対応

県は，ＰＡＺ内の避難の実施に合わせ，屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備を行うこととし，ＵＰＺ外の住民に対し，必要に応じて，屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うとともに，本土への避難の検討を行うものとする。

避難の際は，自家用の漁船・遊漁船・プレジャーボート等の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき，第十管区海上保安本部，自衛隊，フェリー及び高速船の運航者等に要請し，手配した船舶等により避難を行う。

本土の港への移動後は，県，薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。

(11) 県域を越える避難等に対する国への要請

県域を越える広域的な避難等を要する事態となり，広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には，原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(12) 家庭動物との同行避難

県は，災害の実態に応じて，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し，飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

(13) 住民等への避難指示

ア　避難指示の伝達

（ア）住民への避難指示

薩摩川内市及び関係周辺市町は，防災行政無線，広報車，ホームページ，テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），緊急速報（エリアメール等），ワンセグ放送等のあらゆる情報発信手段を活用して地域住民に対し避難指示等の伝達に努める。

また，自治会，消防団，農協，漁協，要配慮者に係る施設（病院，福祉施設，学校，観光施設等）等へ電話・ＦＡＸ等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお，連絡は，迅速に行い，内容は，正確かつ簡潔なものとする。

（イ）消防機関等への協力要請

薩摩川内市及び関係周辺市町は，避難・屋内退避等の指示を行う場合には，消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに，協力を要請する。

（ウ）避難所への市町職員の派遣

薩摩川内市及び関係周辺市町は，避難所に職員を派遣し，市（町）災害対策本部，受入市町村及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

なお，薩摩川内市及び関係周辺市町は，避難所においては，受入市町村の協力を得て，住民の避難状況を把握する。

（エ）行政機能移転の際の住民への周知

薩摩川内市及び関係周辺市町は，市（町）の庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できず，機能移転する場合には，その旨を住民に周知する。

（オ）受入市町村における住民への周知

受入市町村は，防災行政無線，ホームページ等を利用し，薩摩川内市及び関係周辺市町からの避難住民の受入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に周知する。

（カ）関係周辺市町における住民への周知

関係周辺市町は，ＰＡＺ内の住民等に対して避難指示が出された際には，同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど，ＰＡＺ内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて，ＵＰＺ内の住民等に対し，周知徹底を図るものとする。

（キ）県民への情報提供

県は，プレスリリース，ホームページ，原子力防災アプリ，テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），緊急速報（エリアメール等），ワンセグ放送等のあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について県民への情報提供に努める。

情報提供にあたっては，迅速に行い，内容は，正確かつ簡潔なものとする。

イ　避難誘導時の情報提供

県は，住民等の避難誘導に当たっては，避難対象市町に協力し，住民等に向けて，避難や避難退域時検査等の場所の所在，災害の概要，緊急時モニタリング結果や気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また，県は，避難や避難退域時検査等の場所の所在，災害の概要等の情報について，国現

地本部等に対しても情報提供するものとする。

2　避難所等

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，学事法制課，保健医療福祉課，障害福祉課，健康増進課，薬務課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，住宅政策室，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 避難所等の開設等の支援

県は，避難対象の市町や受入市町村に対し，必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所の開設，住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては，避難先における感染拡大を防ぐため，避難所等における感染者とそれ以外の者との分離，人と人との距離の確保，マスクの着用，手洗いなどの手指衛生等の感染対策を支援するものとする。

(2) 避難者情報の早期把握

県は，避難対象の市町や受入市町村と連携し，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否確認に努め，把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

(3) 避難所の生活環境整備

ア　生活環境の把握

県は，避難対象の市町や受入市町村と連携し，避難所における生活環境が，常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。

イ　避難の長期化等への配慮

県は，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等の常駐又は巡回の体制の状況，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理の状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，避難所の運営を安定的に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 避難所における被災者のケア

ア　被災者の健康状態の把握

県は，厚生労働省と連携し，避難所における被災者が，生活環境の激変に伴い，心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

イ　要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ医療機関や福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ＮＰＯ法人，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。

また，県は市町村と連携し，保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) 女性や子育て家庭への配慮

県は，避難対象の市町や多様な主体と連携し，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難の長期化に伴うホテル等の活用

県は，国及び避難対象の市町と連携し，災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等に鑑み，必要に応じて，旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に，ホテルや旅館等の避難が必要な要配慮者に対しては，ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し，宿泊施設の提供を行う。

(7) 住宅のあっせん等

県は，国及び避難対象の市町と連携し，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 応急仮設住宅の建設等

県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，避難対象の市町と連携し，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし，建設に当たっては，二次災害に十分配慮するとともに，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお，応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

３　広域避難

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課〕

(1) 広域避難に伴う避難所等の検討

薩摩川内市及び関係周辺市町は，災害の予測規模，避難者数等に鑑み，当該市町の区域外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において，県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるほか，事態に照らし緊急を要すると認めるときは，県知事に報告した上で，自ら他県内の市町村に協議することができる。

(2) 県の協力

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町から協議要求があった場合，他県と協議を行うものとする。

(3) 国や県の助言

国は，県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域避難について助言を行うものとし，県は，薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。

４　広域一時滞在

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課〕

(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討

避難対象の市町は，災害の規模，被災者の避難，収容状況，避難の長期化等に鑑み，避難対象区域外への広域的な避難及び避難所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

(2) 県の協力

県は，避難対象の市町から上記の協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，当該市町からの要請を待ついとまがないときは，当該市町の要請を待たずに，広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行うものとする。

(3) 国や県の助言

国は，県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとし，県は，避難対象の市町から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。

(4) 国による協議の代行

国は，県，薩摩川内市及び関係周辺市町が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要請を待ついとまがないときは，市町村の要請を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する県に代わって行うものとする。

(5) 広域的避難収容実施計画の作成

県は必要に応じ，原子力災害対策本部等に，広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

原子力災害対策本部等は，要請があった場合，広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するとともに，計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し，計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに，要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

(6) 広域的避難収容活動の実施

県は，被災の状況に応じて，避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

5　避難退域時検査及び簡易除染

〔実施責任：保健医療福祉課，原子力安全対策課，地域振興局〕

(1) 国の指示による実施

原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県に指示するものとする。

(2)　避難退域時検査等の実施

県は，九州電力等と連携し，ＯＩＬに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（避難に使用された車両及びその乗務員や携行物品を含む。ただし，放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

避難退域時検査場所は，候補地の中から，被災の状況，避難又は一時移転を指示された地域の人口，避難経路，避難車両数及び避難退域時検査場所の規模等を踏まえて選定する。

なお，避難に使用された車両については，避難先における放射能汚染を防止するため，避難退域時検査を行い，汚染が認められた場合には，自衛隊等関係機関の協力を得て簡易除染を行

うものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては，避難退域時検査場所における感染拡大を防ぐため，感染者とそれ以外の者との分離，人と人との距離の確保，マスクの着用，手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

６　安定ヨウ素剤の服用

〔実施責任：保健医療福祉課，薬務課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，原子力災害対策指針を踏まえ，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して，安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で，住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

ア　安定ヨウ素剤が事前配布されたＰＡＺ内の住民等に対しては，原子力緊急事態宣言が発出された時点で，直ちに，安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき，原子力災害対策本部又は地方公共団体から出される。

イ　県は，避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し，原子力災害対策本部の指示に基づき，または独自の判断により，住民等に対し，安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア　緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については，原則として，原子力規制委員会がその必要性を判断し，原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示するものとする。

イ　県は，避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し，原子力災害対策本部の指示に基づき，または独自の判断により，住民等に対し，原則として医師の関与の下で，安定ヨウ素剤を配布するとともに，服用を指示するものとする。ただし，時間的制約等により，医師を立ち会わせることができない場合には，薬剤師の協力を求める等，あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

７　要配慮者への配慮

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，学事法制課，保健医療福祉課，健康増進課，障害福祉課，子ども福祉課，子育て支援課，高齢者生き生き推進課，ＰＲ観光課，雇用労政課，国際交流課，県教育庁〕

(1) 要配慮者への配慮

県は，避難対象の市町及び受入市町村や多様な主体と連携し，国の協力を得て，避難誘導，避難所での生活に関しては，要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し，避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者については，薩摩川内市及び関係周辺市町の「要配慮者避難支援プラン」等に基づき，避難支援者，地元自治会，自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。在宅の要配慮者を避難させた場合は，その旨を県に速やかに連絡するものとする。

(3) 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は，原子力災害が発生し，避難のための立退きの指示等があった場合は，あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき，医師，看護師，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入院患者，外来患者，見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者，外来患者，見舞客等を避難させた場合は，県及び避難対象の市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また，県は，ＵＰＺ内の病院等医療機関について，一時移転等の防護措置が必要となった場合は，国の協力のもと，医師会等の関係機関と連携し，避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は，国に対し，受入れ協力を要請するものとする。

(4) 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は，原子力災害が発生し，避難のための立退きの指示等があった場合は，あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は，県及び避難対象の市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また，県は，ＵＰＺ内の社会福祉施設について，一時移転等の防護措置が必要となった場合は，避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった社会福祉施設の避難先を調整するものとする。被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は，国に対し，社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等，避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

(5) 学校等施設における避難措置

学校等施設において，生徒等の在校時に原子力災害が発生し，避難のための立退きの指示等があった場合は，あらかじめ定めた避難計画等に基づき，教職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また，生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は，所管する地方自治体（県又は市町）に

対し速やかにその旨を連絡するものとする。

(6) 避難誘導・移送体制時の留意事項

要配慮者においては，避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には，放射線防護対策が実施された屋内退避施設などへの屋内退避措置をとり，移動手段や他の防護措置を確保し，移動によるリスクが低いことを確認できた後に，医師，看護師，介護福祉士，教諭，保育士等のサポートにより，避難を行うものとする。

8　不特定多数の者が利用する施設における避難措置

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，生活衛生課，ＰＲ観光課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

興行場，駅，ショッピングセンター，その他の不特定多数の者が利用する施設において，原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は，あらかじめ定めた避難計画等に基づき，施設の利用者等を避難させるものとする。

また，施設の利用者を避難させた場合は，市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9　警戒区域の設定，避難の指示の実効を上げるための措置

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，広報課，漁港漁場課，道路維持課，港湾空港課〕

県は，現地対策本部，関係機関等と連携し，避難対象の市町長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について，外部から車両等が進入しないよう指導するなど，警戒区域の設定，避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10　飲食物，生活必需品等の供給

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，生活衛生課，農産園芸課，市町村，自衛隊〕

(1) ニーズに応じた物資の確保・供給

県は，国，市町村，企業，ＮＰＯ法人などの関係機関と協力し，被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお，被災地で必要とされる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者のニーズや，男女

のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 物資の被災者への供給

県は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 物資の調達の要請

県及び避難対象の市町は，供給すべき物資が不足し，調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

(4) 被災市町への支援

県は，避難対象の市町において備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど，その事態に照らし緊急を要し，当該市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで，当該市町に対する物資を確保し輸送するものとする。

(5) 運送事業者への要請・指示

ア　運送の要請

県は，緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

イ　運送の指示

県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示することができるものとする。

第６節　治安の確保及び火災の予防

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，消防保安課，
県警察，第十管区海上保安本部，市町村〕

県は，緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保，火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し，万全を期すとともに，国と協力のうえ火災予防に努めるものとする。

１　災害に乗じた各種犯罪の未然防止

特に，関係機関は避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺（海上を含む）において，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し，速やかな治安の確保，火災の予防等に努めるものとする。

２　災害に乗じた社会的混乱の抑制

県警察等関係機関は，避難対象区域に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第７節　飲食物の摂取制限及び出荷制限

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，森林経営課，社会福祉課，生活衛生課，水産振興課，農政課，農産園芸課，畜産振興課，家畜防疫対策課〕

１　摂取制限の実施

国は，放射性物質が放出された後，ＯＩＬに基づき，一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう，関係地方公共団体に指示することとされている。県は，国の指示に基づき，当該対象地域において，地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

２　汚染検査の実施

国は，ＯＩＬに基づき，緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し，都道府県等における検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。また，国は，当該検査の結果を取りまとめ，その結果に基づき，ＯＩＬの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。県は，原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ，国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け，又は独自の判断により飲食物の検査を実施する。また，県は，国の指導・助言及び指示に基づき，又は独自の判断により，代替飲食物の供給等に配慮しつつ，飲食物の出荷制限及び摂取制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

３　市町村からの摂取制限等の指示

(1) 飲用水の摂取制限

緊急事態応急対策実施区域を含む市町は，当該区域内及び当該区域の住民等に対し，汚染水

源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

(2) 飲食物の摂取制限

緊急事態応急対策実施区域を含む市町は，当該区域内の住民等に対し，汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

(3) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

緊急事態応急対策実施区域を含む市町は，当該区域内の放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林畜水産物の生産者，出荷機関及び市場の責任者等に対し，汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止，出荷制限等を行うものとする。

４　摂取制限時の住民への飲食物等の供給

県は，飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示したときは，鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）第３部第３章第２節の「食料の供給」及び第３部第３章第３節の「応急給水」に基づき，市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

第８節　緊急輸送活動

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，消防保安課，
交通政策課，道路維持課，県警察〕

１　緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県は，緊急事態応急対策実施区域を含む市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため，必要があるときは，次の順位を原則として調整するものとする。

第１順位　人命救助，救急活動に必要な輸送
第２順位　避難者の輸送（ＰＡＺなど緊急性の高い区域からの優先的な避難），災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第３順位　緊急事態応急対策を実施するための要員，資機材の輸送
第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第５順位　その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

① 救助・救急活動，医療・救護活動に必要な人員及び資機材
② 負傷者，要配慮者を中心とした避難者等
③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員，原子力災害合同対策協議会構成員，

国の専門家，緊急時モニタリング要員，情報通信要員等）及び必要とされる資機材

④　コンクリート屋内退避所，避難所を維持・管理するために必要な人員，資機材

⑤　食料，飲料水等生命の維持に必要な物資

⑥　その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア　緊急輸送の実施

県は，関係機関との連携により，輸送の優先順位，乗員及び輸送手段の確保状況，交通の混雑状況等を勘案し，円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ　支援の要請

県は，人員，車両，船舶等の調達に関して，別表１４の関係機関のほか，輸送関係省庁に支援を要請するとともに，必要に応じ受入市町村，その他県内市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

さらに人員，車両，船舶等が不足するときは，原子力災害合同対策協議会等の場において，人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

別表14　関係機関

支援内容	関係機関
車両の確保依頼	・公益社団法人鹿児島県バス協会 ・一般社団法人鹿児島県タクシー協会 ・公益社団法人鹿児島県トラック協会
船舶の確保依頼	・甑島商船株式会社

２　緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

ア　重要度を考慮した交通規制

県警察は，緊急輸送のための交通確保については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては，ＰＡＺなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

イ　専門家等の先導

国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては，あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 陸上交通の確保

ア　交通状況の迅速な把握

県警察は，現地の警察職員，関係機関等からの情報に加え，交通監視カメラ，車両感知器等を活用して，交通状況を迅速に把握するものとする。

イ　交通規制等

県警察は，緊急輸送を確保するため，必要に応じて，一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また，交通規制を行うため，必要に応じて，警備業者等との応援協定に基づき，交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は，交通規制に当たって，原子力災害合同対策協議会において，道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

(3) 海上輸送

離島である場合や陸上輸送が困難な場合，または海上輸送が合理的であると認められる場合には，海上自衛隊，第十管区海上保安本部及び九州運輸局の協力のもとに海上輸送を実施するものとする。

第９節　救助・救急，消火及び医療活動

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，保健医療福祉課，薬務課，北薩地域振興局，薩摩川内市，関係周辺市町〕

１　救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

県は，避難対象の市町の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう，必要に応じ他都道府県又は九州電力その他の民間の協力により，救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 応援の要請

県は，避難対象の市町から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき，又は災害の状況等から必要と認められるときは，消防庁，県内他市町村，九州電力等に対し，応援を要請するものとする。

この場合，必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

県は，避難対象の市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内

の消防力では対処できないと判断した場合は，速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し，その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。

なお，要請時には以下の事項に留意するものとする。

① 救助・救急及び火災の状況，並びに応援要請の理由，応援の必要期間

② 応援要請を行う消防機関の種別と人員

③ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

(4) 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

２ 医療活動等

(1) 災害医療活動との連携

県は，被災地の医療機関と協力し，原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ，拠点となる原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際，災害拠点病院やＤＭＡＴ等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

(2) 原子力災害拠点病院等の状況把握

県は，国及び拠点となる原子力災害拠点病院と協力し，原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。

(3) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

県は，必要に応じて，速やかに拠点となる原子力災害拠点病院又は国に対し，原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。

(4) 活動場所の確保

県は，原子力災害医療派遣チーム等の活動場所（原子力災害拠点病院，救護所，広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。

(5) 原子力医療活動体制

県は，別表１５のとおり，原子力災害医療体制を編制し，別表１６「原子力災害医療の提供の流れ」により緊急医療活動を行う。

また，県は，必要と認められる場合は，国立病院，国立大学病院，県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し，医師，看護師，薬剤師，放射線技師等の人員派遣及び薬剤，医療機器等の提供を要請するものとする。

(6) 関係機関と連携した住民の除染等

医療チームは，必要に応じて国，高度被ばく医療支援センター，原子力災害医療・総合支援センター，九州電力などの指定公共機関等と連携して，災害対応の段階や対象区域等に応じた住民等の汚染検査，除染等を実施するとともに，必要に応じ治療を行うものとする。

また，コンクリート屋内退避所，避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

(7) 原子力発電所内で放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）が発生した場合の対応

九州電力は，原子力発電所内の医療施設において，被ばく傷病者等に対し可能な範囲で，心肺蘇生，止血等の必要な応急処置とともに，サーベイランス，汚染検査を行った後，除染，汚染拡大防止措置等を行うものとする。

なお，被ばく傷病者等の被ばく線量，汚染の程度，全身状態等に応じ，関係機関と連携し，適切な原子力災害拠点病院に搬送を行うものとする。被ばく傷病者等の搬送及び診療に際しては，放射線管理要員が随行し，汚染拡大防止，搬送機関や医療機関の職員の放射線防護，被ばく傷病者等の汚染状態の評価，汚染検査・除染など，放射線管理に必要な措置の実施に協力するものとする。

ただし，放射線管理要員がやむを得ず被ばく傷病者等に随行できない場合には，被ばく傷病者等の被ばく線量，汚染状況を説明し，汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

また，関係機関に対し，必要な連絡・調査を行うものとする。

(8) 被ばく傷病者等の専門病院への搬送要請

県は，高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの被ばく傷病者等の搬送について，自ら必要と認める場合又は避難対象の薩摩川内市及び関係周辺市町等から要請があった場合は，消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

(9) 健康相談窓口の設置等

県は，地域住民の被ばくに対する健康不安等に対応するため，健康相談窓口を設置するものとし，必要に応じ，市町村等と連携して相談に応じるものとする。

(10) 緊急時の住民等の被ばく線量の実測

国，指定公共機関及び県は連携し，原子力緊急事態宣言発出後，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，住民等に対して，緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング，放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

別表15　原子力災害医療体制

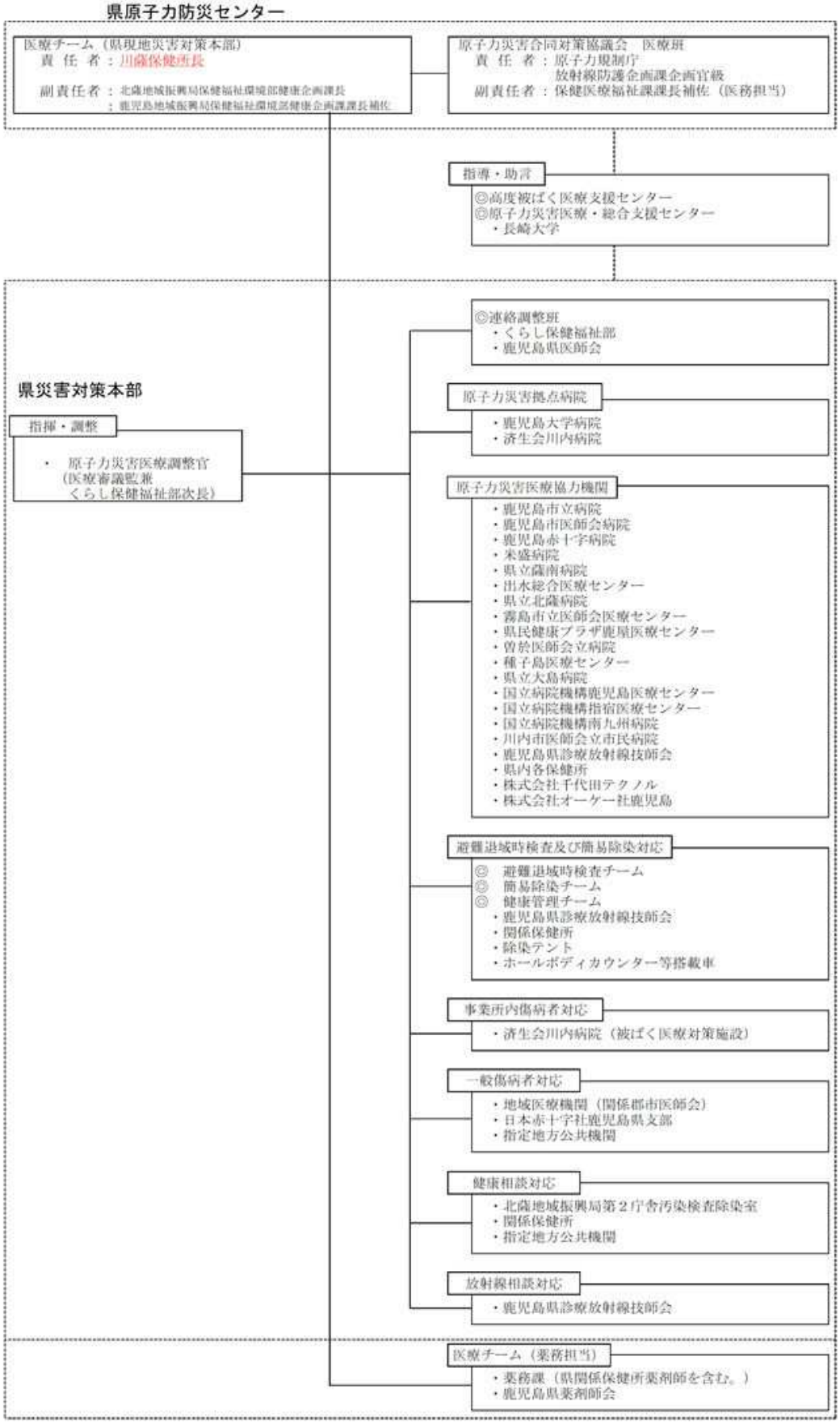

別表16　原子力災害医療の提供の流れ

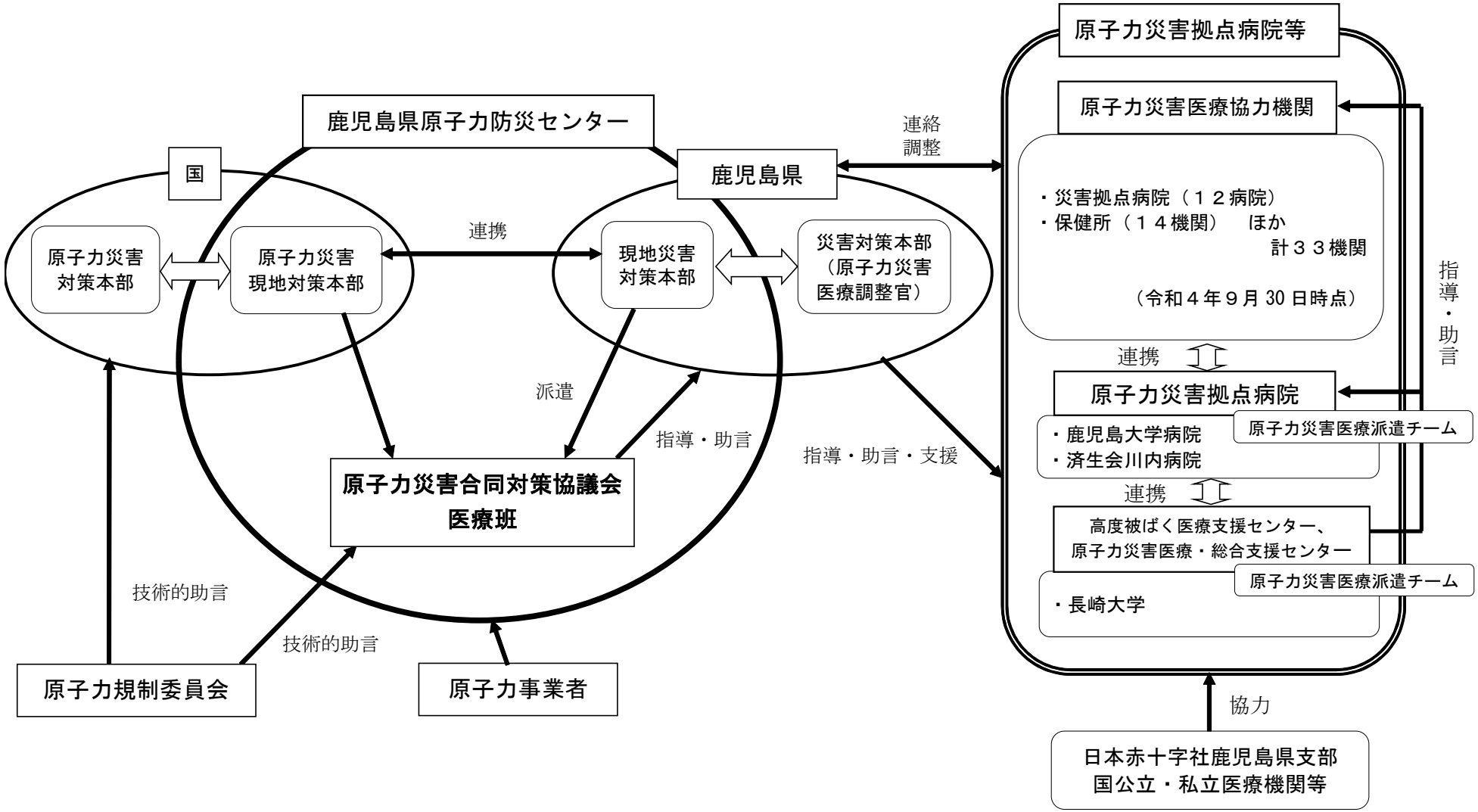

第10節　住民等への的確な情報伝達活動

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，保健医療福祉課，健康増進課，障害福祉課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，水産振興課，ＰＲ観光課，国際交流課，北薩地域振興局，薩摩川内市，関係周辺市町，第十管区海上保安本部〕

流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問合せ，要望，意見などが数多く寄せられるため，国や市町村と連携し適切な対応を行える体制を整備する。

１　住民等への情報伝達活動

(1) 的確な情報提供等

県は，放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し，緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ，異常事態による影響をできるかぎり低くするため，住民等に対する的確な情報提供，広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

その体制等は別表１７「広報体制」，別表１８「主な広報事項」とする。

(2) 様々な手段を活用した情報提供

県は，住民等への情報提供にあたっては国及び緊急事態応急対策実施区域を含む市町と連携し，情報の一元化を図るとともに，情報の発信元を明確にし，あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また，利用可能な様々な情報伝達手段を活用し，繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに，情報の空白時間がないよう，定期的な情報提供に努めるものとする。

※　県の広報体制

※　県が行う広報事項

※　避難に当たっての住民等への指示事項

※　避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

(3) 住民のニーズを踏まえた情報提供

県は，周辺住民のニーズを十分把握し，原子力災害の状況（原子力発電所の事故の状況，緊急時モニタリングの結果及び気象情報等）農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況，県や国，市町村が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお，その際，民心の安定並びに要配慮者，一時滞在者，在宅での避難者，応急仮設住宅と

して供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 情報提供時の留意事項

県は，原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表，広報活動を行うものとする。その際，その内容について原子力災害対策本部，国現地本部，指定行政機関，公共機関，関係地方公共団体，九州電力等と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 報道機関の協力やインターネット等の活用

県は，情報伝達に当たって，広報誌，広報車等によるほか，テレビやラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）などの放送事業者，電気通信事業社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット（ホームページ，ツイッター，フェイスブック等のソーシャルメディア），原子力防災アプリ等を活用し，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(6) 被災者への適切な情報提供

県は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

※　避難所における住民等に対する留意事項

(7) 周辺海域の船舶に対する情報提供

県は，放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及ぶおそれのある場合は，第十管区海上保安本部に対し，その旨を通報するとともに，周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また，鹿児島県無線漁業協同組合に緊急通信の実施を要請し，周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

(8) 安全な海域への避難指示

第十管区海上保安本部長は，県災害対策本部長から放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び又は及ぶおそれがある旨の通報があったときは，巡視船艇，航空機による広報，緊急通信等により，直ちに周辺海域の船舶に対し必要な情報を提供するとともに，安全な海域への避難を指示するものとする。

また，第十管区海上保安本部に緊急通信の実施を要請し，周辺海域の船舶に対して情報の提供を行うものとする。

2　住民等からの問い合わせに対する対応

県は，災害対策本部を設置したときは，住民や企業等からの相談，問い合わせ等に対応するための相談窓口を県行政庁舎内に開設するものとする。

また，問い合わせの対応に当たり，住民等のニーズを見極め，情報を収集し，整理を行うものとする。

別表17　広報体制

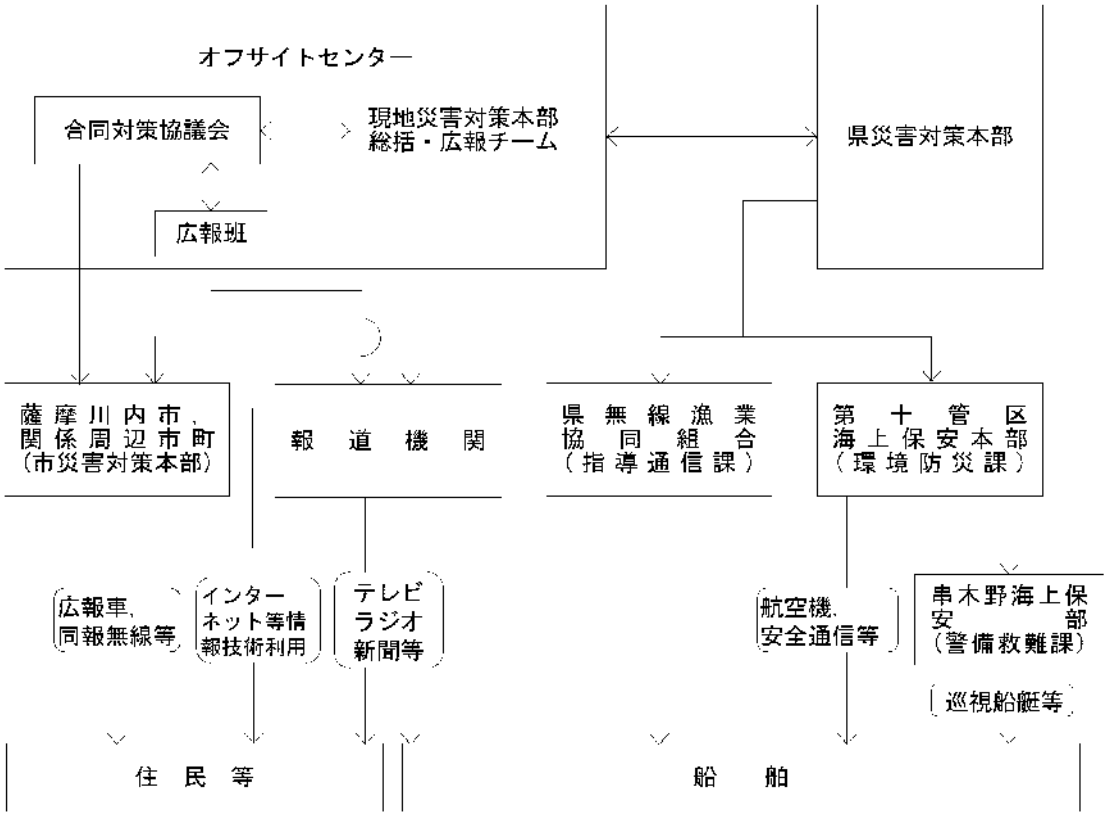

別表18　主な広報事項

1	異常事象が生じた施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	オフサイトセンター，県，関係市及び防災関係機関の対策状況
5	住民等がとるべき行動及び注意事項
6	その他必要と認める事項

第11節　自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生の報道を受けて，国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れについて，県，国，市町村及び関係団体は，適切に対応するものとする。

１　ボランティアの受入れ等

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，広報課，保健医療福祉課，社会福祉課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，高齢者生き生き推進課，国際交流課，市町村〕

(1) 被災地のニーズの把握・調整等

県，国，市町村及び関係団体は，相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

(2) 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては，被ばくに留意し，老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等，ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ

〔実施責任：広報課，社会福祉課〕

(1) 義援物資の受入れ

ア　被災地のニーズの広報

県は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。

イ　義援物資を提供する場合の配慮

国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ・迅速な配分

県は，被害の程度や被災地の状況等を考慮し，関係団体と義援金の募集を行う。義援金の配分については，県が義援金収集団体と配分委員会を組織し，市町村とも十分協議の上，定めるものとする。その際，配分方法を工夫するなどして，出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第12節　行政機能の移転及び業務継続に係る措置

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，人事課，その他関係課，北薩地域振興局，県警察，県教育庁，薩摩川内市，関係周辺市町〕

1　行政機能の移転

県は，庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合，あらかじめ定めた行政機能移転先へ退避するとともに，その旨を住民等へ周知する。なお，行政機関においては住民等の避難，学校等においては生徒等の避難を優先したうえで機能移転を実施するものとする。

なお，機能移転する場合には，その旨を防災関係機関に連絡するものとする。

2　防護資機材の代替オフサイトセンターへの搬送

県，薩摩川内市及び関係周辺市町は，防護資機材の集積場所であるオフサイトセンター及び各市町庁舎などが避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合には，自衛隊等へ協力を要請し，防護資機材を代替オフサイトセンターへ搬送する。

なお，放射性物質放出後は，防護資機材の搬送を中止する。

集積後の防護資機材については，県が一括管理するものとする。

3　行政機能移転先での必要な業務の実施

県は，あらかじめ定めた業務継続計画に基づき，災害応急対策をはじめとして，行政機能の移転後も継続する必要がある業務については，行政機能移転先において継続して実施するものとする。

4　市町への支援

県は，市町の庁舎等が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合，当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第13節　家畜の飼養管理・飼料管理の指導

〔実施責任：畜産振興課，家畜防疫対策課〕

県は，放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されることがないよう，市町村はもとより，国・関係機関・団体と連携のうえ，農家及び飼料取扱い業者に対し，放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。

第14節　原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定

〔実施責任：鹿児島空港事務所〕

鹿児島空港事務所長は，原子力発電所において原子力災害が発生し，航空機の飛行に関し，危険を生ずるおそれがある場合は，必要に応じて飛行自粛の要請や航空法第８０条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定を行い，その旨を関係機関に指示するものとする。

第５章　複合災害時対策

第１節　基本方針

本章は，複合災害時の災害応急対策について定めるものである。

複合災害時において，原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないよう，以下の事項について特に留意して取り組むものとする。

第２節　災害応急体制

複合災害時における災害応急体制は，第２章第１節に準じる。

災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うこととする。

１　災害警戒本部の組織，構成，各構成員の所掌事務は，別表１９及び別表２０のとおりとする。

２　災害対策本部の組織，構成，各対策部の所掌事務は，別表２１及び別表２２のとおりとする。

３　現地本部の組織，構成，各チームの所掌事務は，別表２３及び別表８のとおりとする。

４　緊急時体制における現地本部等の組織は，別表９，原子力災害合同対策協議会の構成員等は別表１０に準拠する。

第３節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，水産振興課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して，複合災害時において，一般回線が使用できない場合は，別途整備されている県防災行政無線，専用回線及び衛星回線等，あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

第４節　緊急時モニタリングの実施

〔実施責任：原子力規制委員会，原子力安全対策課，
環境放射線監視センター〕

１　測定局が被災した場合の対応

緊急時モニタリングセンターは，モニタリングポストなどの固定測定局が被災した場合，モニタリングカー，可搬型モニタリングポスト等の設備・機器による緊急時モニタリングを状況に応じて実施する。

２　現場の状況等を勘案した実施計画作成

国は，緊急時モニタリング計画及び空間放射線量率の結果等を基に，道路の被災状況や要員の参集状況等を勘案し，緊急時モニタリング実施計画を作成するものとする。

第５節　避難，屋内退避等の防護措置の実施

１　避難，屋内退避等の対応方針

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対
策課，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方

複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や，地震，津波，暴風雨等の自然災害による家屋の損壊など，屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には，当該自然災害に対する避難行動を，原子力災害に対する避難行動よりも優先させ，人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

なお，新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において，自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には，密集を避け，極力分散して退避することとし，これが困難な場合は，あらかじめ準備をしているＵＰＺ外の避難先へ避難する。

また，ＵＰＺ内の自宅等で屋内退避を行う場合には，放射性物質による被ばくを避けることを優先し，屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。

(2) 初期対応段階での避難等の検討

複合災害時には，屋内退避，避難等に時間を要するなど，避難の困難性が増すことが予想されるため，県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して，ＰＡＺ内における予防的防護措置について初期対応段階で検討するものとする。

また，国が，原子力災害の観点から，屋内退避指示を出している中で，自然災害を原因とす

る緊急の避難等が必要となった場合には，人命最優先の観点から，当該地域の住民に対し，県，薩摩川内市及び関係周辺市町の独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には，国と緊密な連携を行うものとする。

(3) 被災状況に応じた避難，屋内退避等の検討

避難，屋内退避等の防護措置は，第４章第５節を基本としたうえで，複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて，避難，屋内退避等を検討するものとする。

(4) 地震により家屋による屋内退避ができない場合の考え方

ＵＰＺ内において，地震により家屋が倒壊したり，相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には，薩摩川内市及び関係周辺市町により設定される近隣の避難所等にて，まずは屋内退避を実施するものとする。

その上で，仮に，近隣の避難所に収容できない場合には，地震による影響がない避難所をＵＰＺ内外を含め選定し，避難させるなど，状況に応じ柔軟に対応するものとする。

２　避難誘導時の配慮

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，広報課，保健医療福祉課，社会福祉課，障害福祉課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，県教育庁，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

(1) 危険箇所の情報提供

県は，住民等の避難誘導にあたっては，薩摩川内市，関係周辺市町及び受入市町村と協力し，複合災害時の建築物，ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について，十分注意するよう，周辺住民，自主防災組織，消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。

(2) 関係機関等の協力

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町が行う要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては，周辺住民，自主防災組織，消防機関及び県警察等の協力を得ながら，避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。

３　広域避難体制

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，生活衛生課，住宅政策室，薩摩川内市，関係周辺市町，防災関係機関〕

(1) 避難所等の被害状況把握

県は，複合災害時に避難所等の被害が想定されるときは，薩摩川内市及び関係周辺市町を通じて，その状況を迅速に把握するものとする。

(2) 受入市町村の協力

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は，受入市町村に対し，収容施設の供与と開設及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

(3) 避難経路

避難経路については，努めて幹線道路を通ることとするが，道路の被災状況に応じて対応するものとする。

(4) 避難先での地域コミュニティの維持

県は，避難先について，地域コミュニティの維持に着目し，努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定するよう薩摩川内市及び関係周辺市町に助言するものとする。

(5) 避難等の長期化による物資の確保等

県は，薩摩川内市，関係周辺市町及びその他防災関係機関と協力し，退避・避難の長期化等による物資の確保，衛生環境の維持，家庭動物のためのスペースの確保について対策を実施する。

(6) 避難所における情報提供

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し，避難所等において情報を的確に住民に伝達するものとする。

(7) 応急仮設住宅の供給

県は，薩摩川内市及び関係周辺市町と協力し，災害のため，住家が全焼，全壊，流失，又は住家に直接被害がなくても長期にわたり自らの住家に居住できない場合で，自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅を供給する。

第６節　緊急輸送活動体制の確立

〔実施責任：自衛隊，指定地方行政機関，危機管理課，災害対策課，消防保安課，交通政策課，道路維持課，管財課，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村，その他防災関係機関〕

１　代替輸送道路の確保

県は，複合災害時の道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村及び指定地方行政機関と協力し，道路の通行状況等について迅速に情報を収集するとともに，必要に応じて代替輸送道路を確保する。

２　車両等の確保等

県は，薩摩川内市，関係周辺市町，受入市町村及びその他防災関係機関と協力し，状況の進展に備えて即時に対応できるよう，車両等を確保・待機させるなどの対応を行うものとする。

３　代替輸送手段の調整

県は，災害の状況を勘案し，海上輸送やヘリコプター輸送等も含めた輸送手段の調整を行うものとする。

第７節　救助・救急，消火及び医療活動

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，薬務課，県警察，薩摩川内市，関係周辺市町〕

県は，薩摩川内市，関係周辺市町，消防機関，県警察等と連携し，複合災害時の救助・救急，消火活動により，要員や資機材が不足する場合は，広域的な応援を要請する。また，複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し，安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

第８節　住民等への的確な情報伝達活動

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，広報課，水産振興課，北薩地域振興局，鹿児島地域振興局，薩摩川内市，関係周辺市町等〕

１　原子力発電所情報の定期的な広報

県は，国，薩摩川内市，関係周辺市町と連携し，複合災害時の初動期においては，原子力発電所に異常がない場合でも，その旨を定期的に広報するものとする。

２　情報伝達手段の確保

県は，複合災害時に情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは，必要に応じて代替手段を検討し，確実に情報が伝達できるよう努めるものとする。

３　住民相談窓口の設置

県は，災害対策本部を設置したときは，住民や企業等からの相談，問い合わせ等に対応するための相談窓口を県行政庁舎内に開設するものとする。

４　広域的な情報提供

県は，事故の影響が広域的に及ぶときには，必要に応じて，事故の状況等について，県内全市町村，熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

別表19　災害警戒本部の組織図（複合災害時）

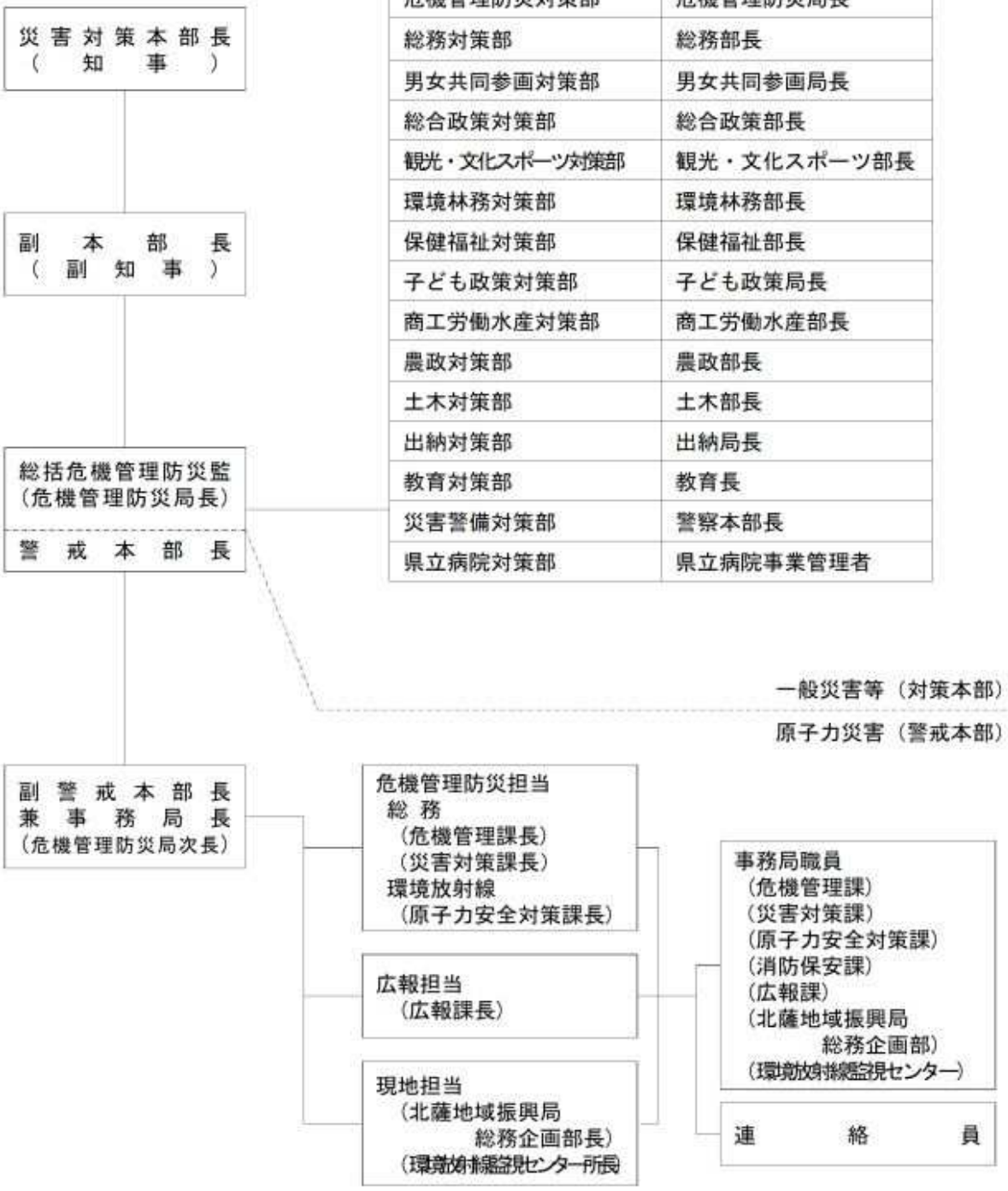

対策部名	部　長
危機管理防災対策部	危機管理防災局長
総務対策部	総務部長
男女共同参画対策部	男女共同参画局長
総合政策対策部	総合政策部長
観光・文化スポーツ対策部	観光・文化スポーツ部長
環境林務対策部	環境林務部長
保健福祉対策部	保健福祉部長
子ども政策対策部	子ども政策局長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長
出納対策部	出納局長
教育対策部	教育長
災害警備対策部	警察本部長
県立病院対策部	県立病院事業管理者

別表20　災害警戒本部の組織，構成，所掌事務（複合災害時）

職　　名	充　当　職	所 掌 事 務
警　戒　本　部　長	総括危機管理防災監 ※一般災害等における 危機管理防災対策部長を兼務	知事の命を受け，警戒本部の事務を統括する。
副 警 戒 本 部 長	危機管理防災局次長	警戒本部長を補佐し，警戒本部長に事故あるときは，その職務を代理する。
事　務　局　長	危機管理防災局次長	警戒本部長の命を受け，情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。
危機管理防災担当総務	危機管理課長 ※自然災害以外の災害における 本部連絡班長 災害対策課長 ※自然災害における 本部連絡班長	原子力発電所や環境放射線モニタリング情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。
環境放射線	原子力安全対策課長	
広　報　担　当	広報課長	
現　地　担　当	北薩地域振興局総務企画部長 環境放射線監視センター所長	
事　務　局　職　員	危機管理課職員 災害対策課職員 原子力安全対策課職員 消防保安課職員 広報課職員 北薩地域振興局総務企画部職員	上司の命を受け，警戒本部の事務を処理する。
	環境放射線監視センター職員	環境放射線モニタリングによる周辺環境の状況把握
連　絡　員	関係部(局･室･庁)において鹿児島県災害対策本部規程の連絡員に充てられている職員	上司の命を受け，関係部署との連絡にあたる。

※一般災害対策等における東京地方連絡部，災害対策支部における所掌事務等については，各編に定めるとおりとする。

別表21　対策本部体制における災害対策本部の組織図（複合災害時）

別表21　対策本部体制における災害対策本部の組織図（複合災害時）

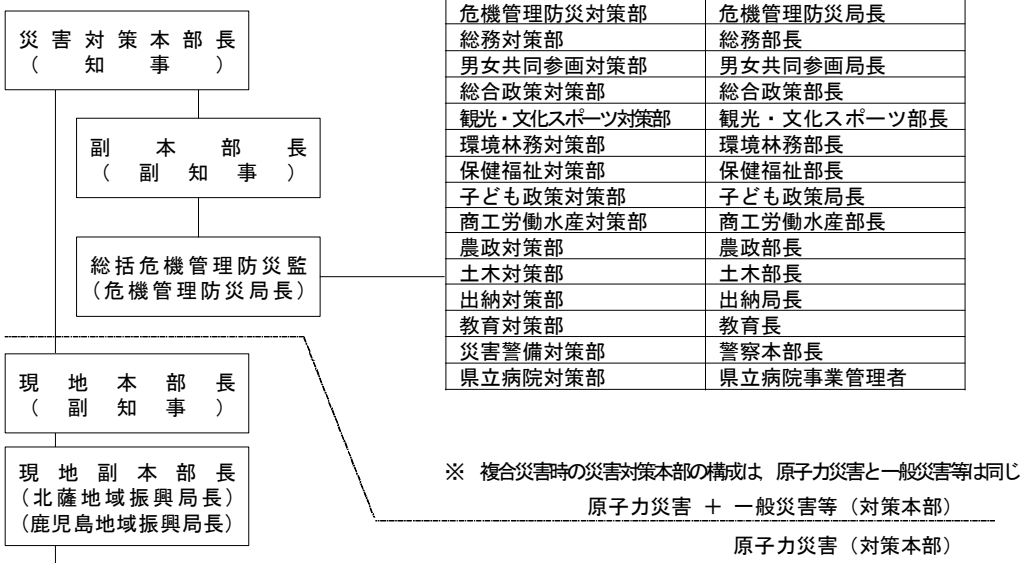

対策部名	部　長
危機管理防災対策部	危機管理防災局長
総務対策部	総務部長
男女共同参画対策部	男女共同参画局長
総合政策対策部	総合政策部長
観光・文化スポーツ対策部	観光・文化スポーツ部長
環境林務対策部	環境林務部長
保健福祉対策部	保健福祉部長
子ども政策対策部	子ども政策局長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長
出納対策部	出納局長
教育対策部	教育長
災害警備対策部	警察本部長
県立病院対策部	県立病院事業管理者

対策部名	責任者	副責任者	担　当
総括・広報チーム	北薩地域振興局 総務企画部長 鹿児島地域振興局 総務企画部長	(連絡調整担当) 北薩地域振興局　総務企画部　総務企画課長 鹿児島地域振興局　総務企画部　総務企画課長 (広報担当) 原子力安全対策課原子力安全対策監	(現地本部連絡担当) 危機管理課　消防保安課　秘書課 北薩地域振興局 総務企画部　農林水産部　建設部 鹿児島地域振興局　総務企画部 (広報担当) 広報課　危機管理課　消防保安課 北薩地域振興局　総務企画部 鹿児島地域振興局　総務企画部
環境放射線チーム	環境放射線監視センター所長	(モニタリング担当)環境放射線監視センター放射線監視室長 (解析・評価担当)　環境放射線監視センター放射能分析室長	(放射線担当) 環境放射線監視センター 環境保健センター
医療チーム	川薩保健所長	北薩地域振興局 保健福祉環境部　健康企画課長 鹿児島地域振興局 保健福祉環境部　健康企画課長	(救助担当) 社会福祉課 (薬務担当) 薬務課 北薩地域振興局　保健福祉環境部 鹿児島地域振興局　保健福祉環境部 (救護担当) 保健医療福祉課 北薩地域振興局　保健福祉環境部 鹿児島地域振興局　保健福祉環境部
住民安全チーム	北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課長	(保健福祉担当) 鹿児島地域振興局　保健福祉環境部　地域保健福祉課長 (避難担当) 北薩地域振興局　総務企画部　総務企画課課長補佐 鹿児島地域振興局　総務企画部　総務企画課課長補佐 (輸送(公共交通)担当) 交通政策課課長補佐 (文教担当) 北薩教育事務所長 鹿児島教育事務所長 (飲食物安全担当) 北薩地域振興局　保健福祉環境部　衛生・環境課長 鹿児島地域振興局　保健福祉環境部　健康企画課技術補佐兼衛生・環境係長 (土木担当) 北薩地域振興局　建設部長 鹿児島地域振興局　建設部長	(保健福祉担当) 北薩地域振興局　保健福祉環境部 鹿児島地域振興局　保健福祉環境部 (避難担当) 北薩地域振興局　総務企画部 鹿児島地域振興局　総務企画部 (輸送(公共交通)担当) 交通政策課 北薩地域振興局　総務企画部 鹿児島地域振興局　総務企画部 (文教担当) 北薩教育事務所 鹿児島教育事務所 (飲食物安全担当) 生活衛生課　社会福祉課 北薩地域振興局　保健福祉環境部 鹿児島地域振興局　保健福祉環境部 (土木担当) 北薩地域振興局　建設部 鹿児島地域振興局　建設部
警察チーム	警察本部警備課危機管理調査官		(危機管理・災害警備担当) 警察本部警備課
産業経済チーム	北薩地域振興局 農林水産部長 鹿児島地域振興局 農林水産部長	(農政担当) 北薩地域振興局　農林水産部　農政普及課長 鹿児島地域振興局　農林水産部　農政普及課長 (林務水産担当) 北薩地域振興局　農林水産部　林務水産課長 鹿児島地域振興局　農林水産部　林務水産課長 (商工労働担当) 商工労働水産部次長 (観光交流担当) 観光・文化スポーツ部次長	(農政担当) 北薩地域振興局　農林水産部 鹿児島地域振興局　農林水産部 (林務水産担当) 北薩地域振興局　農林水産部 鹿児島地域振興局　農林水産部 (商工労働担当) 商工政策課、雇用労政課 (観光交流担当) ＰＲ観光課、国際交流課
運営支援チーム	北薩地域振興局 総務企画部 県税課長 鹿児島地域振興局 総務企画部 県税管理課長	北薩地域振興局　建設部　建設総務課長 鹿児島地域振興局　建設部　建設総務課長	(管理調達担当) 北薩地域振興局 総務企画部、保健福祉環境部、農林水産部、建設部 鹿児島地域振興局 総務企画部、保健福祉環境部、農林水産部、建設部 北薩教育事務所 鹿児島教育事務所

別表22　災害対策本部の組織，構成，所掌事務（複合災害時）

対策部名	班　名	課　名	所　掌　事　務
危機管理防災対策部（危機管理防災局長）	本部連絡班	危機管理課 災害対策課 原子力安全対策課 消防保安課	1.　災害対策本部会議の運営，現地本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2.　災害状況の把握に関すること。 3.　各対策部及び各関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 4.　原子力発電所の異常事象の状況把握に関すること。 5.　県における防護措置の決定に関すること。 6.　緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。 7.　災害応急対策の総合調整に関すること。 8.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 9.　自衛隊等の出動要請に関すること。 10.　災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。 11.　現地災害対策本部等の災害対策事務に要する経費に関すること。 12.　市町村災害対策本部の運営指導に関すること。 13.　無線通信の運用及び保守に関すること。 14.　都市ガス，ＬＰガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 15.　代替オフサイトセンターの開設に関すること。 16.　業務継続計画に関すること。 17.　原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。 18.　避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものを除く。）に関すること。 19.　本部長が特に命じたこと。

対策部名	班　名	課　名	所　掌　事　務
総務対策部 （総務部長）	秘　書　班	秘　書　課	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	人　事　班	人　事　課	1.　総務対策部の総括に対すること。 2.　災害時における人員の動員及び調整に関すること。 3.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 4.　市町村に対する応援の派遣に関すること。 5.　職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。
	広　報　班	広　報　課	1.　広報に関すること。 2.　災害写真に関すること。 3.　報道機関との連絡調整に関すること。 4.　住民からの相談に係る連絡調整に関すること。
	学事法制班	学事法制課	1.　県立短期大学及び私立学校（大学，短大及び幼稚園を除く。）の被害の調査及び対策に関すること。 2.　教育施設との連絡調整に関すること。
	市 町 村 班	市 町 村 課	1.　被災市町村の行財政運営に対する助言に関すること。 2.　市町村の応急復旧に要する資金に関すること。
	財　政　班	財　政　課	1.　災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 2.　県有財産の被害の調査に関すること。
	税　務　班	税　務　課	災害による県税の減免に関すること。
	総務事務班	総務事務センター	1.　職員の安全衛生管理に関すること。 2.　職員の災害の補償に関すること。 3.　災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関すること。
男女共同参画対策部 （男女共同参画局長）	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	1.　男女共同参画対策部の総括に関すること。 2.　青少年男女共同参画課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 4.　PAZ避難施設の調整に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
男女共同参画対策部（男女共同参画局長）	くらし共生協働班	くらし共生協働課	1.　くらし共生協働課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2.　関係物資の価格需要動向の実態等調査に関すること。 3.　適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関すること。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関すること。
総合政策対策部（総合政策部長）	総合政策班	総合政策課	1.　総合政策対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	デジタル推進班	デジタル推進課	本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関すること。
	統計班	統計課	他の班の応援に関すること。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関すること。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関すること。
	交通政策班	交通政策課	1.　公共交通機関に関すること。 2.　県バス協会等への協力要請に関すること。
観光・文化スポーツ対策部（観光・文化スポーツ部長）	ＰＲ観光班	ＰＲ観光課	1.　観光・文化スポーツ対策部の総括に関すること。 2.　観光・文化スポーツ対策部関係の被害の調査及び報告に関すること。 3.　風評被害対策に関すること。 4.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 5.　ＰＲ観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 6.　観光客等宿泊施設及び観光施設の一時滞在者の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人の被災状況調査等の支援に関すること。
	文化振興班	文化振興課	1.　文化振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2.　PAZ避難施設の調整に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	スポーツ振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	スポーツ･コンベンション整備班	スポーツ･コンベンション整備班	スポーツ・コンベンションセンター関連施設の被害の調査及び対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
環境林務対策部（環境林務部長）	環境林務班	環境林務課	1.　環境林務対策部の総括に関すること。 2.　環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3.　林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。 4.　風評被害対策に関すること。 5.　地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関すること。 6.　林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 7.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策班	廃棄物・ﾘｻｲｸﾙ対策課	1.　ごみ，し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 2.　回収油の処分についての連絡調整に関すること。
	自然保護班	自然保護課	1.　野生生物の保護に関すること。 2.　自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。
	森林経営班	森林経営課	1.　特用林産物の汚染状況調査に関すること。 2.　特用林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3.　風評被害対策に関すること。 4.　造林地等の被害調査に関すること。 5.　森林経営課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	かごしま材振興班	かごしま材振興課	1.　林産物の汚染状況調査に関すること。 2.　林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3.　林道の被害の調査及び応急措置に関すること。 4.　災害復旧用木材の供給に関すること。 5.　風評被害対策に関すること。
	森づくり推進班	森づくり推進課	1.　治山関係施設等の被害の調査及び応急措置に関すること。 2.　県営林の被害の調査に関すること。 3.　林野火災に関すること。 4.　森づくり推進課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
保健福祉対策部（保健福祉部長）	保健医療福祉班	保健医療福祉課	1.　保健福祉対策部（子ども政策対策部を除く。）の総括に関すること。 2.　保健所との連絡に関すること。 3.　社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4.　医療機関との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5.　避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものに限る。）に関すること。 6.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 7.　原子力災害医療対策に関すること。 8.　被災者の医療救護に関すること。 9.　災害救護事務(死体の検案を含む)に関すること。 10.　安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。 11.　安定ヨウ素剤の備蓄，確保，安定ヨウ素剤関連の資機材の保管・管理，調整に関すること。
	国民健康保険班	国民健康保険課	災害による国民健康保険税等の減免に関すること。
	社会福祉班	社会福祉課	1.　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。 2.　災害弔慰金の支給等に関する法律　（昭和48年法律第82号）に基づく諸対策に関すること。 3.　被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく諸対策に関すること。 4.　日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 5.　義援金品に関すること。 6.　救助状況の報告に関すること。 7.　ボランティア活動の情報提供に関すること。
	健康増進班	健康増進課	1.　感染症予防に関すること。 2.　被災者及び災害対策要員の健康管理に関すること。 3.　感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること。
	感染症対策班	感染症対策課	他の班の応援に関すること。
	医師･看護人材班	医師･看護人材課	他の班の応援に関すること。
	障害福祉班	障害福祉課	1.　被災した障害者の援護に関すること。 2.　障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。

保健福祉対策部（保健福祉部長）	生活衛生班	生活衛生課	1.　災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。 2.　飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関すること。 3.　飲料水の摂取制限等及び供給に関すること。 4.　飲食物の摂取制限に関すること。 5.　風評被害対策に関すること。 6.　動物（ペットに限る。）救援対策に関すること。
	薬務班	薬務課	1.　安定ヨウ素剤以外の災害対策医薬品の備蓄及び確保に関すること。 2.　救急用医薬品，安定ヨウ素剤以外の衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 3.　血液の確保に関すること。 4.　安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
	高齢者生き生き推進班	高齢者生き生き推進課	1.　被災した高齢者の援護に関すること。 2.　高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
子ども政策対策部	子ども政策班	子ども政策課	1.　子ども政策対策部の総括に関すること。 2.　子ども政策課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	子育て支援班	子育て支援課	1.　被災した妊産婦や乳幼児の援護に関すること。 2.　子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関すること。
	子ども福祉班	子ども福祉課	1.　被災した児童の援護に関すること。 2.　被災した母子世帯及び父子世帯の援護に関すること。 3.　子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 4.　子ども福祉課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
商工労働水産対策部（商工労働水産部長）	商工政策班	商工政策課	1.　商工労働水産対策部の総括に関すること。 2.　商工労働水産関係の被害の調査及び報告に関すること。 3.　風評被害対策に関すること。 4.　災害用物資の入手あっせんに関すること。 5.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
商工労働水産対策部（商工労働水産部長）	中小企業支援班	中小企業支援課	中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	販路拡大・輸出促進班	販路拡大・輸出促進課	他の班の応援に関すること。
	産業人材確保・移住促進班	産業人材確保・移住促進課	他の班の応援に関すること。
	外国人政策推進班	外国人政策推進課	他の班の応援に関すること。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関すること。
	エネルギー対策班	エネルギー対策課	他の班の応援に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1. 漁業関係の被害の調査に関すること。 2. 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 3. 水産物の汚染状況調査に関すること。 4. 水産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 5. 風評被害対策に関すること。 6. 災害対策用船艇の斡旋に関すること。 7. 緊急輸送手段としての県有の船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関すること。 8. 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1. 漁港施設等の被害調査に関すること。 2. 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3. 緊急輸送施設の確保に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
農政対策部 （農政部長）	農　政　班	農　政　課	1.　農政対策部の総括に関すること。 2.　農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3.　農産物の汚染状況調査に関すること。 4.　農産物の出荷の制限等に関すること。 5.　風評被害対策に関すること。 6.　地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。 7.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。
	農業経済班	農業経済課	1.　農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 2.　農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	経営技術班	経営技術課	1.　農業関係の被害の調査に関すること。 2.　農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。 3.　保管されている毒・劇物農薬の安全対策に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1.　農産物の収穫及び出荷の制限等に関すること。 2.　風評被害対策に関すること。 3.　災害救助法に基づく食糧（米穀）の調達に関すること。 4.　炊き出し用主食，副食物のあっせんに関すること（災害救助法適用米穀を除く）。 5.　救助用食糧のあっせんに関すること。 6.　農産物等の被害の調査に関すること。 7.　農業災害技術対策の樹立及び推進に関すること。
	畜　産　班	・畜産振興課 ・家畜防疫対策課	1.　家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関すること。 2.　飼料及び畜産物の汚染状況調査に関すること。 3.　飼料及び畜産物の出荷制限等に関すること。 4.　風評被害対策に関すること。 5.　家畜の飼養管理・飼料管理に関すること。 6.　家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
	農地整備班	農地整備課	1.　農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に関すること。 2.　土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 3.　地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
農政対策部 (農政部長)	農地保全班	農地保全課	1.　農地，農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関すること。 2.　地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。
土木対策部 (土木部長)	監　理　班	監　理　課	1.　土木対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	道路建設班	道路建設課	1.　道路及び橋りょう等の被害の調査に関すること。 2.　道路の災害予防及び応急措置に関すること。
	道路維持班	道路維持課	1.　道路及び橋りょう等の被害の調査に関すること。 2.　災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 3.　道路の災害予防及び応急措置に関すること。 4.　緊急輸送道路の確保に関すること。 5.　道路情報表示による災害情報の提供に関すること。
	河　川　班	河　川　課	1.　土木復旧事業の総括に関すること。 2.　河川及び海岸の被害の調査及び対策に関すること。 3.　水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関すること。 4.　水位，流量その他の情報に関すること。 5.　土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 6.　地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関すること。
	砂　防　班	砂　防　課	1.　砂防関係事業に係る被害の調査に関すること。 2.　砂防関係施設等の応急措置に関すること。
	港湾空港班	港湾空港課	1.　港湾の被害の調査に関すること。 2.　津波及び高潮対策に関すること。 3.　災害関係航路標識に関すること。 4.　災害時における公有水面に関すること。 5.　空港の被害の調査に関すること。 6.　緊急輸送施設の確保に関すること。
	都市計画班	都市計画課	1.　公園，下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関すること。 2.　施工中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査及び対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
土木対策部 （土木部長）	建　築　班	建　築　課	1.　建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 2.　建築物及び宅地の被害の調査に関すること。 3.　県営住宅の被害の調査及び対策に関すること。 4.　住宅関係の融資に関すること。 5.　応急仮設住宅の建設に関すること。
出納対策部 （出納局長）	会　計　班	会　計　課	1.　出納対策部の総括に関すること。 2.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	管　財　班	管　財　課	1.　本部の応急設営に関すること。 2.　災害時における本庁の施設の利用に関すること。 3.　有線通信の運用及び保守に関すること。 4.　本庁電気施設の保守及び非常発電に関すること。 5.　災害事務のための車両に関すること。 6.　救援物資及び災害対策用物品の調達に関すること。
教育対策部 （教 育 長）	総務福利班	総務福利課	1.　教育対策部の総括に関すること。 2.　児童，生徒及び学校施設等の被害の調査及び対 策の取りまとめに関すること。 3.　教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教 職員の住宅の被害の調査に関すること。 4.　教育事務所との連絡調整に関すること。 5.　教職員の災害補償に関すること。 6.　教職員の健康管理に関すること。 7.　教職員等住宅の被害の調査に関すること。 8.　被災地の学校教育の確保に関すること。 9.　風評被害対策に関すること。 10.　部内各班の連絡調整に関すること。 11.　部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 12.　PAZ避難施設の調整に関すること。
	学校施設班	学校施設課	1.　学校施設の被害の調査及び対策に関すること。 2.　避難等に係る学校施設の提供・協力・調整に関 すること。
	教 職 員 班	教 職 員 課	教職員の動員及び調整に関すること。
	義務教育班	義務教育課	1.　児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2.　授業に係る措置に関すること。 3.　災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせん に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
教育対策部 （教 育 長）	高校教育班	高校教育課	1.　生徒の避難その他の対策に関すること。 2.　授業に係る措置に関すること。
	特別支援教育班	特別支援教育課	1.　児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2.　授業に係る措置に関すること。 3.　災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。
	保健体育班	保健体育課	1.　児童及び生徒の避難その他の対策に関すること（総括）。 2.　社会体育施設の被害の調査に関すること。 3.　PAZ避難施設の調整に関すること。
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関すること。
	文 化 財 班	文 化 財 課	文化財の被害の調査及び対策に関すること。
	人 権 同 和 教 育 班	人 権 同 和 教 育 課	他の班の応援に関すること。
災 害 警 備 対 策 部 (警察本部長)	災害警備対策部長が定める班		1.　災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 2.　被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 3.　交通規制・交通管制に関すること。 4.　死体の見分・検視に関すること。 5.　犯罪の予防社会秩序の維持に関すること。 6.　その他防災に関し，県警察の所掌すべきこと。
県立病院対策部 (県立病院事業管理者)	県立病院班	県立病院課	1.　県立病院との連絡に関すること。 2.　県立病院の被害の調査に関すること。

別表23　緊急時体制における現地本部等の組織図（複合災害時）

県の災害対策本部
（原子力災害＋一般災害）

災害対策本部長
（　知　事　）

副本部長
（副知事）

総括危機管理防災監
（危機管理防災局長）

対策部名	部　長
危機管理防災対策部	危機管理防災局長
総務対策部	総務部長
男女共同参画対策部	男女共同参画局長
総合政策対策部	総合政策部長
観光・文化スポーツ対策部	観光・文化スポーツ部長
環境林務対策部	環境林務部長
保健福祉対策部	保健福祉部長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長
出納対策部	出納局長
教育対策部	教育長
災害警備対策部	警察本部長
県立病院対策部	県立病院事業管理者

※　複合災害時の災害対策本部の構成は、原子力災害と一般災害等は同じ

県の現地本部

現地本部長
（副知事）

現地副本部長
（北薩地域振興局長）
（鹿児島地域振興局長）

総括・広報チーム
◎北薩地域振興局総務企画部長
◎鹿児島地域振興局総務企画部長
○北薩地域振興局総務企画部総務企画課長
○鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課長
○原子力安全対策課原子力安全対策監

医療チーム
◎川薩保健所長
○北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課長
○鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課長

住民安全チーム
◎北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課長
○鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課長
○北薩地域振興局総務企画部総務企画課課長補佐
○鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課課長補佐
○交通政策課課長補佐
○北薩教育事務所長
○鹿児島教育事務所長
○北薩地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長
○鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課技術補佐兼衛生・環境係長
○北薩地域振興局建設部長
○鹿児島地域振興局建設部長

警察チーム
◎警察本部警備課危機管理調査官

産業経済チーム
◎北薩地域振興局農林水産部長
◎鹿児島地域振興局農林水産部長
○北薩地域振興局農林水産部農政普及課長
○鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長
○北薩地域振興局農林水産部林務水産課長
○鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課長
○商工労働水産部次長
○観光・文化スポーツ部次長

運営支援チーム
◎北薩地域振興局総務企画部県税課長
◎鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長
○北薩地域振興局建設部建設総務課長
○鹿児島地域振興局建設部建設総務課長

環境放射線チーム
◎環境放射線監視センター所長
○環境放射線監視センター放射線監視室長
○環境放射線監視センター放射能分析室長

原子力災害合同対策協議会

◎内閣府副大臣
（又は内閣府大臣政務官）

全体会議
◎内閣府大臣官房審議官
（原子力防災担当）
（又は代理の職員）

総括班
◎原子力規制庁原子力規制部企画官級
○消防保安課課長補佐

広報班
◎原子力規制庁総務課広報室補佐級
○広報課課長補佐

医療班
◎原子力規制庁放射線防護グループ
放射線防護企画課企画官級
○保健医療福祉課課長補佐（医務担当）

住民安全班
◎内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
地域原子力防災推進官
○危機管理防災局次長

実動対処班
◎内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
補佐級
○危機管理防災局参事

運営支援班
◎原子力規制庁長官官房
会計部門企画官級
○北薩地域振興局
総務企画部県税課長
○鹿児島地域振興局
総務企画部県税管理課長

プラントチーム
◎原子力規制庁原子力規制部企画官級
○九州電力

放射線班
◎原子力規制庁放射線防護グループ
監視情報課補佐級
○環境保健センター副所長

緊急時モニタリングセンター
◎原子力規制庁放射線環境対策室長
○原子力規制庁
川内原子力規制事務所上席放射線防災専門官
放射線防災企画調整官
○環境放射線監視センター所長

◎：責任者，○：副責任者
　　は国及び事業者

第６章　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針

本章は，原災法第１５条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが，これ以外の場合であっても，原子力防災上必要と認められるときは，本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節　緊急事態解除宣言後の対応

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，秘書課，広報課，保健医療福祉課，社会福祉課，健康増進課，生活衛生課，薬務課，商工政策課，ＰＲ観光課，国際交流課，雇用労政課，北薩地域振興局，鹿児島地域振興局，環境放射線監視センター，環境保健センター〕

県は，内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても，引き続き存置される国現地本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

〔実施責任：原子力安全対策課〕

１　汚染が著しい区域の避難等の市町への助言

(1) 避難区域設定等の助言

県は，原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく，避難のための立退き又は屋内退避の必要があると認めるときは，市町に対し同措置の実施を助言するものとする。

(2) 警戒区域設定等の市町への助言

県は，原子力災害事後対策実施区域において放射性物質の汚染が著しく，警戒区域等を設定して当該区域への立入りの制限や禁止，当該区域からの退去の必要があると認めるときは，市町に対し同措置の実施を助言するものとする。

２　警戒区域設定に伴う市町への支援

県は，市町が国と連携して原子力災害事後対策実施区域において警戒区域を設定する場合，警戒区域設定に伴う広報，立入規制，一時立入等に関する計画の策定を支援するものとする。

３　市町からの報告

県は，市町が避難区域等の設定を見直した場合には，その旨の報告を受けるものとする。

第４節　放射性物質による環境汚染への対処

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，保健医療福祉課，廃棄物・リサイクル対策課，環境保全課，市町，九州電力，その他の関係機関〕

県は，国，市町，九州電力及びその他の関係機関とともに，放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第５節　各種制限措置等の解除

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，森林経営課，かごしま材振興課，生活衛生課，水産振興課，農政課，農産園芸課，畜産振興課，家畜防疫対策課，県警察〕

県は，緊急時モニタリング等による地域の調査，国が派遣する専門家等の判断，国の指導・助言及び指示に基づき，緊急事態応急対策として実施された，立入り制限，飲食物の出荷制限及び摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するとともに，解除実施状況を確認するものとする。

また，県警察は，必要に応じて，実施した交通規制の解除を行うものとする。

第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

〔実施責任：原子力安全対策課，環境放射線監視センター，広報課〕

県は，原子力緊急事態解除宣言後，国の統括の下，関係省庁及び九州電力等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い，その結果を速やかに公表するものとする。その後，平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第７節　災害地域住民に係る記録等の作成

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，森林経営課，かごしま材振興課，水産振興課，農政課，農産園芸課，畜産振興課，家畜防疫対策課，各地域振興局〕

１　災害地域住民の記録

県は，市町が，避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明，また，避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

２　影響調査の実施

県は，必要に応じ農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

３　災害対策措置状況の記録

県は，被災地の汚染状況，緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第８節　被災者等の生活再建等の支援

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，消防保安課，税務課，環境林務課，廃棄物・リサイクル対策課，保健医療福祉課，社会福祉課，健康増進課，障害福祉課，生活衛生課，薬務課，子ども福祉課，高齢者生き生き推進課，農業経済課，農産園芸課，商工政策課，中小企業支援課，雇用労政課，建築課，財政課，県警察，市町村〕

１　生活再建等への支援

県は，国及び市町村と連携し，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

２　相談窓口等の設置等によるサービスの提供

県は，国及び市町村と連携し，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，避難先の地方公共団体と協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

３　支援の機動的・弾力的推進

県は，市町村と連携し，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的推進の手法について検討する。

第９節　風評被害等の影響の軽減

〔実施責任：危機管理課，災害対策課，原子力安全対策課，森林経営課，かごしま材振興課，保健医療福祉課，生活衛生課，商工政策課，産業立地課，水産振興課，ＰＲ観光課，農政課，農産園芸課，畜産振興課，家畜防疫対策課〕

県は，国及び市町村と連携し，科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう，必要に応じて以下のような活動を行うものとする。

１　放射能汚染状況等の公表等

(1) 農林畜水産業，地場産業の産品等について，県等が実施した放射能汚染状況の調査結果を公表するとともに，必要な場合には，証明書の発行等の対応を実施する。

(2) 医療機関について，被ばく患者の処置を行った処置室等の汚染の有無を確認し，その結果を県民に対し公表する。

２　地域経済への影響の把握

緊急事態応急対策実施区域あるいは県内における農林畜水産業，商工業，観光産業等地域経済への影響を把握する。

３　適正な流通の促進

(1) 県産品等に対する市場や消費者の動向を把握する。

(2) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために，農林畜水産業，地場産業の産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

４　風評被害の対応体制の整備

風評被害の影響は，長期間に及ぶ可能性があるため，継続的に対応が可能となる体制を整備する。

第10節　被災中小企業等に対する支援

〔実施責任：中小企業支援課〕

県は，国と連携し，必要に応じ災害復旧高度化資金貸付を行うとともに，県中小企業融資制度等により，設備資金，運転資金の融資等による支援を行うものとする。

また，被災中小企業等に対する援助，助成措置について広く広報するとともに，相談窓口を設置するものとする。

第11節　心身の健康相談体制の整備

〔実施責任：地域振興局，支庁〕

県は，国からの放射性物質による汚染状況調査や，原子力災害対策指針に基づき，国及び市町村とともに，原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節　物価の監視

〔実施責任：消費者行政推進室〕

県は，国と連携し，生活必需品の物価の監視を行うとともに，速やかにその結果を公表するものとする。

第13節　復旧・復興事業からの暴力団排除

〔実施責任：監理課，県警察〕

県警察は，暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災した県，業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

資　　料

1　原子力事業者，国，地方公共団体が採ることを想定される措置等

2　防護措置実施のフローの例

3　川内原子力発電所におけるＥＡＬについて

4　ＯＩＬと防護措置について

5　避難に当たっての住民等への指示事項

6　避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

7　避難所における住民等に対する留意事項

表１－１　原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２）

（発電用原子炉（第２（３）②（ｉ）ただし書の場合を除く。））

注：本イメージは各主体の一般的な[illegible]

事態区分	主体	PAZ（～概ね半径5km）体制整備	PAZ 情報収集	PAZ モニタリング	PAZ 防護措置	UPZ（概ね半径5～30km）体制整備	UPZ 情報収集	UPZ モニタリング	UPZ 防護措置	UPZ外 体制整備	UPZ外 情報収集	UPZ外 モニタリング	UPZ外 防護措置
警戒事態	原子力事業者	[illegible]	[illegible]	[illegible]									
警戒事態	地方公共団体	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]		[illegible]			[illegible]
警戒事態	国	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	－	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
施設敷地緊急事態	原子力事業者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	－	－	[illegible]	－	－	－	－	[illegible]	－
施設敷地緊急事態	地方公共団体	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	－	[illegible]
施設敷地緊急事態	国	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	－	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
全面緊急事態	原子力事業者	[illegible]	[illegible]	[illegible]	－	－	[illegible]	－	－	－	－	[illegible]	－
全面緊急事態	地方公共団体	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		[illegible]
全面緊急事態	国	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

表1－1　原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

（発電用原子炉（第2項第3号に掲げる事業を行う者の設置するものを除く。）ただし書の場合を除く。）

※1：マイナス　：は色手法が（時的存在感を示っており、各主体において、に対応の仕方について検討に係る各手段の行動をとる上とする。

			PAZ（予防的防護措置区域）				UPZ（緊急時防護措置区域）									
			体制整備	情報収集	モニタリング	対処措置	体制整備	情報収集	モニタリング	対処措置	体制整備	情報収集	モニタリング	対処措置
第1フェーズ（事態に備える段階）	第1フェーズ（事態に備える段階）	原子力事業者	-	-	-	-	-	・関係自治体への連絡 ・ヤギ等への飼料摂取禁止	・モニタリングの実施	・【地方公共団体】モニタリング ・【国】モニタリングへの助言 ・【原子力事業者】モニタリングの実施 ・【国】 ・実施の要請 ・【地方公共団体】モニタリング ・【原子力事業者】モニタリングの実施	-	-	-	[地方公共団体]モニタリング ・【国】甲状腺被ばくモニタリングへの助言 ・【原子力事業者】甲状腺被ばくモニタリングの実施 [国] ・【地方公共団体】甲状腺被ばくモニタリングの実施 ・【原子力事業者】甲状腺被ばくモニタリングの実施 ・【国】 ・【地方公共団体】モニタリング ・【原子力事業者】モニタリング ・【地方公共団体】モニタリング ・【原子力事業者】モニタリング ・【国】甲状腺被ばくモニタリングの実施 ・【地方公共団体】甲状腺被ばくモニタリングの実施 ・【原子力事業者】甲状腺被ばくモニタリングの実施 [地方公共団体] ・【国】地域防災計画の修正 ・【原子力事業者】モニタリング ・【国】甲状腺被ばくモニタリングへの助言 ・【地方公共団体】甲状腺被ばくモニタリングの実施 ・【原子力事業者】甲状腺被ばくモニタリングの実施 ・【地方公共団体】モニタリング ・【国】モニタリングへの助言 ・【原子力事業者】モニタリング

図1　防護措置等の実施フローの例

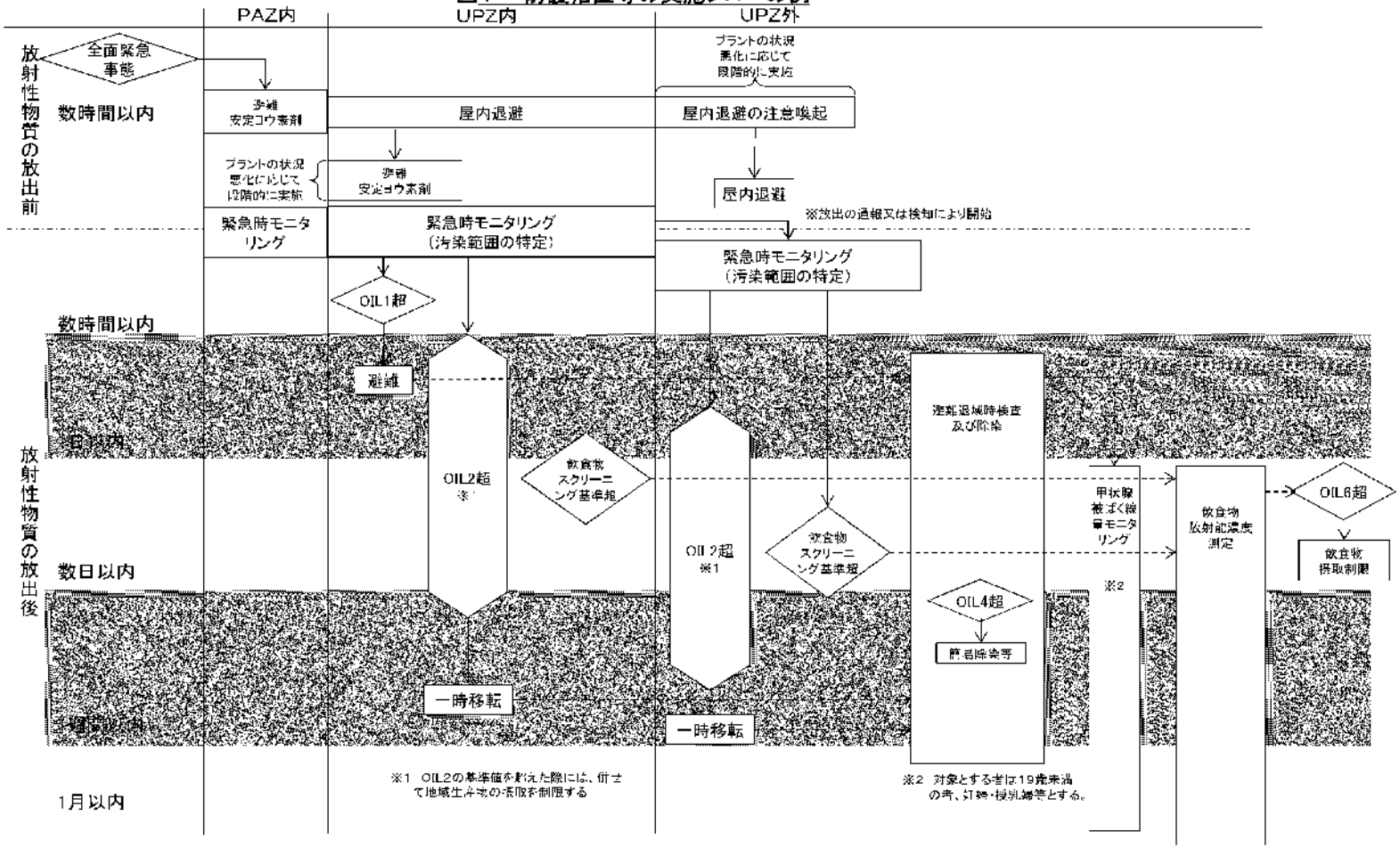

川内原子力発電所におけるＥＡＬについて

川内原子力発電所における警戒事態を判断するＥＡＬ(1/2)
１．原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（ＡＬ１１） 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され，その状態が一定時間継続された場合において，当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと，又は原子炉の非常停止が必要な場合において，原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと，若しくは停止したことを確認することができないこと。
２．原子炉冷却材の漏えい（ＡＬ２１） 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり，定められた時間内に定められた措置を実施できないこと，又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
３．蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（ＡＬ２４） 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において，電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
４．非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（ＡＬ２５） 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること，全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること，又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。
５．停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（ＡＬ２９） 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
６．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（ＡＬ３０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
７．単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＡＬ４２） 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること，又は，燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における警戒事態を判断するＥＡＬ(2/2)
８．原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（ＡＬ５１） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
９．所内外通信連絡機能の一部喪失（ＡＬ５２） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
１０．重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（ＡＬ５３） 重要区域において，火災又は溢水が発生し，安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
１１．外的事象（自然災害）の発生 （１）大地震の発生 当該原子力事業所所在市町村において，震度６弱以上の地震が発生した場合。 （注）事業者からの連絡は不要。 （２）大津波警報の発表 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において，大津波警報が発表された場合。 （注）事業者からの連絡は不要。 （３）外的事象の発生（自然災害） 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻，洪水，台風，火山等）。
１２．原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （注）事業者からの連絡は不要。
１３．その他原子炉施設の重要な故障等 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 （注）事業者からの連絡は不要。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(1/5)
１．敷地境界付近の放射線量の上昇（ＳＥ０１） 【政令第４条第４項第１号】 （１）又は（２）のいずれかに該当する場合 （１）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について，ガンマ線で５μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 ただし，落雷のときに検出された場合，又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして，原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 （２）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５μSv/hを下回っている場合において，当該放射線測定設備の一又は二以上について，ガンマ線で１μSv/h以上を検出したときは，１μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が５μSv/h以上となったこと。
２．通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＳＥ０２） 【政令第４条第４項第２号　通報事象等規則第５条第１項第１号～３号】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。
３．通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＳＥ０３） 【政令第４条第４項第２号　通報事象等規則第５条第１項第１号～３号】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(2/5)
４．火災爆発等による管理区域外での放射線の放出（ＳＥ０４） 【政令第４条第４項第３号イ】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において，火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，５０μSv/h以上の放射線量の水準が１０分間以上継続して検出されたこと。 又は，火災，爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって，その状況に鑑み，上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。
５．火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（ＳＥ０５） 【政令第４条第４項第３号ロ】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において，火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，当該場所における放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして，空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は，火災，爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって，その状況に鑑み，上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。
６．施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（ＳＥ０６） 【通報事象等規則第７条第２号】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において，核燃料物質の形状による管理，質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
７．原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（ＳＥ２１） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(１)】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において，非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
８．蒸気発生器給水機能の喪失（ＳＥ２４） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(２)】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(3/5)
９．非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失（ＳＥ２５） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(３)】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し，かつ，その状態が３０分間以上継続すること。
１０．直流電源の部分喪失（ＳＥ２７） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(４)】 非常用直流母線が一となった場合において，当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。
１１．停止中の原子炉冷却機能の喪失（ＳＥ２９） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(５)】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
１２．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（ＳＥ３０） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(６)】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと，又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において，当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
１３．格納容器健全性喪失のおそれ（ＳＥ４１） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(10)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
１４．２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＳＥ４２） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(12)】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること，燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること，又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(4/5)
１５．原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（ＳＥ４３） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(11)】 炉心の損傷が発生していない場合において，原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
１６．原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失（ＳＥ５１） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(７)】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること，又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において，原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
１７．所内外通信連絡機能の全ての喪失（ＳＥ５２） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(８)】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
１８．火災・溢(いつ)水による安全機能の一部喪失（ＳＥ５３） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(９)】 火災又は溢(いつ)水が発生し，安全機器等の機能の一部が喪失すること。
１９．防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（ＳＥ５５） 【通報事象等規則第７条第１号の表ロの項(13)】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され，又は放出されるおそれがあり，原子力事業所周辺において，緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

川内原子力発電所における施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ(5/5)
２０．事業所外運搬での放射線量の上昇（ＸＳＥ６１） 【政令第４条第４項第４号　外運搬通報命令第２条第１項，第２項】 火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた場所において，１００μSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 火災，爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって，その状況に鑑み，上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には，当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については，原子力災害対策指針表２に記載なし。
２１．事業所外運搬での放射性物質の漏えい（ＸＳＥ６２） 【政令第４条第４項第５号　外運搬通報命令第３条】 火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，当該事象に起因して，事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については，原子力災害対策指針表２に記載なし。

・「政令」とは，「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。

・「通報事象等規則」とは，「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。

・「外運搬通報命令」とは，「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」をいう。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(1/4)
１．敷地境界付近の放射線量の上昇（ＧＥ０１） 【政令第６条第３項第１号】 （１）若しくは（２）又は（３）のいずれかに該当する場合 （１）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備が二地点以上において，又は１０分間以上継続して，ガンマ線で５μSv/h以上が検出されたこと。 ただし，落雷のときに検出された場合，又は全ての排気筒モニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するための全てのエリアモニタリング設備により検出された数値に異常が認められないものとして，原子力規制委員会へ報告した場合は除く。 （２）「原災法」第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５μSv/hを下回っている場合において，当該放射線測定設備の一又は二以上について，ガンマ線で１μSv/h以上を検出したときは，１μSv/h以上を検出した放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において測定した中性子線量の合計が１０分間以上継続して５μSv/h以上となったこと。 （３）所在都道府県知事又は関係都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって，「原災法」第１１条第１項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものが，二地点以上において，又は１０分間以上継続して，ガンマ線で５μSv/h以上が検出されたこと。 ただし，落雷のときに検出された場合は除く。
２．通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＧＥ０２） 【政令第６条第４項第１号　通報事象等規則第１２条第１項】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。
３．通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＧＥ０３） 【政令第６条第４項第１号　通報事象等規則第１２条第１項】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５μSv/hに相当するものとして「通報事象等規則」第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が１０分間以上継続して検出されたこと。
４．火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（ＧＥ０４） 【政令第６条第３項第２号】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において，火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，５mSv/h以上の放射線量の水準が１０分間以上継続して検出されたこと。 又は，火災，爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって，その状況に鑑み，上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(2/4)
５．火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（ＧＥ０５） 【政令第６条第４項第２号】 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において，火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，当該場所における放射能水準が５００μSv/hの放射線量に相当するものとして，空気中の放射性物質について「通報事象等規則」第６条第２項に定める基準の１００倍以上の放射性物質の濃度の水準が検出されたこと。 又は，火災，爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって，その状況に鑑み，上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。
６．施設内（原子炉外）での臨界事故（ＧＥ０６） 【政令第６条第４項第３号】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において，核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
７．全ての原子炉停止操作の失敗（ＧＥ１１） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(１)】 原子炉の非常停止が必要な場合において，全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと，又は停止したことを確認することができないこと。
８．原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（ＧＥ２１） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(２)】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において，全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
９．蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（ＧＥ２４） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(３)】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において，全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
１０．非常用交流高圧母線の１時間以上喪失（ＧＥ２５） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(５)】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し，かつ，その状態が１時間以上継続すること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(3/4)
１１．全直流電源の５分間以上喪失（ＧＥ２７） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(６)】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し，かつ，その状態が５分間以上継続すること。
１２．炉心損傷の検出（ＧＥ２８） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(７)】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
１３．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（ＧＥ２９） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(８)】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で，当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し，かつ，燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
１４．使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（ＧＥ３０） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(９)】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること，又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において，当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
１５．格納容器圧力の異常上昇（ＧＥ４１） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(４)】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
１６．２つの障壁の喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＧＥ４２） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(11)】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において，原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

川内原子力発電所における全面緊急事態を判断するＥＡＬ(4/4)
１７．原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（ＧＥ５１） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(10)】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること，又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において，原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
１８．住民の避難を開始する必要がある事象発生（ＧＥ５５） 【通報事象等規則第14条の表ロの項(12)】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され，又は放出されるおそれがあり，原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
１９．事業所外運搬での放射線量の異常上昇（ＸＧＥ６１） 【政令第６条第３項第３号】 火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた場所において，１０mSv/h以上の放射線量が検出されたこと。 火災，爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって，その状況に鑑み，上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には，当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 （注）事業所外運搬については，原子力災害対策指針表２に記載なし。
２０．事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（ＸＧＥ６２） 【政令第６条第４項第４号　外運搬通報命令第４条】 火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，当該事象に起因して，放射性物質の種類に応じ，「外運搬通報命令」第４条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 （注）事業所外運搬については，原子力災害対策指針表２に記載なし。

表３　ＯＩＬと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数 cm での検出器の計数率） β線：13,000cpm※4【１か月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 ／ 飲料水 牛乳・乳製品 ／ 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 放射性ヨウ素 ／ 300Bq/kg ／ 2,000Bq/kg※8 放射性セシウム ／ 200Bq/kg ／ 500Bq/kg プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ／ 1Bq/kg ／ 10Bq/kg ウラン ／ 20Bq/kg ／ 100Bq/kg	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおおね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

避難に当たっての住民等への指示事項

１　避難対象区域の住民等への指示事項

関係市町は，避難を実施する場合には，避難区域内の住民等に対し，次の事項を正確かつ簡潔に伝え，指示の徹底を図る。

（１）電気・ガス及び水道の元栓を閉める。

（２）戸締りをする。

（３）落ち着いて行動する。

（４）自家用車がある場合には自家用車を利用し，ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか，又は集合場所に集合し，用意されるバス等を利用する。

（５）各避難所（施設）ごとに決められた避難経路を移動する。

（６）避難経路においては，誘導員の指示に従う。

（７）住所地でない方については，自宅等への帰路につくか，少なくとも原子力発電所から３０キロ圏外へ移動する。

３０キロ圏外へ移動できない場合は，最寄りの集合場所へ移動する。

２　屋内退避対象地域の住民等への指示事項

関係市町は，屋内退避を実施する場合には，屋内退避区域内の住民等に対し，次の事項を正確かつ簡潔に伝え，指示の徹底を図る。

（１）住民は，原則として屋内にとどまる。

（２）全ての窓，扉等の開口部を閉じ，全ての空調設備，換気扇等を止めて，屋内への外気の流入を防止する。

（３）なるべく外気の流入する個所を離れて，屋内の中央にとどまる。

（４）食料品の容器には，フタやラップをする。

（５）テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。

（６）電話による行政機関への問い合わせは，極力控える。

（７）どうしても自主避難する場合は，自治会長等に避難先を伝え避難する。

（８）住所地でない方については，速やかに自宅等への帰路につくか，少なくとも原子力発電所から３０キロ圏外へ移動する。

３０キロ圏外へ移動できない場合は，最寄りの公共施設等へ退避する。

避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

1　県，関係市町及び受入市町村は，避難の指示等の広報・伝達に当たり，社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに,次の点に留意して広報・伝達する。

・事実を伝えること。
・最新の情報であること。
・正確に伝えること。
・簡潔に伝えること。
・明瞭に伝えること。
・礼儀正しく伝えること。
・必要な情報は省略せず伝えること。
・あいまいな情報は慎むこと。
・繰り返し伝えること。

2　広報する事項は概ね次のとおりとする。

・事故が発生した施設名，所在地，事故の発生日時及び事故の概要
・事故の状況と今後の予測
・原子力発電所における対策状況
・行政機関の対策状況
・対象住民等がとるべき行動
・避難対象区域又は屋内退避区域
・その他必要と認める事項

避難所における住民等に対する留意事項

関係市町は，避難所の住民に対し，次の事項を正確かつ簡潔に伝え，住民の不安を取り除くよう努める。

1　避難所においては，相互に助け合うとともに，関係市町の避難所責任者の指示に従い，冷静に行動するようお願いする。

2　避難状況の把握への協力をお願いする。なお，避難所を離れる場合には，避難所責任者へその旨報告するようお願いする。

3　健康調査等を行う場合には，協力をお願いする。

4　不審な情報は，関係市町・警察等に確認する。また，避難住民に対し，放射線被ばくなどに対する言われなき，誹謗，中傷，差別といった事態が起こらないよう配慮する。